

**第3期 白鷹町
子ども・子育て支援事業計画**

令和7年3月
白鷹町

目次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 SDGsから考える子ども・子育て施策	7
4 計画期間	8
5 計画の策定体制	8
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	13
1 子ども人口と子育て家庭の状況と課題	13
2 就労状況	16
3 子育て支援事業の状況	17
4 第2期計画の経過と評価	18
Ⅰ. 子育てに関する各種施策の推進	18
Ⅱ. 「教育・保育」に関するこれまでの経過	19
Ⅲ. 「地域子ども・子育て支援事業」に関するこれまでの経過	20
Ⅳ. 第2期計画における施策の展開、各事業の実績と評価	23
5 ニーズ調査の結果について	41
第3章 計画の基本的な考え方	60
1 計画の基本理念	60
2 計画の施策目標	61
3 子ども・子育て支援法に基づく取組み	64
4 施策の体系図	66
第4章 施策の展開	69
施策目標1 こどもの「生きる力」の育成	69
施策目標2 子育て家庭の健康づくりの推進	72
施策目標3 子育て家庭への支援の充実	76
施策目標4 仕事と家庭の両立の推進	82
施策目標5 こども・子育てに配慮したまちづくり	84
施策目標6 地域における子育て支援の充実	87
施策目標7 次代の親の育成	90
第5章 子ども・子育て支援法に基づく取組み	93
1 教育・保育提供区域の設定	93
2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」の推計方法	93
3 教育・保育に関する「量の見込み」と「確保方策」	94
4 地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」と「確保方策」	98
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	104
6 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組み	104
7 国の放課後児童対策に基づく白鷹町行動計画	106
第6章 計画の推進にあたって	108
1 計画の周知	108
2 関係機関等との連携・協働	108
3 白鷹町子ども・子育て会議での意見聴取	108
参考資料	110
1 白鷹町の子育てサービスの状況	111
2 白鷹町教育・保育理念及び教育・保育方針	113

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育ての状況が大きく変化しています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

これまで、エンゼルプラン（平成6年）をはじめとした次世代育成支援対策推進法（平成15年）など少子化対策を推進してきましたが、1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均値であるわが国の合計特殊出生率は、令和4年時点で1.26、本町が1.01と依然低い数値で推移しています。

平成24年8月には「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から開始されました。平成26年4月には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が延長され、地方公共団体および企業における行動計画の策定を継続していくことが規定されました。

平成29年6月には自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための「子育て安心プラン」、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図るための目標が設定されました。

令和元年6月のこどもの貧困対策推進法の改正により、こどもの貧困対策計画策定の努力義務が課されました。また、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげる狙いの幼児教育の無償化が令和元年10月から始まりました。

これらの法の整備に基づき「確かな次代（あした）を、地域みんなで～白鷹っ子の笑顔かがやくまち～」を基本理念に、第2期「白鷹町子ども・子育て支援事業計画」を策定し計画的に施策・事業を進めてきました。

依然として少子化は進行していますが、第3期「白鷹町子ども・子育て支援事業計画」は、第2期の進捗状況や実績評価等を踏まえた上で、国の法改正や基本指針に基づいて策定し、本町の子ども・子育て施策の更なる深化をめざすものです。

2 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。さらに、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画および子ども貧困対策推進法、子ども・若者育成支援推進法に基づく町の支援について盛り込みます。

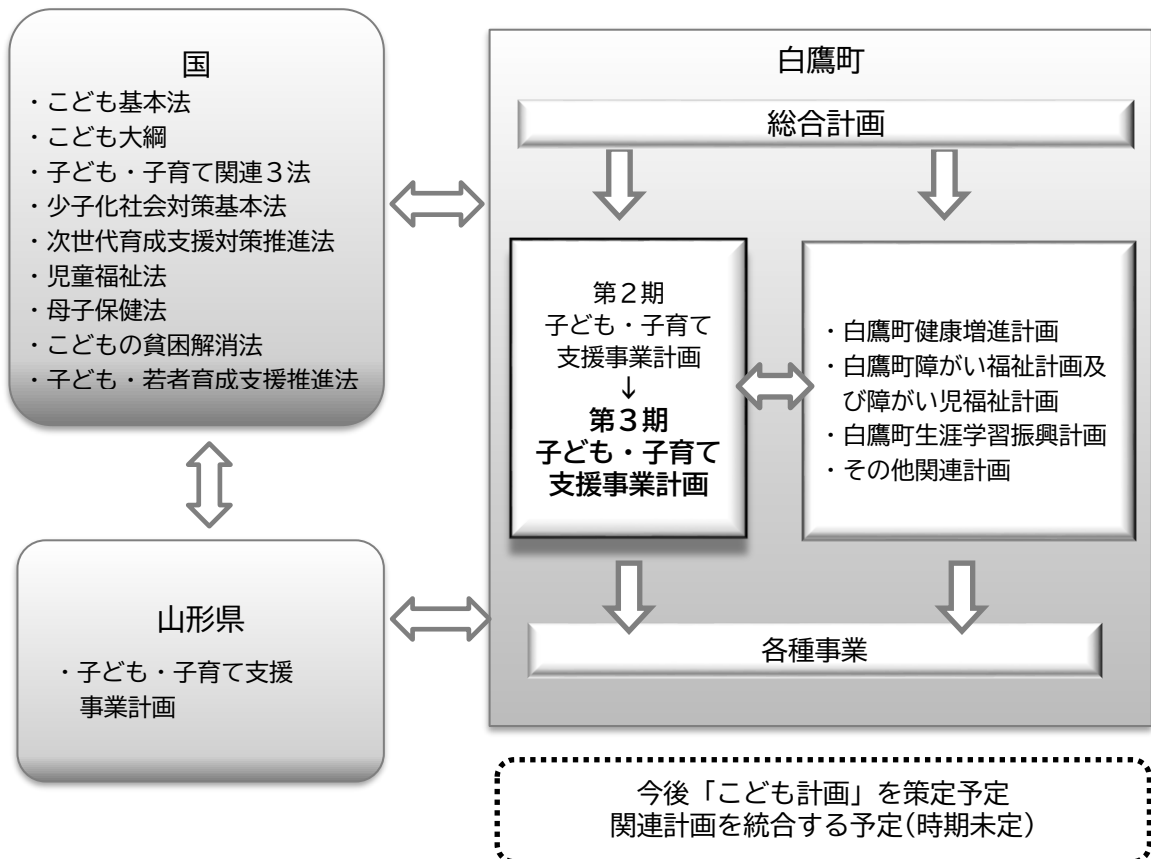
本町の上位計画である「白鷹町総合計画」との整合性を図るとともに、関連する「白鷹町健康増進計画（元気ニコニコしらたか21）」「白鷹町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」「白鷹町生涯学習振興計画」などとの調和を保った計画とします。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

◆図1.1 諸計画との関係



(2) 国の政策や法改正などの動向

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため児童福祉法等の改正がなされました。また、これらを踏まえた子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が示されています。

令和5年度には、「こども基本法」が施行、「こども大綱」が決定されました。

○児童福祉法等の改正の概要

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障がい種別にかかわらず障がい児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正概要

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）の改正の概要は以下のとおり。

【令和5年度改正】

①家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及びの利用勧奨・措置に関する事項の追加

基本指針に 新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。

②こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。

③こどもの権利擁護に関する事項の追加

都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、a. 児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、b. 都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。

④その他所要の改正

基本指針に規定している計画の更新等を踏まえ所要の改正を行う。

【令和6年度改正】

①妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

子ども・子育て支援法等改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業 について、基本指針中の所要の箇所に規定を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定する。

②児童発達支援センター等に関する事項等の追加

改正法において、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことを明確したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障がい児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定。

③乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加

改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針に位置づけ等を行う。

④経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

改正法により規定した経営情報の継続的な見える化について、基本指針に位置づけ等を行う。

⑤産後ケアに関する事業の追加

地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。

○その他所要の改正

その他の関係法令の改正等を踏まえ、所要の改正を行う。

○「こども基本法」「こども大綱」

国においては、令和5年4月にこども家庭庁が発足するとともに、「こども基本法」が施行されました。

令和5年12月に閣議決定がなされた「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。これは「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、「こどもまんなか社会」というこどもの利益を最優先に考えた政策や取り組みを国の中心に据える社会目標を打ち出し、その実現に向けた、政府全体のこども施策の基本指針として示されました。

地方自治体には、こども・若者、子育て世帯を中心とし、こどもや若者の意見を取り入れながら、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援や貧困・格差が解消された良好な成長環境の整備等を様々な団体と連携し、社会一体となって推し進めていく「こども計画」の策定が努力義務とされました。

本町においては、今後「こども計画」の策定について検討し、この計画と「白鷹町子ども・子育て支援事業計画」は関連性があることから、一体的に策定することを検討してまいります。

3 SDGs から考える子ども・子育て施策

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続的な開発目標）」の略称です。これは2015（平成27）年9月の国連サミットで、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として採択されたもので、先進国を含む国際社会全体の2016（平成28）年から2030（令和12）年の15年間で達成するための環境・経済・社会についてのゴール（目標）です。

社会が抱える問題を解決し、2030（令和12）年をめざして明るい未来を作るため、17のゴールと、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

少子高齢化が進み、さらなる人口減少の到来が想定される中で、現状のさまざまな地域課題はいつそう複雑化・複合化することが想定されており、国・地方問わず「持続可能な地域づくり」が喫緊の課題となっており、町総合計発展計画においても、SDGsを意識した内容となっており、本計画も方向性を同じくして取り組みを進めていく必要があります。

SDGsの達成に取り組むことが「持続可能な地域」をつくることにつながり、住み続けられるまちづくりのため、さまざまな方策を検討していきます。

SDGsの理念と本計画の子ども・子育て施策の考え方はともにめざすところは同じです。

子ども・子育て施策を推進するためには、支える側・支えられる側に分かれることなく、すべての人が役割を持ちお互いが支え合うことが必要であり、地域の中にはさまざまな人がいるということ（多様性/Diversity）を理解し、それを受けとめるということ（社会的包摂/Social Inclusion）が求められています。そして、このことを通じて「つながり・

第1章

安心・希望が続く一人ひとりが輝く町」を町ではめざしています。それは裏返せばすべての人を守っていくセーフティネットを強化することにつながります。

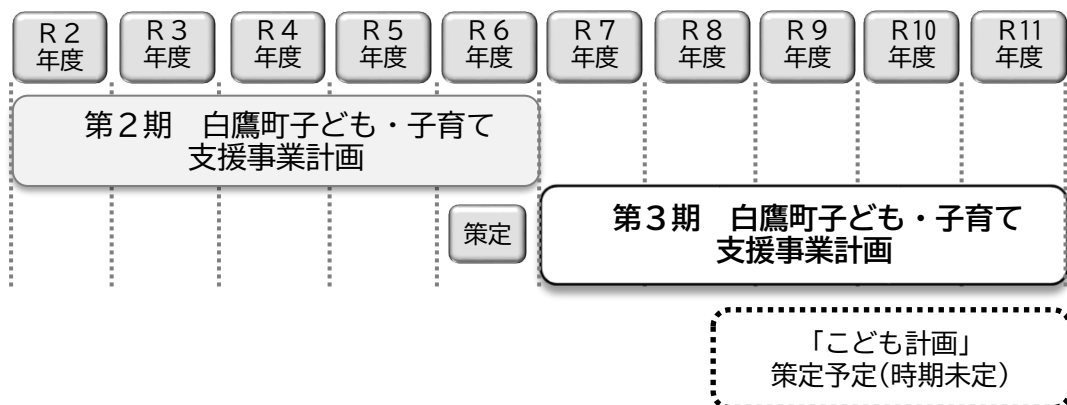
このことから、下記のとおり SDGs の目標を本計画においてもめざしていくこととします。

◆人類がこの地球で暮らし続けていくために、2030年までに達成すべき目標
(そのうち本計画において目指すべき目標)



4 計画期間

本計画は、5年を1期とし、令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。計画期間中、年度ごと進捗評価し、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて計画期間中に見直しを検討します。



5 計画の策定体制

(1) 白鷹町子ども・子育て会議での意見聴取

本計画策定過程では、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「白鷹町子ども・子育て会議条例」による、子どもの保護者、事業主代表、学識経験者及び公募委員などから構成された「白鷹町子ども・子育て会議」を設置して意見の聴取、内容等の検討を行いました。

(2) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施

本計画策定の基礎的資料とするため、子育ての状況や教育・保育事業の利用状況、子育てに関する意識、子育て支援施策に対するニーズ等を把握することを目的に、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

- 対象地域…白鷹町全域 ○ 調査方法…調査票による回答
- 実施期間…令和6年7月10日（水）～7月22日（月）

調査対象・回収状況	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
就学前児童の保護者	239	186	77.8
小学生(1～3年生)の保護者	196	159	81.1

(3) 町民意見の反映

各種団体への意見聴取、パブリックコメント（意見公募手続き）を経て作成しました。

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

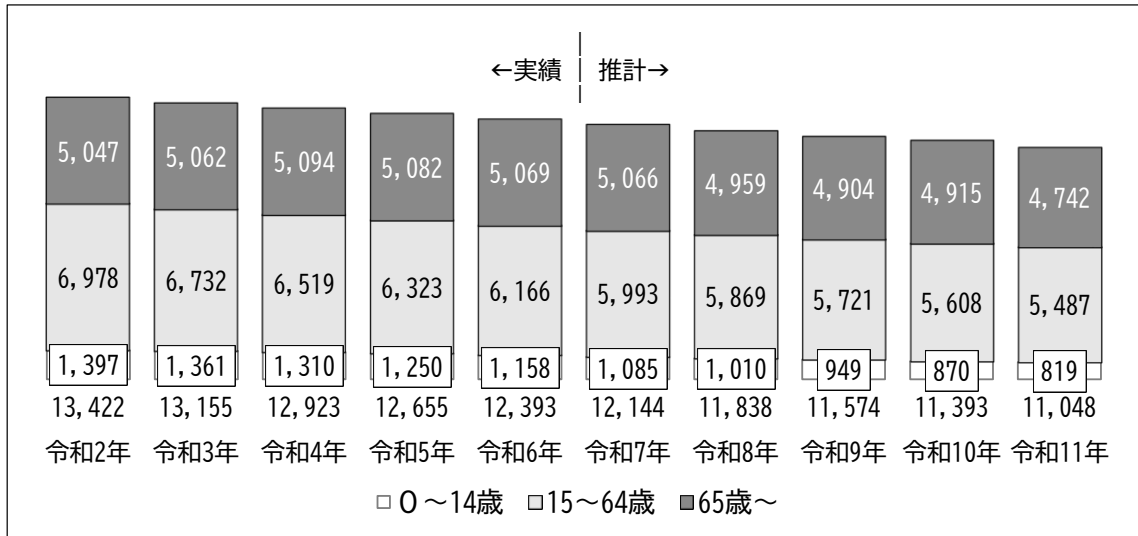
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 子ども人口と子育て家庭の状況と課題

(1) 人口と子ども人口の推移・推計

本町の人口は年々緩やかに減少している状況です。3階級別人口を令和6年実績と令和11年推計値でみると、老年人口（65歳以上）は6.5%減少、生産年齢人口（15～64歳）は11.0%減少、年少人口（0～14歳）は29.3%減少すると見込まれています。

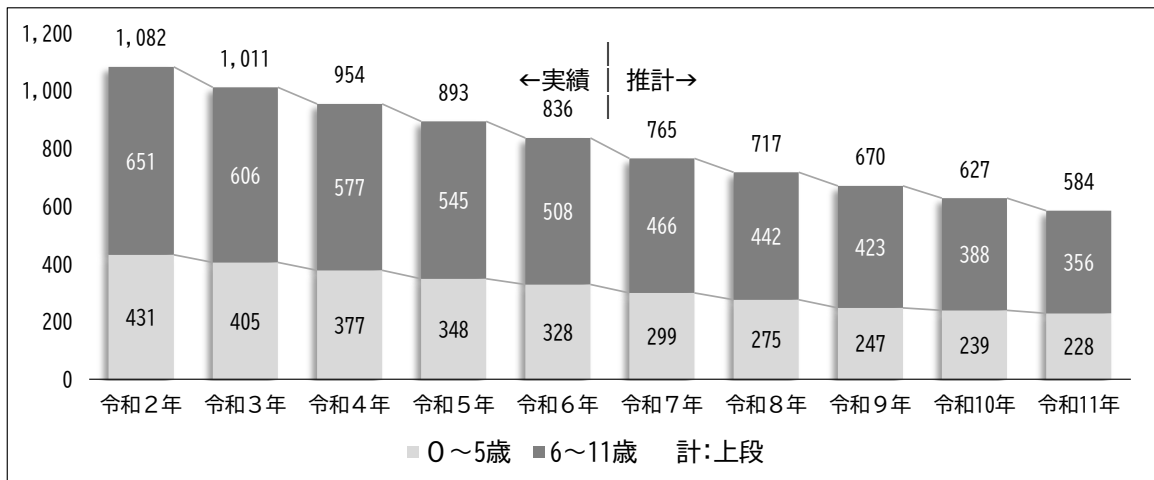
図2.1 3階級別人口の推移・推計



令和2～6年住民基本台帳（各年3月31日）、令和7年以降コーホート変化率法による推計

子ども人口（就学前児童及び小学校児童）を令和6年実績と令和11年推計値でみると、0～5歳が30.5%減少、6～11歳が約29.9%減少すると見込まれています。

図2.2 人口と子ども人口の推移・推計



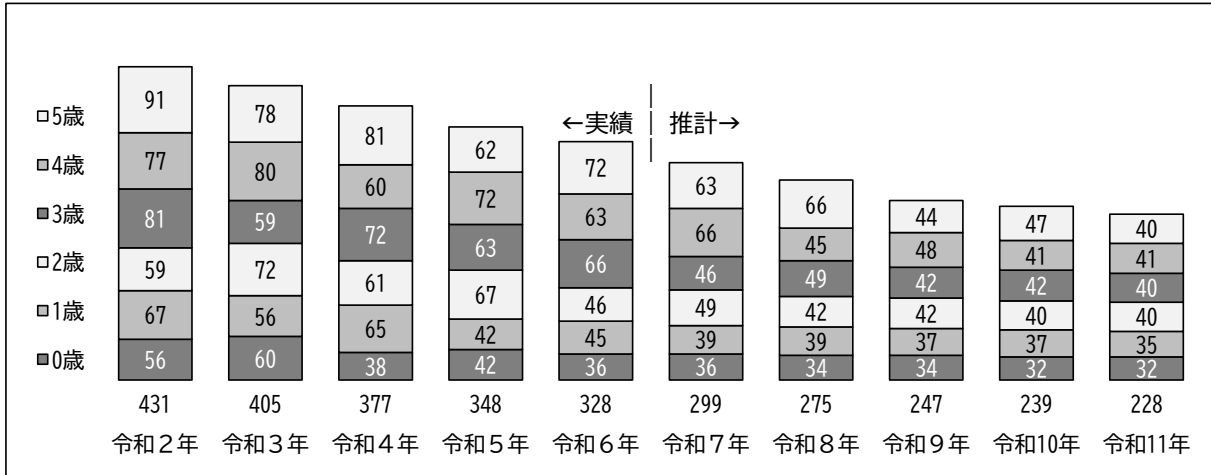
令和2～6年住民基本台帳（各年3月31日）、令和7年以降コーホート変化率法による推計

第2章

就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口の推移を令和6年実績と令和11年推計値で見ると、各年齢ともに減少傾向がみられます。

以上のように0歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから、今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。

図2.3 0～5歳児の人口推移・推計

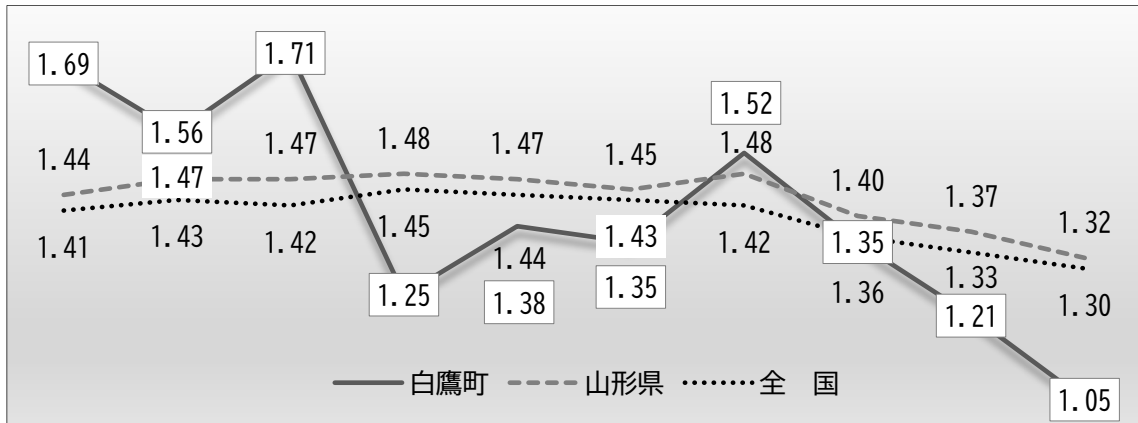


令和2～6年住民基本台帳（各年3月31日）、令和7年以降コーホート変化率法による推計

（2）合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、減少傾向にあります。少子化傾向に歯止めがかからず、このところ全国・山形県を下回る数値で推移しています。

◆図2.4 合計特殊出生率の推移



平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 令和2年 令和3年

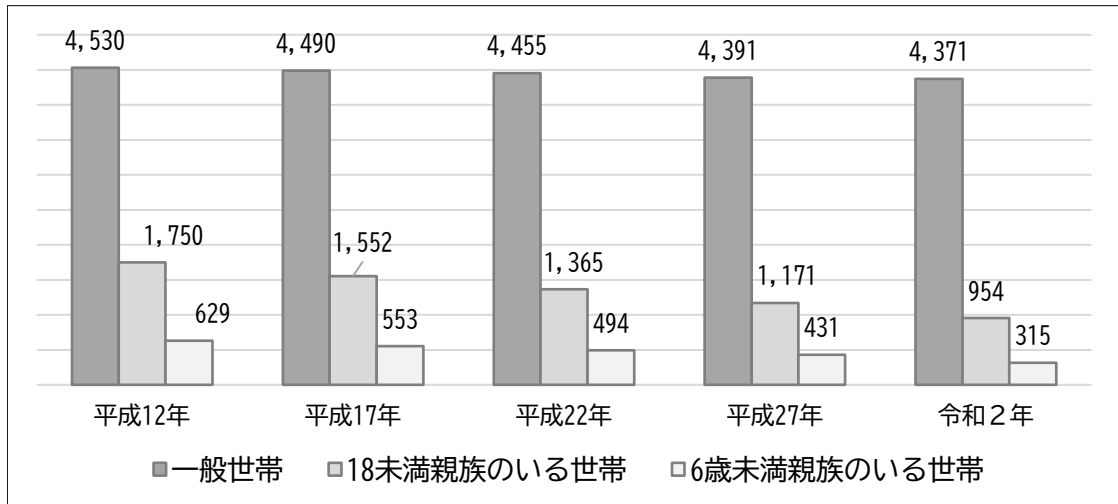
※合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年度の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当します。

資料：山形県保健福祉統計年報（人口動態統計編）

(3) 子育て世帯の推移

平成12年から令和2年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯はほぼ同水準で推移していますが、6歳未満のこどもがいる世帯、18歳未満のこどもがいる世帯はともに減少し、各世帯の少子化傾向を示しています。

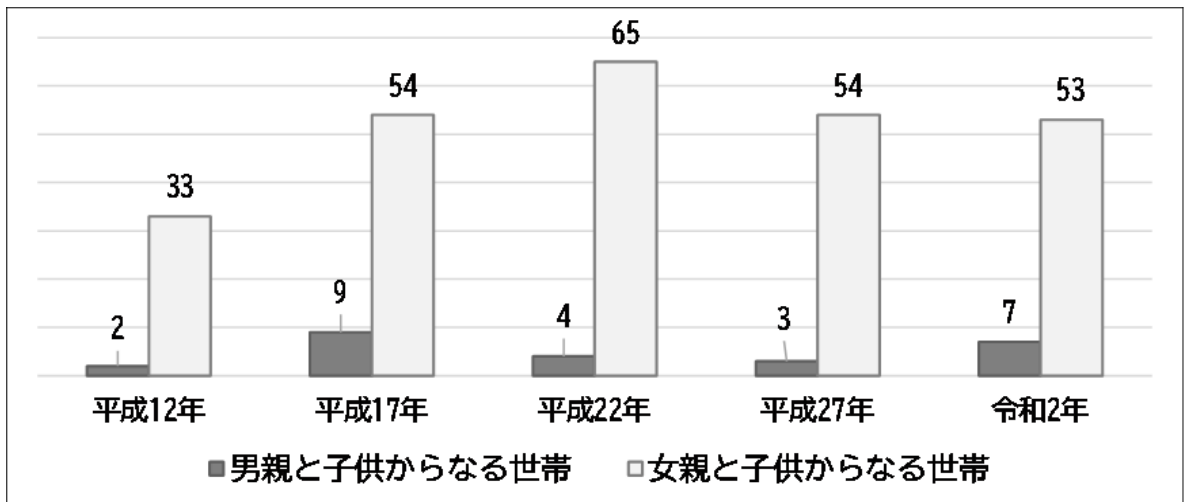
◆図2.5 子育て世帯（18歳未満のこどもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査（各年10月）

ひとり親世帯の推移をみると、母親とこどもから成る世帯は平成22年まで増加していましたが、少子化の影響もあり、平成27年以降は減少しています。一方、父親とこどもから成る世帯は減少傾向が続いていましたが、令和2年では増加となりました。

◆図2.6 ひとり親世帯の推移



※父親と18歳未満のこどもからなる世帯、母親と18歳未満のこどもからなる世帯を示しています。

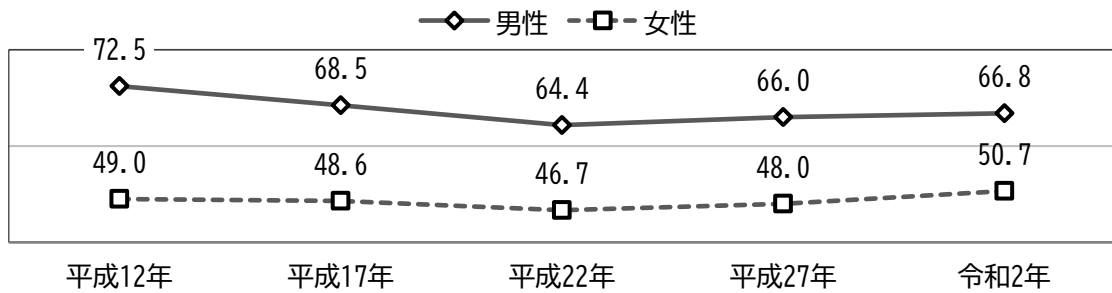
資料：国勢調査（各年10月）

2 就労状況

(1) 本町の就業率

本町の15歳以上の就業率を長期的にみると、男女ともに平成22年以降、減少傾向から、上昇傾向に変化しています。全年代で増加しているとともに、特に高齢者層の就業率の増加の影響と考えられます。

◆図2.7 15歳以上男女別就業率の推移



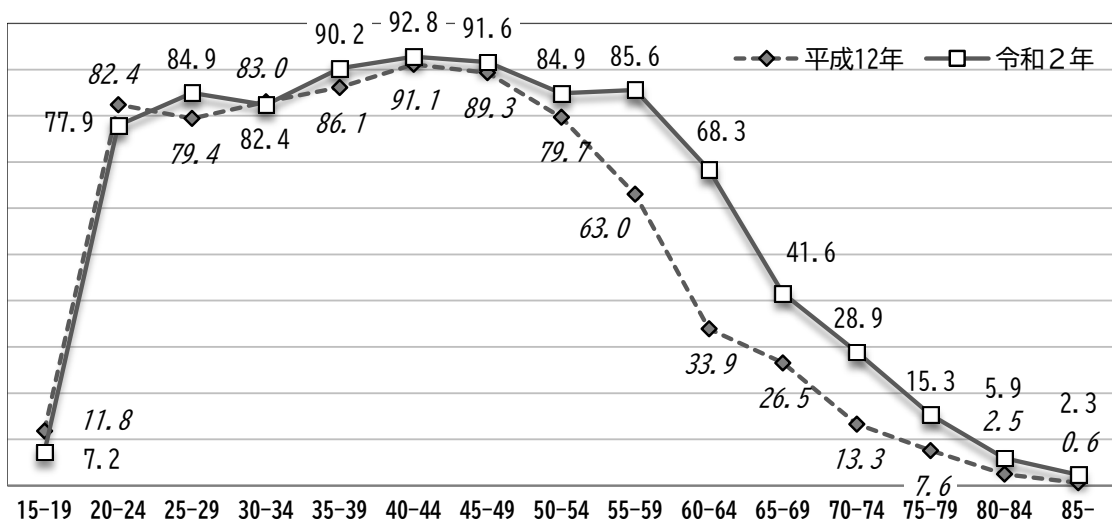
資料：国勢調査（各年10月）

女性の年齢別就業率は、平成12年には25～29歳において落ち込みがありましたでしたが、令和2年では、30～34歳で落ち込みがみられました。これは結婚・子育て期間に女性が一時離職することが一因と考えられ、晩婚化等の影響により年代が移動したと推察されます。

女性の就業率は全体的に増加していますが、特に高齢者層の増加が目立ちます。

20代、30代の就業率を今後も維持するためには、子育てしながら就業できるような環境整備の推進が必要となります。

◆図2.8 女性の年齢別就業率



資料：国勢調査（各年10月）

3 子育て支援事業の状況

(1) 子育て支援事業の提供体制

本町の子育て支援事業の提供体制は、令和6年10月時点で下表のとおりとなっています。また、教育・保育事業ではこれまで待機児童はいませんでした。

表2.1 子育て支援事業の提供体制（令和6年10月現在）

子育て支援事業名	単位	施設数等	定員数 (人)	備考
1 教育・保育事業				
幼稚園	か所	0	0	
認定こども園	か所	2	130	
認可保育所	か所	2	190	
2 地域の子育て支援事業				
子育て短期支援事業	か所	0	0	町外の施設へ委託
地域子育て支援拠点事業	か所	1	—	
一時預かり事業	か所	4	—	
病児・病後児保育事業	か所	0	0	利用料金の補助
ファミリー・サポート・センター事業（預かり会員）	人	12	—	
放課後児童クラブ（学童保育）	か所	4	200	
3 障がい児福祉サービス事業				
放課後等デイサービス	か所	2	20	
児童発達支援事業所	か所	1	10	
児童発達支援センター	か所	1	—	

資料：健康福祉課調べ

4 第2期計画の経過と評価

I. 子育てに関する各種施策の推進

1 第2期計画期間の主な事業

(1) 経済的負担の軽減

- 風しん予防接種費用及び不育・不妊治療費用を助成
- 妊婦の方を対象に、ニコニコマタニティライフ応援事業（通院費用の助成）や歯科健診の費用助成
- 出生児に対し、出生祝金の贈呈や年齢に応じた絵本をプレゼント
- 新生児聴覚検査費用や小児インフルエンザワクチン接種費用の助成
- 妊娠確定までの産婦人科受診料の助成
- 産後1か月健診費用の助成
- 妊娠届出をした方に出産応援給付金、出生届をした方に子育て応援給付金を支給
- 医療費の無料化を高校3年生相当年齢まで拡充
- 保育料等の完全無償化
- 放課後児童クラブの利用料を、低所得世帯及び多子世帯に助成
- 新入学児童に対し、ランドセルを贈呈
- 小中学校のスキー授業のリフト料の減免および学校給食費への助成

(2) 子育て環境のこれまでの整備

- 平成28年度「あらと保育園」が幼保連携型認定こども園「愛真こども園」として開設
- 平成28年度「よつば保育園」が幼保連携型認定こども園「よつばこども園」として開設
- 平成29年度「愛真こども園」が園舎を整備し、平成30年度から新園舎での教育・保育を実施
- 平成29年度「ひがしね保育園」が2歳児からの保育を開始
- 平成30年度「ひがしね保育園」の運営を白鷹町社会福祉協議会に移管するとともに大規模改修工事を実施し、令和元年度から0歳児の保育を開始
- 令和元年度から「子育て支援センター（にこぽーと）」の開館日を拡充し、長期休暇期間における利用者の支援を実施
- 放課後児童クラブ「エンゼルインしらたか」は、利用者数の増加により平成27年度および平成30年度に1単位増とし、3単位に拡充し実施（1単位の児童数は概ね40人以下）
- 平成30年度 町健康福祉センター内に子育て世代包括支援センターを設置
- 令和2年度 町健康福祉センター内に子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）を設置

- 令和3年度「産後ケア事業」、「ペアレント・トレーニング」、「3歳児眼科健診」を開始
- 令和3年度 放課後児童クラブ「東根っ子クラブ」が東根小学校校舎内に設置
- 令和4年度 児童発達支援センター「にこっと」開所
- 令和4年度「養育支援訪問事業育児・家事支援」を開始
- 令和6年度「こども家庭センター」を開設（子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点からの移行）し、保健師等による妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施
- 令和6年度「子育て世帯訪問支援事業」（養育支援訪問事業育児・家事援助から移行）、
- 「子育てをまなぶ・たのしむパパ教室」を開始

II. 「教育・保育」に関するこれまでの経過

平成28年度

- あらと保育園が、幼保連携型認定こども園「愛真こども園」として開設
- よつば保育園が、幼保連携型認定こども園「よつばこども園」として開設

平成29年度

- 愛真こども園が、新園舎の整備を開始
- ひがしね保育園が2歳児からの保育を開始

平成30年度

- 愛真こども園が、新園舎での教育・保育を開始
- ひがしね保育園の運営を白鷹町社会福祉協議会に移管し、園舎等を大規模改修

令和元年度

- ひがしね保育園が、0歳児からの保育を開始

令和5年度

- ひがしね保育園の「障がい児クラス」を廃止

令和6年度

- こども家庭センターの設置

Ⅲ. 「地域子ども・子育て支援事業」に関するこれまでの経過

1. 利用者支援事業

(1) 事業内容

子ども及び保護者が、子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及び保護者の身近な場所において、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

(2) これまでの経過

平成30年度に、町健康福祉センター内に「白鷹町子育て世代包括支援センター」を設置し、保健師を配置しました。

令和6年度に、「こども家庭センター」を設置しました。

2. 延長保育事業

(1) 事業内容

特定教育・保育施設の延長保育に係る利用料について、その全部または一部を助成することで、必要な保育を確保する事業です。

(2) これまでの経過

町内の保育所、認定こども園の施設で実施しています。

3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(1) 事業内容

世帯の所得状況により町が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用の全部または一部を助成する事業です。

(2) これまでの経過

事業実績はありません。

4. 多様な事業者の参入を促進する事業

(1) 事業内容

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進する事業です。

(2) これまでの経過 … 事業実績はありません。

5. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

(1) 事業内容

保護者が労働等により日中家庭にいない小学校に就学している児童について、放課後に適切な遊び・生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

(2) これまでの経過

各小学校の学区毎に開設され、利用児童数に応じ単位を調整して事業を実施しています。

6. 子育て短期支援事業（ショートステイ）

(1) 事業内容

保護者の疾病その他の理由により、家庭での養育が一時的に困難な児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。

(2) これまでの経過 …町外 3 施設に委託し、実施していますが、 利用実績はありません。

7. 乳児家庭全戸訪問事業

(1) 事業内容

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・助言・援助」を行う事業です。

(2) これまでの経過

生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師が訪問しています。

8. 養育支援訪問事業、要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業

(1) 事業内容

乳児家庭全戸訪問の実施等により把握した要支援児童や特定妊婦に対し、要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言、その他の援助を行う事業です。

(2) これまでの経過

支援を必要とする家庭を保健師や保育士が訪問し、養育に関する支援を行っています。

9. 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

(1) 事業内容

乳幼児の保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育ての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。

(2) これまでの経過

子育て支援センターで各種事業を計画し実施しています。町内外の未就学児を対象とし、広く交流の場を提供しています。

10. 一時預かり事業

(1) 事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、教育・保育施設において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

(2) これまでの経過

保育所、認定こども園等に在籍していない乳幼児を対象とした事業および認定こども園に在籍する幼児を対象とした事業を実施しています。

11. 病児保育事業（病児・病後児保育）

(1) 事業内容

疾病にかかっている「保育を必要とする乳幼児」及び「家庭において保育を受けることが困難となった小学生」を教育・保育施設、病院、診療所等の施設において保育を行う事業です。

(2) これまでの経過 … 町内に施設はありませんが、町外の施設を利用した方には、利用料の補助を行っています。

12. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

(1) 事業内容

児童の一時的な預かりまたは外出支援について、援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者の連絡・調整、講習の実施その他必要な支援を行う事業です。

(2) これまでの経過

子育て支援センターにおいて登録会員を募集すると共に、会員との連絡・調整、講習の実施等必要な支援を行っています。

13. 妊婦健診

(1) 事業内容

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊娠初期から出産までの時期に必要な応じた健康診断を実施します。

(2) これまでの経過

委託産科医療機関で健康状態の把握や保健指導、血液検査、定期検査（超音波）を実施しています。

IV. 第2期計画における施策の展開、各事業の実績と評価

第2期計画における施策について、各事業の実績に基づき評価を行いました。結果は、第3期計画の施策の展開に反映していきます。

評価 A = 取り組むことができ、今後も継続する
 B = 実施したが見直しが必要である
 C = 未実施である、該当がない

施策目標1 子どもの「生きる力」の育成

個別目標1 教育環境の充実

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 就学前教育の推進	保育の年間計画に沿って、就学児の小学校との交流を年数回実施し、こどもの困り感を最小限となるように内容を互いに検討しながら連携を図り進めている。	A	健康福祉課
2. 確かな学力の定着	指導主事による学校訪問を継続し、教員の指導力向上に向け取り組んだ。また、各小中学校において、白鷹スタンダードの実践を推進している。	A	教育委員会
3. 社会の変化に対応できる教育の推進	GTEC（英語4技能検定）や「Englishサマークラス」等、英語教育の推進に重点的に取り組むことができた。情報教育については、GIGAスクール構想により令和元年度及び令和2年度に1人1台端末としてタブレット端末を整備し、情報教育を推進できた。	A	教育委員会
4. 特色ある教育活動の推進	各小中学校において、総合的な学習の時間等で地域や自校の特色を生かした活動が積極的になされている。	A	教育委員会
5. 不登校・不応児童生徒への対応	教育相談定例会で各小中学校の状況や対応策について情報共有を行ったり、傾向が見え始めている児童生徒への対応について、教育相談定例会を通して、教育相談員からのアドバイスがある等、未然防止の観点からも改善に向けた取組を行っている。	A	教育委員会
6. 学校と地域の連携の強化	各小中学校において、学校運営協議会を開催し、学校・家庭・地域が一体となって育成する流れはできてきているが、具体策の部分で、各保護者・家庭・地域に周知されていない点もある。	B	教育委員会
7. 地域学校協働本部事業の推進	現在、学校に地域学校協働活動推進員を配置し、各小中学校や地域のニーズを把握しながら、子どもたちの地域での学習に関わる講師・ボランティアとの連絡調整などを行っており、教員の子どもと向き合う時間を増やすことにつながっている。	A	教育委員会

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
8. 体力づくりの推進	各小中学校における体力づくりを目的とした活動は行っている。運動会については、熱中症防止の点から、9月以降実施となっている。 町民水泳大会への積極的な参加を促していきたいが、教員による引率・運営補助については検討の余地あり。	B	教育委員会
9. 荒砥高校の総合的な支援	荒砥高等学校魅力化に係る地域連携協議会を設立し、現在は令和4年度に策定した荒砥高等学校魅力化計画に基づき、入学者の確保及び学校の魅力化・活性化のための様々な支援を行っている。	A	教育委員会

個別目標2 家庭や地域による教育の充実

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 家庭におけるお手伝いの推進	長期休みなど、生活表などで毎日の状況をチェックする際に、お手伝いの項目も設けて取り組んでいる。	A	教育委員会
2. ボランティア意識の普及啓発	地域学校協働活動推進員の働きかけやチラシで広報活動もあり、ボランティア活動に積極的に参加する児童生徒がいる。 町にはボランティアサークルがない状況で、生徒への情報提供や詳細の把握が出来ていない。	B	教育委員会
3. P T A 活動の推進	各小中学校とも運動会などの学校行事の際、P T Aとしても運営に協力するなど、活動の活性化、推進をしている。 P T A研修会などを通して、教育に対する意識の高揚を図っている。	A	教育委員会
4. 地域行事への参加促進	夏季休業や年末年始休業中は、地域行事を優先することを生徒に伝えており、行事への積極的な参加を促している。今後行われる行事についても同様である。	A	教育委員会
5. 子どもの読書活動の推進	毎月のお話の会、読み聞かせイベントの開催、学校との連携を通し、子どもたちが本と触れ合う機会を多く作っている。	A	教育委員会
	子育て支援センターで絵本読み聞かせ講座を開催したほか、絵本等の充実を図っている。	A	健康福祉課
6. 子どもたちの発表機会の創出	10月の芸術祭において小中高生の音楽活動の発表の場を設けている。	A	教育委員会
7. 家庭教育講座の推進	毎年10月頃に郷土料理教室を実施し、ふれあい体験をしている。	A	教育委員会
8. 青少年のための講座開催の支援	白鷹学講座にて若い人たちの意見やアイデアを積極的に採用している。	A	教育委員会

第2章

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
9. 白鷹っ子養育事業の推進	出生時に5万円の祝金の贈呈、あかちゃん訪問の際に絵本や子育て情報誌が入ったプレゼントの贈呈、9ヶ月健診時に町産材(杉)の積み木、1歳6ヶ月健診時に選んでいただいた絵本の贈呈を行っている。	A	健康福祉課
10. 教育・保育施設地域交流事業の推進	コロナ禍で各行事が中止になった以外は、町内すべての保育施設で地域行事への参加など、地域住民との交流の場面が設けられ交流できている。	A	健康福祉課

個別目標3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 有害図書等の排除	青少年育成推進委員会主催で、有害図書調査とあいさつ運動を実施している。状況は年々よくなっている。	A	教育委員会
2. 巡回指導の推進	学校とPTAの連携による巡回は実施しなかった。関係機関との情報共有を図り、未然防止に努めてきた。	C	教育委員会
3. 携帯電話・インターネット利用の注意啓発など	学期末に研修会を開催したり、啓発のリーフレットを配付する等、対策を講じてきた。今後は、定期的な研修会開催を目指していくことと保護者会や全校集会での注意喚起や情報モラル指導を継続していく。	A	教育委員会

施策目標2 母と子の健康づくりの推進

個別目標1 乳幼児や母親の健康の確保

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 母子健康手帳交付事業の推進	母子健康手帳交付の際は、全員に保健師による面談・相談を実施した。母子健康手帳の活用法や町事業の紹介を具体的に行った。支援が必要かどうかのアセスメントや月1回の母子ケア会議で支援の方向性を検討した。	A	健康福祉課
2. 妊婦健康診査費用の負担軽減	妊婦健康診査及び妊婦歯科健診を実施し、健診結果について医療機関との情報共有を行った。また、里帰り出産等の県外助成(償還払い)を行った。	A	健康福祉課
3. ニコニコママニティライフ応援事業の推進	ほぼ対象者全員に給付を行った。居住実態がない場合は対象外となる。	A	健康福祉課
4. 働く女性の母性保護の周知	母子県手帳交付時に、働いている方については母性健康管理制度を周知し、活用について推進した。	A	健康福祉課

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
5. 子育て世代包括支援センター	健康推進係、令和6年度からはこども家庭センター系の保健師が母子保健コーディネーターとして、妊産婦、こどものいる家庭の相談支援等を実施した。 母子手帳アプリ紅ほっぺでは、町の子育てに関する情報を発信し、またオンライン相談を開始・活用した。 令和4年度から伴走型相談支援及び出産・子育て支援交付金事業を開始し、さらなる切れ目のない支援を実施した。	A	健康福祉課
6. 妊産婦健康相談の実施	支援が必要な妊産婦については、適宜医療機関や支援機関と連携し、より健やかに過ごせるよう支援した。	A	健康福祉課
7. 妊産婦禁煙の推進	母子健康交付時や乳幼児健診などの機会に、保護者の喫煙状況について確認した。妊婦の喫煙率はほぼ0%で経過している。	A	健康福祉課
8. 不妊治療費助成事業の周知・活用	不育症・不妊症治療費用助成（年度あたり25万円上限）を実施した。年間4～10件の申請があり、そのうち2件程度母子健康手帳の交付がある。	A	健康福祉課
9. マタニティクラス（両親学級・祖父母学級）	マタニティママ&パパサロンを2か月に1回開催し、参加者の悩みや不安に寄り添った支援を行った。参加者数が少ない課題があるが、参加者の満足度は高い。また、妊婦同士の交流の場になった。	A	健康福祉課
10. 乳児家庭全戸訪問事業の推進	すべての乳児のいる家庭を保健師が訪問し、対象の生活や健康状態の確認と、それに応じた支援を実施した。町の子育ての情報提供を行った。	A	健康福祉課
11. 乳幼児健康診査の実施	3か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児健診を実施した。ほぼ100%の受診率である。3歳児眼科健診を眼科医療機関に委託し、弱視の早期発見につなげた。1歳6か月児、3歳児健診では、公認心理師・言語聴覚士を配置し、専門家による相談が充実した。令和6年度から、1か月健診（母子ともに）費用助成を開始した。	A	健康福祉課
12. 幼児歯科健診の実施	1歳6か月児、2歳児、3歳児において歯科健診を実施した。ほぼ100%の受診率である。歯科衛生士によるブラッシング指導、フッ素塗布を実施した。むし歯は個人差が大きい課題はあるが確実に減少している。	A	健康福祉課
13. 乳幼児相談の実施	こども家庭センターにおいて、乳幼児健診後の経過確認や相談、必要時には町や県の事業や専門機関を紹介するなど個々に応じた支援を実施している。	A	健康福祉課

第2章

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
14. 予防接種の充実	定期予防接種については、あかちゃん訪問にて予防接種の意義や受け方、スケジュールについて説明している他、母子手帳アプリで接種の管理ができることを周知している。乳幼児健診での確認、未接種者への接種勧奨、接種時期に合わせた案内を行い、接種率を維持している。任意予防接種については、インフルエンザワクチン接種費用助成を行っている。	A	健康福祉課
15. 健康的な生活習慣の啓発	子育て支援センターや教育・保育施設での健康に関する事業に協力・連携し、親子・家庭の健康増進につながる生活習慣の啓発をした。年に1度、教育・保育施設と町で離乳食に関する研修会を実施した。	A	健康福祉課
16. 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防	毎年11月にある乳幼児突然死症候群対策強化月間を中心に、乳幼児健診や町報、母子手帳アプリなどで予防の啓発を行った。	A	健康福祉課
17. 事故防止対策の周知	乳幼児健診の機会を捉えて、繰り返し、発達段階に応じた事故防止について啓発を行った。	A	健康福祉課
18. 離乳食教室の実施	コロナ感染症により、調理実習を行わない時期（講話のみ）があったが、離乳食クッキングサロンを2か月に1回開催した。具体的な内容が伝わりやすく、不安軽減につながった。	A	健康福祉課
19. 禁煙・分煙の啓発	乳幼児健診にて保護者等の喫煙状況について確認し、禁煙や分煙の必要性の説明や相談支援を行った。地域や職場における禁煙・分煙活動。	A	健康福祉課

個別目標2 食育の推進

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 食育推進計画の推進	各家庭対象の家庭菜園のススメ菜園体験および料理教室を実施している。 町内調理従事者および健康づくり推進協議会の方を対象に地産地消料理 研修会を実施している。 親子行事で郷土食伝承事業を実施している。	A	農政課
2. 給食を通じた「食育」の推進	関係機関との連携により、給食における食育・地産地消の活動を支援し、地域の食材を積極的に利用し郷土料理を献立に加えるなど、食文化の継承を含めた食育を推進している。	A	健康福祉課
	給食費を補助することで、食育・地産地消を推進できていると考える。	A	教育委員会
	学校給食への支援。 町内福祉施設、保育園こども園に町内食材を使用した場合の支援。	A	農政課

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
3. 健康づくり推進員活動による食育の推進	郷土の食材を使った料理教室や中学校・高校での調理補助をととした食育の推進活動を行った。	A	健康福祉課
4. 栄養相談事業の推進	保育施設の担当者向けに乳幼児健診で栄養相談を担当している管理栄養士を講師とした研修会を行い、離乳食の進め方や相談への対応についての共有を図った。	A	健康福祉課

個別目標3 思春期の保健対策の充実

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 喫煙・飲酒・薬物等の防止教育の推進	薬物乱用防止などは、例年、秋から冬の時期に保健体育の授業や各学年で講演会を実施している。	C	教育委員会
2. 心の健康や性の問題などの保健指導・学習の充実	こどもの健康支援事業として、学校の課題に応じた健康教育を実施した。	A	健康福祉課
	性教育は、例年、秋から冬の時期に保健体育の授業や各学年で講演会を実施している。また、SNS指導と絡めた取組みを検討している。	C	教育委員会
3. こころの問題に対する相談体制の充実	教育相談員によるあっといーすの運営、スクールカウンセラーによるカウンセリングや各種検査を有効に活用して児童生徒のみならず、保護者の相談にも応じている。	A	教育委員会

個別目標4 小児医療の充実

事業名	実績および評価理由	評価	担当課
1. 小児医療や産科医療に関する現状の周知	町内に産科医療機関がないことを受け交通費等の負担を軽減するニコニコマタニティライフ事業について町報等を通じて周知している。近隣の小児科医療機関と適宜連携している。	A	健康福祉課
	毎年4月の町報で診療科等を紹介しているが、小児科や産科については対応不可の状態が継続。	B	町立病院
2. 医療機関の連携と情報提供	定期予防接種や乳幼児健診で町立病院を含む町内医療機関と近隣市町の小児科医院と連携した。近隣の小児科や救急対応医療機関についてあかちゃん訪問や乳幼児健診時に情報提供を行った。	A	健康福祉課
	置賜総合病院等とは0ki-netにより医療情報を共有し、町内医療機関とは直接情報共有している。	A	町立病院

第2章

事業名	実績および評価理由	評価	担当課
3. 小児救急対処法の周知（小児救急医療啓発事業）	こどもの急な発熱などについての対処方法と緊急時の県電話相談についてあかちゃん訪問や乳幼児健診時、また子育てガイドブックやホームページ、町報で情報提供している。	A	健康福祉課
4. 子育て支援医療給付事業の周知・活用	町報及び町ホームページへの記載並びに対象者への個別通知により、事業内容及び申請方法等に関する周知を行っている。医療証の交付率は100%であり、医療費に係るレセプト件数及び交付額も順調に推移している。	A	町民課
5. しらたか元気っ子事業（町単独医療給付事業）の周知・活用	町報及び町ホームページへの記載並びに対象者への個別通知により、事業内容及び申請方法等に関する周知を行っている。医療証の交付率は100%であり、医療費に係るレセプト件数及び交付額も順調に推移している。	A	町民課
6. ひとり親家庭等医療費給付事業の周知・活用	町報及び町ホームページへの記載並びに対象者への個別通知を行うとともに、関係各課と連携を図りながら、事業内容及び申請方法等の周知を行っている。医療証の交付率も高く、医療費に係るレセプト件数及び交付額も順調に推移している。	A	町民課
7. 重度心身障がい（児）者医療給付事業の周知・活用	町報及び町ホームページへの記載並びに対象者への個別通知を行うとともに、関係各課と連携を図りながら、事業内容及び申請方法等の周知を行っている。医療証の交付率も高く、医療費に係るレセプト件数及び交付額も順調に推移している。	A	町民課

施策目標3 子育て家庭への支援の充実

個別目標1 相談機能、情報提供、学習機会の充実

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 子育て相談機能の充実	令和6年4月にこども家庭センターが開所となり、妊産婦・こども・子育て世帯の総合相談窓口として相談や悩みごとなどに対応している。また、月1回子育て支援センターでこども家庭センターの保健師による育児相談を実施した。	A	健康福祉課
2. 教育相談機能の充実	学校・教育委員会の連携はもちろん、教育相談員やスクールカウンセラーに迅速につなぎ、対応を図っている。	A	教育委員会

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
3. 子育て情報の提供	町報や母子手帳アプリ、ほんわか通信などを通じて、健康教育や子どもたちの活動などについて情報提供をした。	A	健康福祉課
	町報等で子どもたちの体験活動の周知、報告などを行なっている。	A	教育委員会
4. 子育て情報コーナーの設置	健康福祉センター、子育て支援センターに情報コーナーを設けている。より周知したい内容については、乳幼児健診でチラシ等を配付した。	A	健康福祉課
5. 子育て家庭の学習機会の充実	子育て支援センターと連携し、ペアレント・トレーニングや子育て講演会、パパのための子育て講座などを開催している。コミュニティセンターとの連携は少ない現状にある。	A	健康福祉課
6. 子育て支援事業の推進	教育・保育施設等と連携し、生活リズムに関することや歯の健康についての健康教育を実施した。	A	健康福祉課

個別目標2 子育て家庭の経済的負担の軽減

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 児童手当の支給	中学校終了までの児童を対象に年3回に分けて児童手当を支給している。	A	健康福祉課
2. 子育て支援医療給付事業の周知・活用【再掲】	町報及び町ホームページへの記載並びに対象者への個別通知により、事業内容及び申請方法等に関する周知を行っている。対象者の減少に反し、医療費に係るレセプト件数及び交付額も順調に推移していることから、経済的負担の軽減に繋がっているものと捉えている。	A	町民課
3. しらか元気っ子事業（町単独医療給付事業）の周知・活用【再掲】	町報及び町ホームページへの記載並びに対象者への個別通知により、事業内容及び申請方法等に関する周知を行っている。対象者の減少に反し、医療費に係るレセプト件数及び交付額も順調に推移していることから、経済的負担の軽減に繋がっているものと捉えている。	A	町民課
4. 多子世帯子育て応援事業の実施	令和4年度から国の無償化の対象となっていない世帯に対し、所得制限を設けることなく保育料と副食費の無償化を実施している。	A	健康福祉課
5. 要保護・準要保護児童の援助	制度の周知と的確な認定を進めることができた。	A	教育委員会
6. 奨学金制度等の周知・活用	奨学金等の就学を支援する制度の周知を図ることはしていない。	C	教育委員会

第2章

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
7. 子育て応援パスポート事業の周知・活用	母子手帳交付時や子育て世帯の県外からの転入時に子育て応援パスポートの説明を行い事業の周知を図っている。	A	健康福祉課
8. 新入学児童へのランドセル贈呈	毎年多くの方に申請いただき、経済的にとても助かるという声を多数いただいている。	A	教育委員会

個別目標3 ひとり親家庭などの自立支援の推進

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 児童扶養手当制度の周知・活用	広報誌や町ホームページ等での周知を定期的に行っている。また、町民課窓口と連携を図り、制度を周知し対応している。	A	健康福祉課
2. ひとり親家庭等医療費給付事業の周知・活用【再掲】	町報及び町ホームページへの記載並びに対象者への個別通知を行うとともに、関係各課と連携を図りながら、事業内容及び申請方法等の周知を行っている。医療費に係るレセプト件数及び交付額も順調に推移していることから、生活支援の一役を担っているものと捉えている。	A	町民課
3. 各種支援情報の周知・活用	町報への掲載、現況届時しおりを配布する等周知に努めている。	A	健康福祉課
4. 外国人保護者への相談・情報提供など	外国人保護者の子育て支援について、各種相談窓口やパンフレット等を活用し必要に応じて対応している。	A	健康福祉課
5. 帰国子女に対する支援	該当する児童生徒がいなかったため、実施なし。	C	教育委員会

個別目標4 障がい児施策の充実

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 障がい福祉サービスの周知・活用	令和5年に児童発達支援センターが開所し、令和6年には地域障害児支援体制中核拠点として登録された。これにより、センターを中心とした相談支援体制が強化された。	A	健康福祉課
2. 重度心身障がい（児）者医療給付事業の周知・活用【再掲】	町報及び町ホームページへの記載並びに対象者への個別通知を行うとともに、関係各課と連携を図りながら、事業内容及び申請方法等の周知を行っている。医療費に係るレセプト件数及び交付額も順調に推移していることから、生活支援の一役を担っているものと捉えている。	A	町民課

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
3. 特別児童扶養手当制度の周知・活用	町報や町ホームページ等での周知を行っている。福祉係と連携を図り、制度の周知に努めている。	A	健康福祉課
4. 障がい児福祉手当制度の周知・活用	障がい児への手当が複数あり、それに伴って相談窓口が複数となっていることで、周知不足の懸念がある。	B	健康福祉課
5. 特別支援学校への通学支援	通学の支援が必要な障がい児に対し、タクシーやヘルパー等の支援を実施した。支援内容についても、支援機関や学校、保護者と連携し、安心・安全な事業実施に努めた。	A	健康福祉課
6. 発達障がいの早期発見と早期対応のための相談の充実	公認心理師によるすすく発達相談、保育園・こども園への巡回相談を実施している。	A	健康福祉課
7. 教育・保育施設巡回相談の実施	教育・保育施設を保健師、保育士、公認心理師や教育委員会指導主事が年2回巡回し、発育発達等の経過が気になる子どもの健康支援やその家族への支援を行っている。	A	健康福祉課
8. 障がい児保育の実施	保育士の研修、保育時間の延長等専門性の充実、ニーズへの対応を行っている。	A	健康福祉課
9. ノーマライゼーションの普及啓発	各校において、インクルーシブ教育システムの推進を図ることができた。	A	教育委員会
	町報での障がい者差別解消の記事掲載、町内事業所による事業所紹介の展示を行った。また、町職員向けに「心のバリアフリー推進員養成研修会」を実施し延べ46名参加し、障がいに対する理解の深化を図った。	B	健康福祉課
10. 学校施設の改善	・特別支援学級の設置に伴い、障がい者に配慮した教室環境の整備や施設改善を実施することができた。	A	教育委員会
11. 適切な教育支援の実施	該当児童の保護者との就学に向けての面談を丁寧に行い、保護者の意向を尊重しながら合意形成を図ることができた。 また、保護者との情報共有のため、保育施設や児童発達支援施設との連携を図ったり、見学を繰り返し、児童の様子を把握したりすることができた。	A	教育委員会
12. 特別支援教育の充実	特別支援教育に関する研修を充実させたり、各校へ指導したりして、特別支援学級のみならず、「ことばの教室」、さらに、通常学級においても個の障がいや特性に応じた適切な指導ができています。	A	教育委員会
13. 進路指導の充実	中学校や荒砥高校、専修学校で就業体験を実施している。商工会と連携し、各企業や施設への協力依頼を行い、実施している。また、新規の受け入れ先も出てきている。	A	教育委員会
14. 医療的ケア児への支援	医療的ケアが必要な児童を保育所等へ受け入れるため、看護師配置等の支援体制及び必要な費用に対し助成を行っている。	A	健康福祉課

個別目標5 児童虐待防止対策の充実

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 要保護児童対策地域協議会の充実	代表者会年1回、実務者会年4回行い、情報の共有や支援の検討を行っている。また、要対協の研修の充実を図り、組織機関の周知を行い、円滑に対応できるように務めている。	A	健康福祉課
2. 子どもの人権に関する啓発	児童福祉週間、児童虐待防止月間等の周知に努め、子どもの人権の尊重を訴えている。	A	健康福祉課
3. 相談体制の充実	相談体制の周知に努めている。	A	健康福祉課
4. 見守り体制の充実	教育・保育施設等と連携した見守り体制の充実を図り、保育所と家庭、地域が協力して子どもの安全確保を行っている。	A	健康福祉課
	スクールガードリーダーによる見守りを定期的に行っている。	A	教育委員会
5. 子ども家庭総合支援拠点の設置	子ども家庭に関する実情の把握や相談対応等にあたるとともに、要保護児童への支援業務及び関係機関との連絡調整を行い、総合的な支援に努めている。	A	健康福祉課

施策目標4 仕事と家庭の両立の推進

個別目標1 両立を支援する保育サービスの充実

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 子ども・子育て支援法に伴う事業の実施	教育・保育施設は、保育園(2カ所)と認定こども園(2カ所)で実施している。保育ニーズに対応するため、定員変更に伴う量の見込みと確保数について変更を行っている。	A	健康福祉課
2. 保育内容の充実	各保育施設において、研修への参加など、資質向上を図る取り組みがなされている。	A	健康福祉課
3. 延長保育	町内すべての保育施設で延長保育が実施されている。	A	健康福祉課
4. 一時預かり保育	町内すべての保育施設で一時預かり保育が実施されている。	A	健康福祉課
5. 休日等の保育ニーズへの対応	日曜、祝日などの休日保育に対応するため、ファミリー・サポート・センターを設置して対応しているが、登録者の増加がみられない。	A	健康福祉課
6. 保育施設的环境整備	老朽化した施設に関して、随時補修等への支援を実施している。	A	健康福祉課
7. 放課後児童クラブの充実	ニーズに応じた対応と各クラブを通じて各種研修の受講を進めている。可能な限り放課後子ども教室に参加している。	A	健康福祉課

個別目標2 両立のための働き方・生活の見直し

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. ワークライフバランスに関する啓発促進	就労環境改善セミナーの開催を通じて、法制度や多様で柔軟な働き方などの周知に努めた。	A	商工観光課
2. 事業所実態調査の実施	育児休業の取得状況等について、毎年継続して町独自の企業調査を行い状況把握に努めた。	A	商工観光課
3. 男女共同参画の啓発	町報等において、「男女共同参画週間」をはじめとする各種事業を広報・周知し、平成28年度には「第2次男女共同参画計画」を策定。男女共同参画社会の推進のための啓発を実施できた。 男女共同参画推進事業補助金を活用し、男女共同参画に関する講座開催や、女性が中心となるイベントを実施する団体もあり、啓発につながっている。	A	企画政策課
4. 父親の育児参加の促進	マタニティママ&パパサロンやパパのための子育て講座を開催し、父親の子育て参加、父親の前向きな子育てを応援する支援を行った。	A	健康福祉課

施策目標5 子ども・子育てに配慮したまちづくり

個別目標1 良質な住宅・居住環境の整備

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 子育て支援のための住宅の確保	若者・子育て世帯の住宅確保・定住促進のために「子育て・若者世帯住宅取得支援事業」や「若者向けアパート供給事業」、「空き家活用支援交付金」等の実施により支援を行った。	A	建設課
2. 魅力ある住宅地の供給	「すまいる！四季の郷」定住促進プロジェクト事業の実施により支援を行った。 (「すまいる！四季の郷」定住促進プロジェクト事業は令和2年度で終了)	A	建設課
3. 公園の充実・活用	都市公園については、毎年遊具の点検及び修繕を図りながら利用者の安全に努めているところ。 子育て世代に利用していただいている他に、各地区・町内ごとのイベント等にも活用いただいている。	A	建設課
4. 公共施設の開放情報の周知	各施設の利用調整を行いながら、滞りなく施設開放を行っている。	A	教育委員会
	学童クラブや放課後子ども教室など、地域の子どもの居場所づくりに取り組んでいる。	A	健康福祉課

個別目標2 安心して外出できる環境の整備

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 通学路の安全確保	区画線工事や転落防止柵設置を実施しているが、広範囲の為、整備が遅れている。除雪体制については、歩道除雪機械の更新や除雪オペレーター担い手確保支援事業を行い除雪体制の維持・充実をはかっている。	A	建設課
2. 交通安全施設の整備	学校、地域、警察、県及び町が連携して通学路安全点検を実施し、また地域からの要望なども受けながら、整備が必要な場所については速やかに整備を実施し、または管轄機関への整備要望などを行った。	A	町民課
3. スクールバスの運行	小学生は2 km、中学生は3 km以上の児童生徒を対象にスクールバスを運行し、安全に配慮するため、随時、運行ルートやバス停の調整を実施している。	A	教育委員会
4. 歩道のバリアフリー化の促進	舗装段差解消や劣化した蓋版交換を実施している。しかし、広範囲の為、整備が遅れている。	B	建設課
5. 公共施設の子育て支援設備の整備の推進	公共施設整備の際は、スロープの設置やベビーチェア等を設置する等の子育てに配慮した整備となるよう推進している。	A	健康福祉課
6. 防犯灯の整備	学校、地域、警察、町が連携して、通学路防犯点検を実施し、また地域からの要望を受けながら、増設、移設など速やかに対応した。	A	町民課

個別目標3 子どもの安全の確保

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 交通安全教育・学習の推進	警察、交通安全対策協議会、交通安全協会、交通安全母の会、かもしかクラブ協議会、見守りボランティア等の協力を得ながら、交通安全専門指導員による交通安全教育と交通安全の声掛け、啓発を積極的に実施した。	A	町民課
2. 子どもの防犯力の育成	学校では防犯教室を実施している。	A	教育委員会
3. 地域の見守り体制の充実	P T Aを中心に適時、交通安全指導をメインとして登校の見守りをしている。 関係団体、関係による通学路点検を実施	A	教育委員会
4. 防犯パトロール活動の推進	防犯協会を中心に、各種地域団体の協力を得ながら青色パトロール車による巡回やボランティアによる登下校時の見守りなどを行っており、犯罪の抑止に繋がっているものと推察される。また学校等と連携して、通学路防犯点検も実施した。	A	町民課

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
5. 学校・教育・保育施設の危機管理体制の充実	学校では防犯教室や避難訓練を定期的実施している。	A	教育委員会
	教育・保育施設では、各種避難訓練を実施している。	A	健康福祉課
	災害発生時には、健康福祉課、教育委員会と連携し注意喚起等の情報発信を行うほか、小学校での出前講座を開催し、防災教育の充実に努めた。	A	総務課
6. 子どもの防火・防災意識の啓発	町の総合防災訓練の会場となった学校が訓練に参加している。	A	教育委員会

施策目標 6 地域における子育て支援の充実

個別目標 1 地域における子育て支援サービスの充実

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. ファミリー・サポート・センターの充実	広報誌や町ホームページにより周知を行っている。研修会や講習会を開催し、協力会員の意識の向上に努めている。	A	健康福祉課
2. 子育て支援センターの活用	定期的に行事開催や、育児相談等を行っている。また、開館日の拡充や絵本等を充実させるなど利用しやすい環境づくりをしている。	A	健康福祉課
3. 民生委員・児童委員の協力	主任児童委員と子育て支援担当が定期的に情報交換を行った。地区担当の民生委員から、地域で気になるお子さんがいる場合などに情報提供をいただき、必要な支援を実施した。	A	健康福祉課
4. 教育・保育施設地域活動事業の推進	週1回町内の教育・保育施設を開放し、雰囲気体験したり、行事に参加してもらうなど、子育て家庭を支援している。	A	健康福祉課

個別目標 2 子育て支援のネットワークづくり

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 青少年育成団体の充実	青少年育成町民会議にて研修会を実施し、時代に応じた青少年の問題解決のための知識を醸成している。	A	教育委員会
2. 要保護児童対策地域協議会の充実【再掲】	要対協の研修の充実を図り、組織機能の周知を行い、円滑に対応できるように努めている。ポスターやリーフレットを配布し、虐待対応への周知を行っている。	A	健康福祉課

第2章

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
3. 白鷹町PTA連絡協議会活動の促進	補助金を交付し、保護者同士の悩みやこども環境を充実させるための活動に生かしてもらっている。	A	教育委員会
4. 地域の子育て仲間が集う場の育成	町事業を子育て支援センターを活用し実施した。子育て支援センターを利用するきっかけになっている。子育て支援センターにおいては、イベントや子育てに関する講座などを開催し子育て世代が集まる機会を設けている。	A	健康福祉課
5. 行政間の連携の強化	各機関への情報の共有等を行い、行政間の連携を図っている。	A	健康福祉課

個別目標3 児童の健全育成

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. ジュニアリーダーの育成	リーダー養成研修を開いても参加者がいない。	B	教育委員会
2. 放課後子ども教室の充実	運営協議会を年2回開催し、放課後児童クラブや子どもたちの居場所づくりに関わりのある方と情報共有・課題等についてを話し合いを行なっている。	A	教育委員会
3. コミュニティセンター等との連携	各地区のコミュニティセンターと連携し、地域の方々の協力を得ながら子どもたちの田植え、稲刈り等の体験活動を行っている。	A	教育委員会
4. スポーツ少年団の育成	心身共に健康な児童生徒を育成するため、スポーツ少年団の母集団や指導者の研修会などの支援は有効である。	A	教育委員会
5. 子ども会活動の育成	各地区コミュニティセンターを中心に子ども会の在り方について検討いただいている。子どもの減少の他、習い事や趣旨への賛同が得られない等により、加入者の確保が難しくなっている。	B	教育委員会
6. 総合型地域スポーツクラブの充実・支援	スポーツ協会等を支援することで、気軽にスポーツできるクラブ事業を継続できているため。	A	教育委員会

施策目標7 次代の親の育成

個別目標1 次代の親としての家庭観の醸成

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 乳幼児とのふれあい学習の推進	職場体験で町内各保育園、子ども園に中学生や高校生を受け入れていただいております。乳幼児に対する愛情や理解を深める機会となっている。	A	教育委員会
	コロナ感染症の影響で、職場体験が中止となっている。町事業で中学生・高校生を対象とした、いのちの学習とあかちゃんとのふれあい体験教室を開催した。参加者は少ない。	A	健康福祉課
2. 命の大切さを学ぶ「いのちの教育」の充実	中学生・高校生を対象とした、いのちの学習とあかちゃんとのふれあい体験教室を開催した。参加者は少ない。	A	健康福祉課
	各校における「いのちの教育」指導計画に沿って指導している。また、道徳科の授業においても生命の尊さについて学習している。	A	教育委員会
3. 男女共同参画の啓発促進	各校において、道徳や特別活動の時間で児童生徒の実態に応じて指導を進めている。	A	教育委員会
4. 子育ての楽しさを伝える広報活動の推進	子育て・食育情報誌「ほんわか通信」や「にこぼーとだより」を発行し、保護者に配布すると共に、保育施設や図書館、あゆ一むにも設置し多くの方に情報提供を行っている。	A	健康福祉課
	家庭教育事業で幼児共育ふれあい広場を実施している。それぞれの年代に応じた講師を依頼し、子育ての楽しさや学びを感じてもらっている。	A	教育委員会

個別目標2 出会い・結婚につながる支援の充実

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 婚活サポート委員活動の活性化	月例情報交換会や婚活応援室の開催、研修による委員のスキルアップを図るとともに他市町との交流等、積極的に活動を行っている。	A	健康福祉課
2. 出会いの場の創出	婚活サポート委員会主催の町婚活イベント及び「おいしい近場で「初めまして」事業」を継続して実施している。	A	健康福祉課
3. 広域的な連携の強化	南陽市、長井市との二市一町の連携によるイベントの実施に加え、朝日町と大江町との情報交換会を実施している。また、県の「やまがた縁結びたい」との連携も継続して行っている。	A	健康福祉課

第2章

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
4. ふるさと賑わい支援	白鷹の良さの再発見や、出会い・結婚につながる同窓会開催事業に対し、一人2,000円の支援を行ってきた。計画期間の令和元年度～平成5年度ではのべ6団体に支援を行っている（コロナ禍もあり、令和2～4年度は支援実績なし）。	A	企画政策課

個別目標3 若者が活躍できる環境づくり

事業名	実績および評価理由	評価	担当課
1. 若者の就労支援	合同企業説明会を継続して実施したほか、令和2年度から求人用企業ガイドブックの作成配布、令和4年度から企業魅力発見バスツアー（荒砥高校）、令和6年度から就業体験（ワクワク・ワーク）（白鷹中）を通じて町内企業の周知を図った。	A	商工観光課
2. 若者の職場づくり	企業立地促進事業費補助金を通じて雇用の確保を図るとともに、創業支援事業費等補助金を通じて創業者の支援を行った。	A	商工観光課
3. 各種能力開発の支援	技能検定受検を希望する方への講習会や、各種研修会の開催を通じて資質向上を図った。	A	商工観光課
4. 新規就農者への支援	新規就農のための研修では、令和2年度から5年度にかけて9件の短期研修を受け入れることができた。 新規就農者数は、令和2年度から5年度において2名となった。	A	農政課
5. 町外からの新規就農者への支援	令和2年度から5年度にかけて5件の支援を実施できた。	A	農政課
6. 若者が集まって活動できる場づくり	白鷹学講座にて若い人たちの意見やアイデアを積極的に採用している。	A	教育委員会

5 ニーズ調査の結果について

1 調査の目的

本町では「子ども・子育て支援法」に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、令和2年3月に「第2期白鷹町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援事業に取り組んでいます。

現行の計画が令和2年度から令和6年度までの5か年計画であることから、令和7年度を始期とする第3期計画を策定します。

第3期計画の策定にあたり、必要な情報を得るため、子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、町の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的としたアンケート形式によるニーズ調査を実施しました。

2 調査の対象

調査票は調査対象者別に作成しており、調査件数および調査期間・方法は以下のとおりです。

①調査票「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童用）」	
調査対象者	令和6年7月1日現在、白鷹町に在住の就学前児童を持つ保護者（悉皆調査）
調査票配布数	239人
調査期間	令和6年7月11日～22日
調査方法	認可保育所・認定こども園等を利用している就園児の保護者には、施設を通して調査票を配布・回収しました。また、未就園児の保護者には、郵送により調査票を配布・回収しました。
②調査票「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（小学生用）」	
調査対象者	令和6年7月1日現在、白鷹町に在住の小学生（1～3年生）を持つ保護者（悉皆調査）
調査票配布数	196人
調査期間	令和6年7月11日～22日
調査方法	町内の小学校に通学している児童の保護者には、小学校を通して調査票を配布・回収しました。

3 調査票の配布と回収状況

調査によるそれぞれの配布・回収状況は、以下のとおりです。

調査対象者	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
就学前児童の保護者	239	186	77.8
小学生の保護者	196	159	81.1

4 調査対象者の状況

(1)年齢・学年の定義

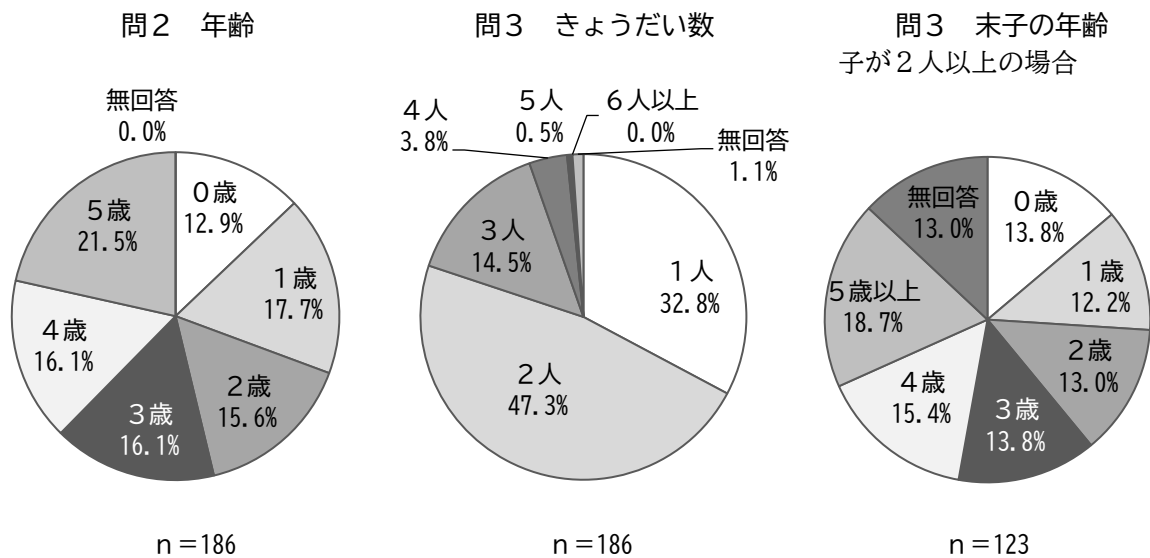
就学前児童・小学生の年齢定義は、アンケート調査において誕生日の年月を回答しているため、下表による年齢区分により集計を行いました。

区分	該当する生年月	区分	該当する生年月
0歳児	令和5年4月2日以降	1年生	平成29年4月2日～平成30年4月1日
}	}	}	}
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日	3年生	平成27年4月2日～平成28年4月1日

(注) 調査期間【令和6年度】における年齢定義

(2)就学前児童の属性

回答された人の就学前児童の年齢等の属性は、以下のとおりです。

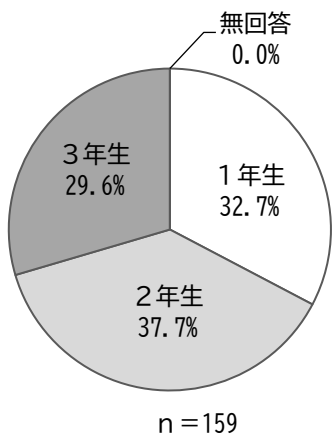


※nとは、回答者総数あるいは分類別の回答者数のことです（以下同じ）

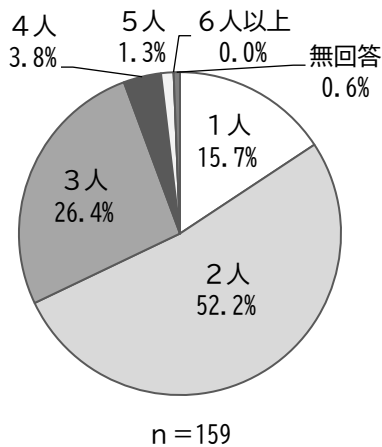
(3)小学生の属性

回答された小学生の学年等の属性は、以下のとおりです。

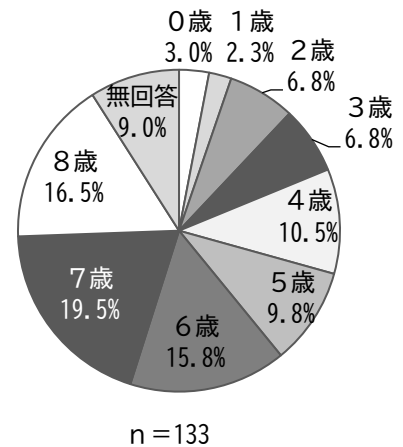
[問2] 学年



[問3] きょうだい数



[問3] 末子の年齢
子が2人以上の場合

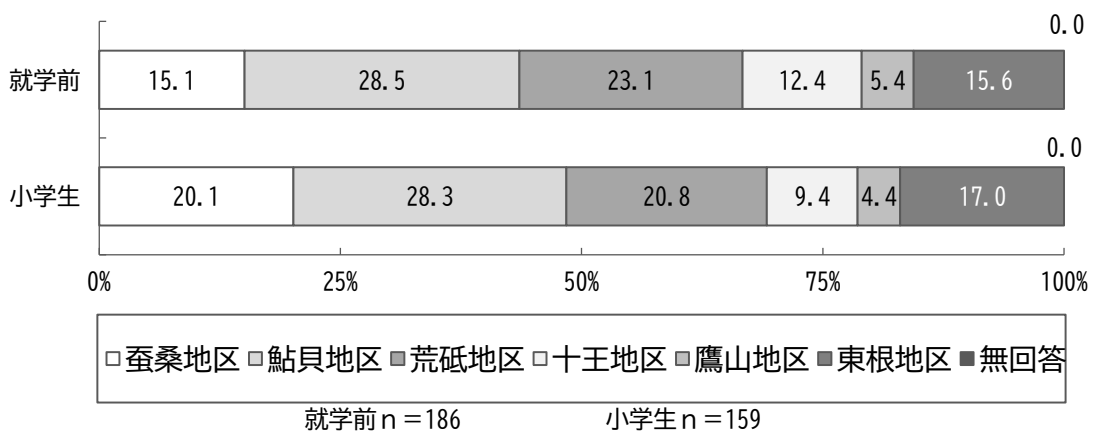


(4)居住地域の状況

回答者の居住地区は、就学前では鮎貝地区が28.5%で最も割合が高く、次いで荒砥地区が23.1%、東根地区が15.6%の順となっています。

小学生では鮎貝地区が28.3%で最も割合が高く、次いで荒砥地区が20.8%、蚕桑地区が20.1%の順となっています。

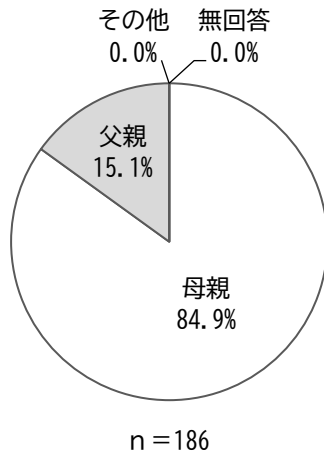
問1 [問1] 居住地区



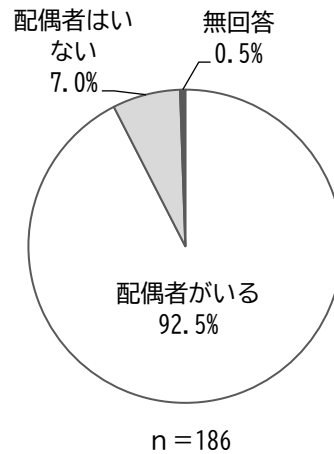
(5) 調査回答者の状況と配偶者の有無

調査回答者の状況は、就学前児童では、母親が84.9%、父親が15.1%となっています。配偶者の有無については、就学前児童では、配偶者がいるが92.5%、配偶者がいないが7.0%となっています。

問4 調査回答者（就学前児童）

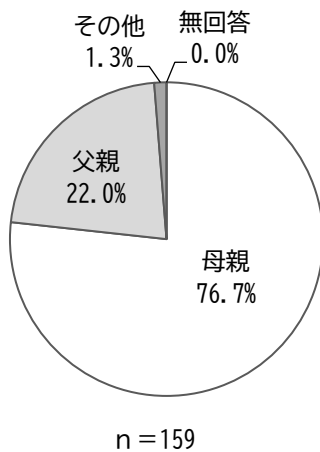


問5 配偶者の有無（就学前児童）

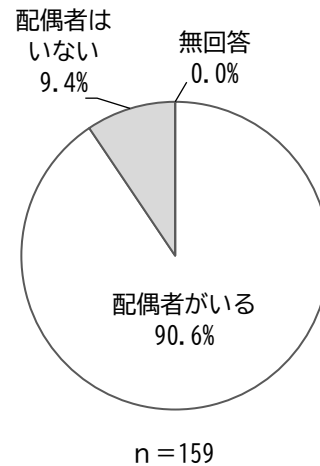


調査回答者の状況は、小学生では、母親が76.7%、父親が22.0%となっています。配偶者の有無については、小学生では、配偶者がいるが90.6%、配偶者がいないが9.4%となっています。

〔問4〕 調査回答者（小学生）



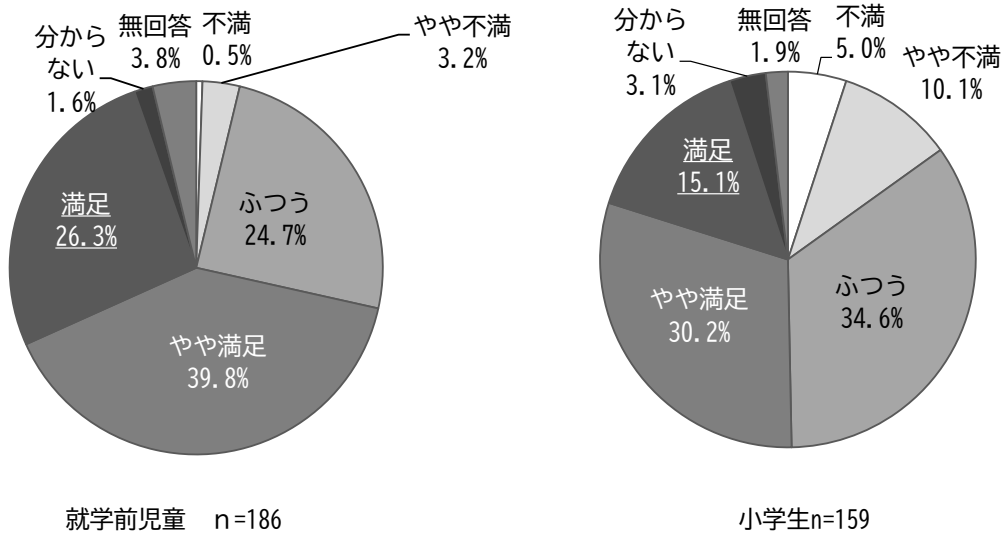
〔問5〕 配偶者の有無（小学生）



5 調査結果からみた現状と課題

課題の抽出にあたっては、調査結果に加えてクロス集計等のデータを基に、より詳しい分析を行いました。

結果1 子育ての環境や支援に対する保護者の満足度、就学前66.1%、小学生45.3%



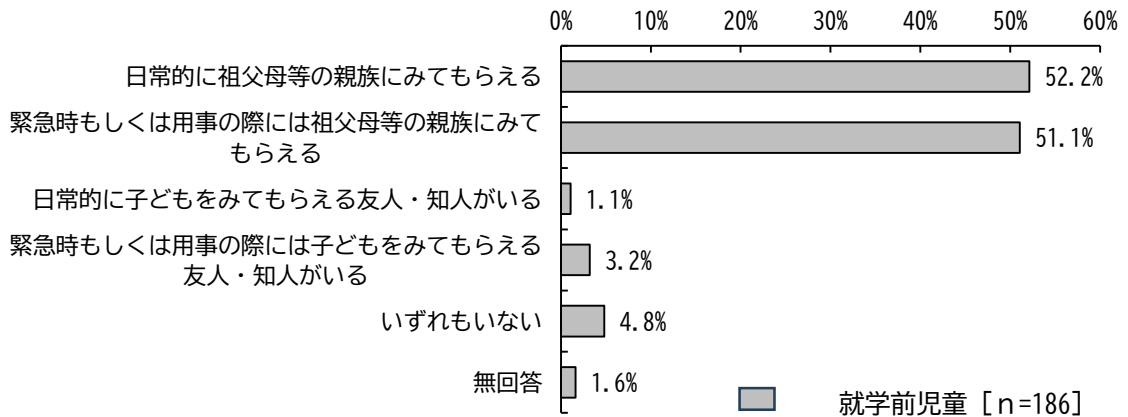
○本町の子育て環境や支援に対する就学前児童保護者の満足度をみると、「やや満足+満足」(66.1%)は「やや不満+不満」(3.7%)に対して62.4ポイントと大きく上回り、保護者の評価が得られている状況です。

○一方、小学生保護者では、「やや満足+満足」(45.3%)は「やや不満+不満」(15.1%)に対して30.2ポイント上回りましたが、就学前よりやや満足度の減少がみられます。



以上の結果から、本町の子育て環境や支援については、就学前から小学校へと継続する中、多様なニーズに応えられるよう、子育て中の保護者の視点に立った施策が必要となります。

結果2 周囲の援助が得られない孤立した子育て中の保護者は4.8%

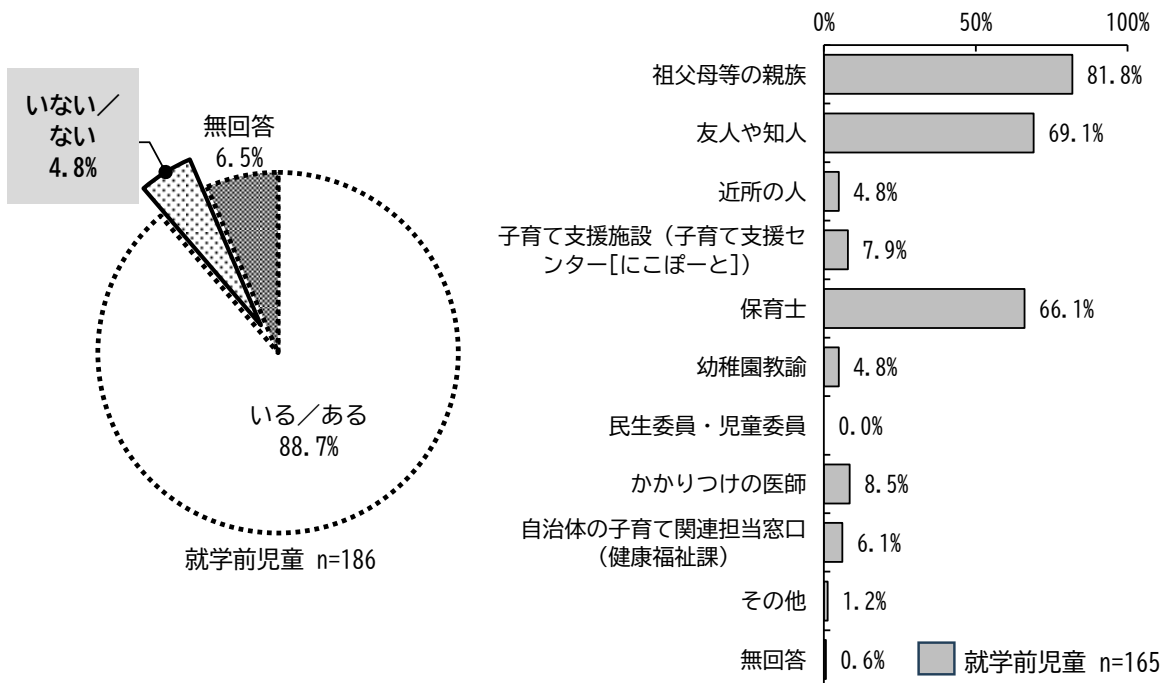


- 就学前児童の保護者の9割以上は子育てに関して周囲から協力を得られる状況です。保護者が祖父母等の親族や友人・知人にみてもらえるケースでも、そのうちの2割前後は「時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」と回答しています。
- 就学前児童の子育てに関する周囲の協力者の状況を見ると、日常的及び緊急時等に親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいる保護者は4.8%となっています。協力者がいないと回答した方には何らかの手立てが必要となります。



以上の結果から、孤立した育児環境にある家庭に対しては、個々のニーズに対応した子育て支援の手を差し伸べるとともに、安心できる育児環境への取組が必要となります。

結果3 子育ての相談相手がない方は4.8%、相談相手は祖父母等親族が81.8%

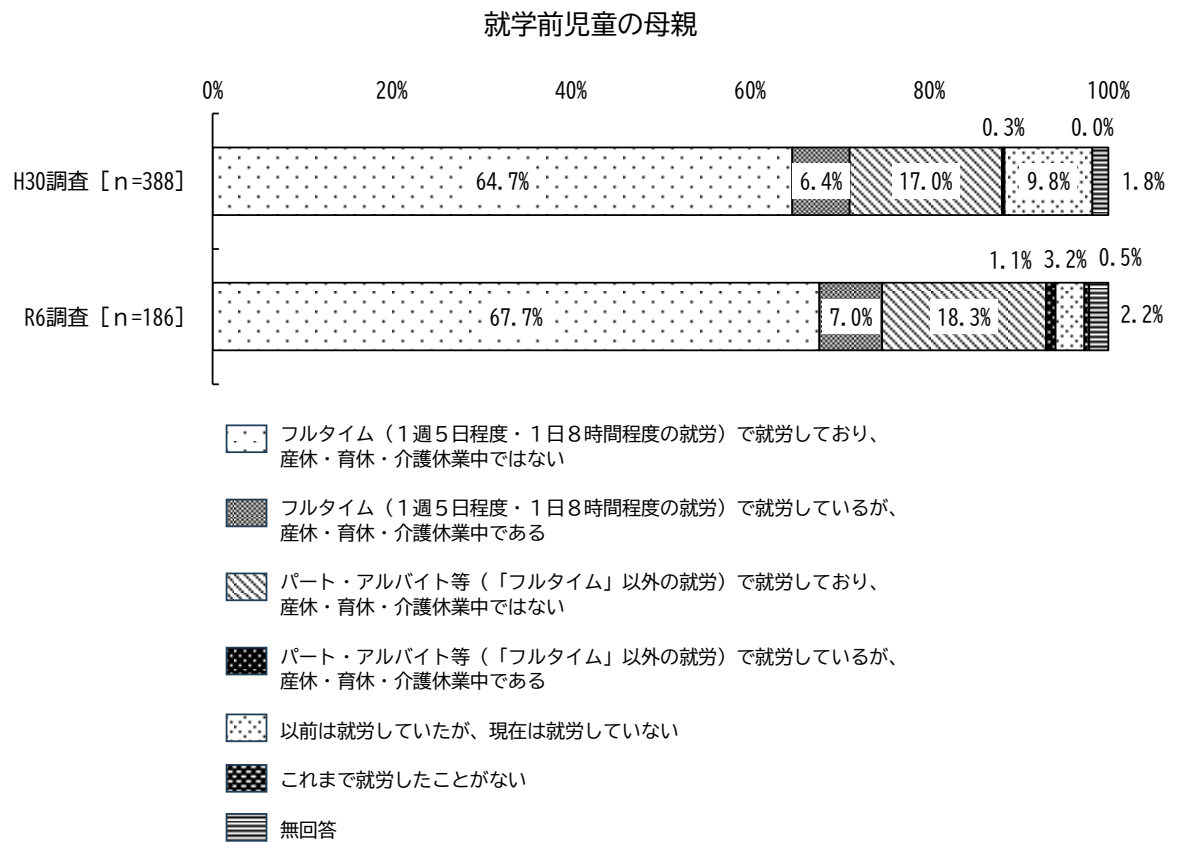


- 気軽に相談できる相手の有無をみると、相手が「いる／ある」が9割弱となっており、その相手は「祖父母等の親族」(81.8%)、「友人や知人」(69.1%)が上位を占め、その多くは身近な人達となっています。
- 一方、公的機関が設置している相談窓口(相手)の状況をみると、「保育士」(66.1%)の相談頻度が高く、「かかりつけの医師」(8.5%)、「にこぼーと」(7.9%)はやや高く、「民生委員・児童委員」への相談はありませんでした。
- 子育てに関する相談者の状況のうち、気軽に相談できる相手が「いない／ない」と回答した保護者は4.8%となっています。

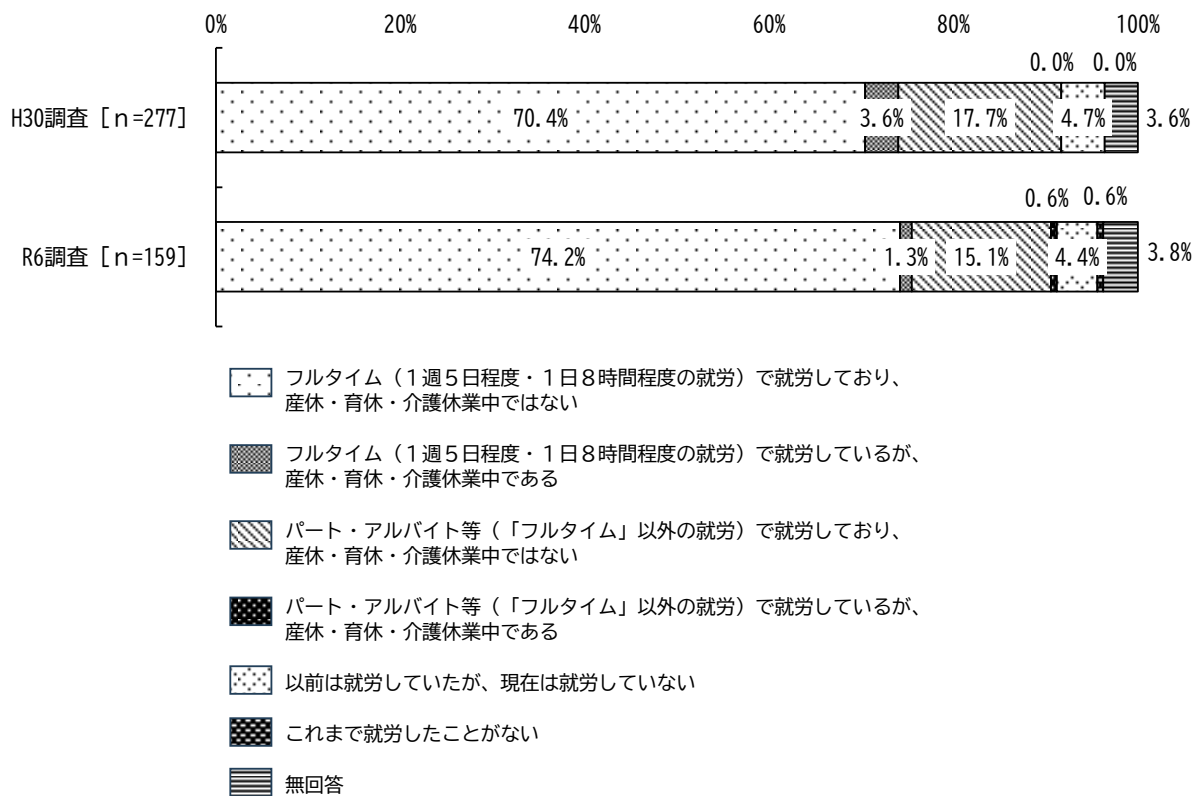


以上の結果から、民生委員・児童委員及び主任児童委員、教育・保育施設等と連携して、その活動の周知徹底・普及を図るとともに、こども家庭センター等の気軽に相談できる(相談しやすい)体制の整備や周知を図る必要があります。

結果4 母親の就労率(育休を含む)は就学前児童は94.1%、小学生は91.2%



小学生の母親

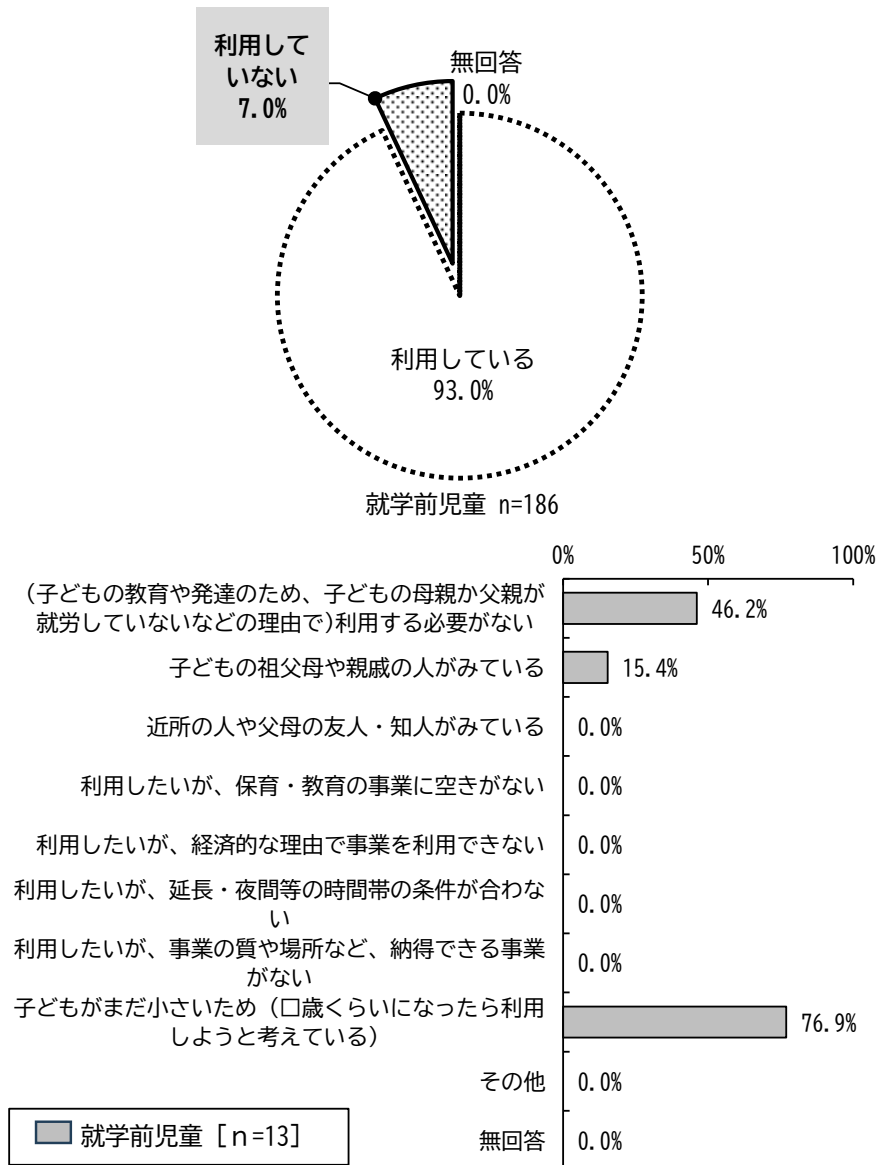


- 母親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童保護者（86.0%）、小学生保護者（89.3%）の状況です。
- 平成30年度の前回調査と比較すると、就労している母親の割合は就学前児童で4.3ポイント、小学生で1.2ポイント高くなっています。
- 母親の就労日数（1週当たり）をみると、就学前児童・小学生保護者ともに「5日」（88.6%・77.9%）が最も多く、次いで「6日」（7.4%・13.1%）となっています。
- 母親の出勤時間をみると、就学前児童・小学生保護者ともに「7時台」（46.3%・47.6%）、「8時台」（29.7%・31.0%）が多く、帰宅時間では両者ともに「18～19時台」（39.4%・49.0%）、「16～17時台」（38.3%・31.7%）が多くなっています。



以上の結果から、父親やその他家族等の子育ての共同・協力が必要なことはもちろん、定期的な教育・保育事業の利用は平日の早朝から預けられる事業運営や、土曜日にも預けられる運営体制を継続する必要があります。

結果5 定期的な教育・保育事業を利用している家庭は93%



○平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」保護者は93.0%、利用していない保護者は7.0%となっています。

○利用していない理由としては、「子どもがまだ小さいため (□歳くらいになったら利用しようと考えている)」(76.9%) が最も多く、そのうち利用を希望する子どもの年齢として8割以上の保護者が「1～3歳」までには預けることを希望しています。また、「利用する必要がない」(46.2%)、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」(15.4%) となっています。



以上の結果から、幼児教育・保育の保護者負担の軽減を実施し、引き続き適正な教育・保育事業量の確保が必要となります。

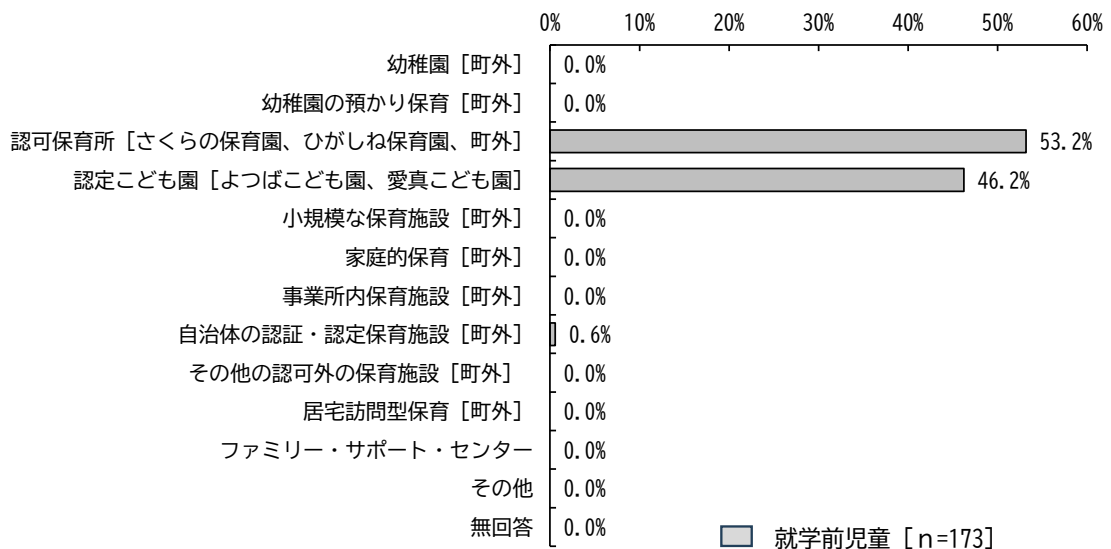
結果6 平日の定期的な教育・保育事業で「認可保育所」を希望する保護者は6割弱

- 平日の定期的な教育・保育事業で、町内の「認可保育所」及び「認定こども園」を希望する保護者は99.4%です。
- 保護者が希望する事業は、「保育所」で3.3ポイント、「認定こども園」で2.7ポイント増加し、現在は利用のない「居宅訪問型保育」で3.8ポイント、「ファミリー・サポート・センター」で3.2ポイント増加し、今後のニーズが予想されます。
- 利用している理由としては、「子育てをしている方が現在就労している」(93.6%)が最も多く、次いで「子どもの教育や発達のため」(49.1%)となっています。

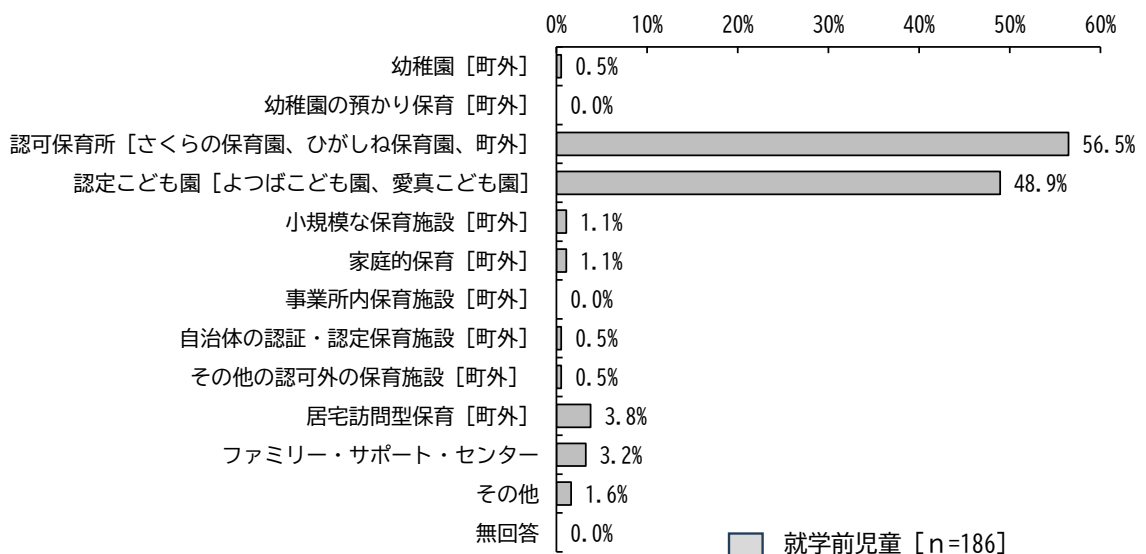


以上の結果から、利用者ニーズに対応できるよう、「認可保育所」「認定こども園」に関する事業の質的向上や他の事業を含めた今後の見込量の精査が必要となります。

利用状況

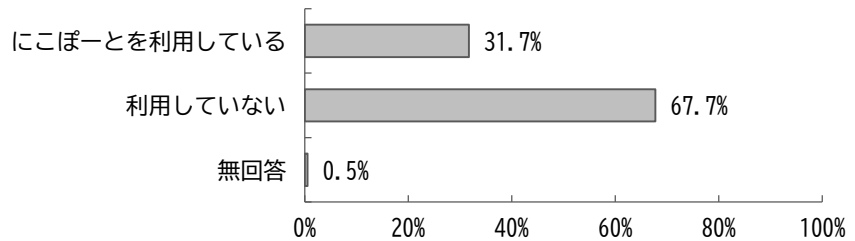


利用希望

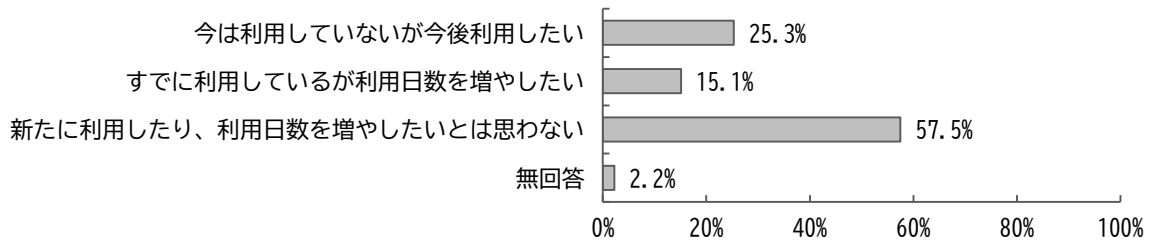


結果7 子育て支援センターの利用者は31.7%

子育て支援センターにこぼーとの利用



にこぼーとの今後の利用意向



以上 就学前児童 n=186

- 地域の子育て支援拠点事業の利用状況をみると、67.7%の保護者が「利用していない」状況です。
- 地域の子育て支援拠点事業の今後の利用意向をみると、25.3%の保護者が「利用していないが利用したい」と考えており、「すでに利用しているが利用日数を増やしたい」との回答者も15.1%いました。



認定こども園、保育所等の教育・保育施設の利用者の低年齢化もあり、一概には言えませんが、地域の子育て支援拠点事業が利用しやすいよう、利用者の視点に立って事業内容や運営内容を再検討するとともに、保護者には事業の周知の強化が必要となります。

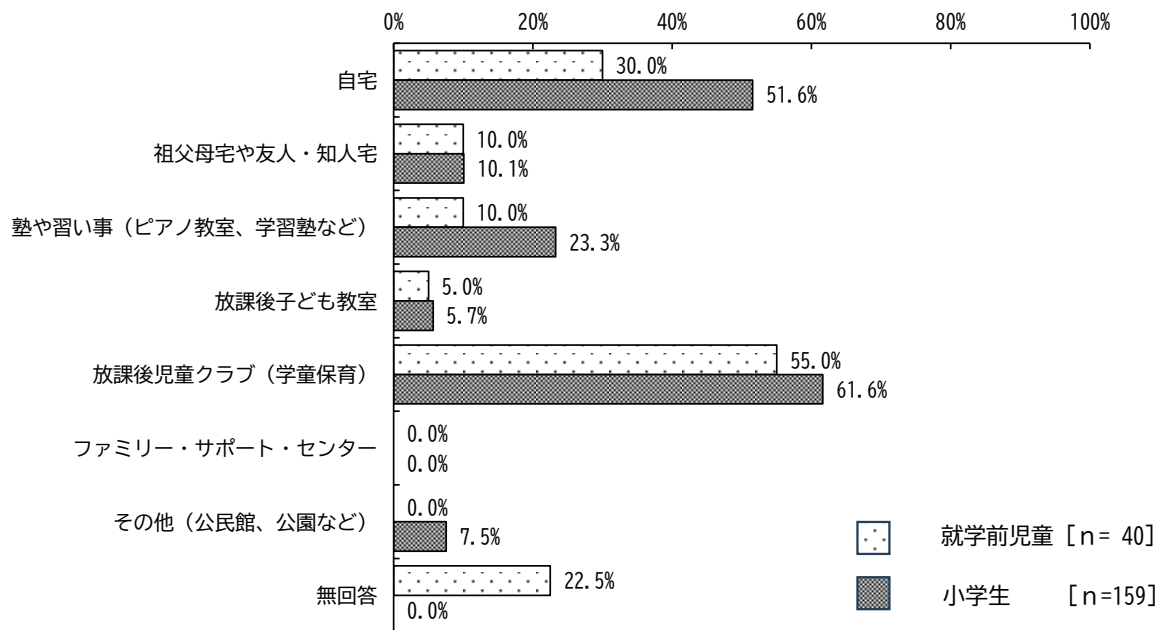
結果8 放課後児童クラブ（小学校低学年時）の希望は、就学前55.0%小学生61.6%

- 放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ」に関する保護者の利用希望をみると、小学校低学年の時期は就学前児童で55.0%、小学生で61.6%となっています。また、「放課後子ども教室」は就学前児童で5.0%、小学生で5.7%の利用希望の状況です。
- 一方、小学校高学年の時期では、就学前児童・小学生ともに「放課後児童クラブ」の利用希望が低学年時期より減少した一方で、「自宅」「塾や習い事」が増加しています。

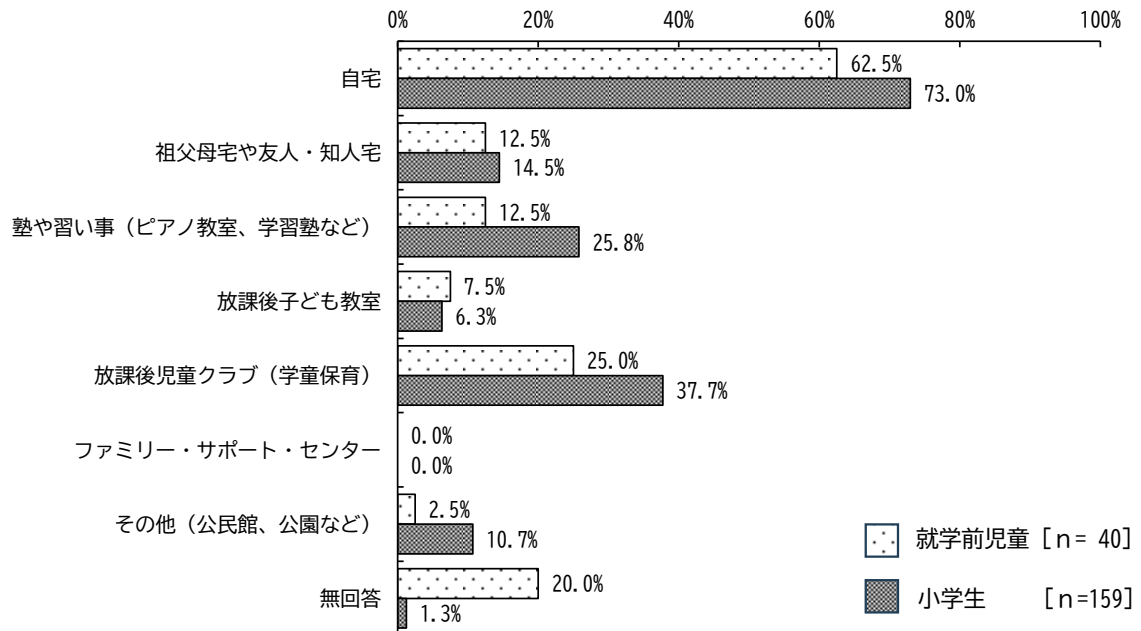


以上の結果から、子どもの放課後の安全な過ごし方に対しては、放課後児童クラブは一定の役割を担っています。子どもを一時的に預かるだけでなく、子どもの成長に繋がる事業内容を充実するなど、小学生のニーズに即した事業運営が求められます。

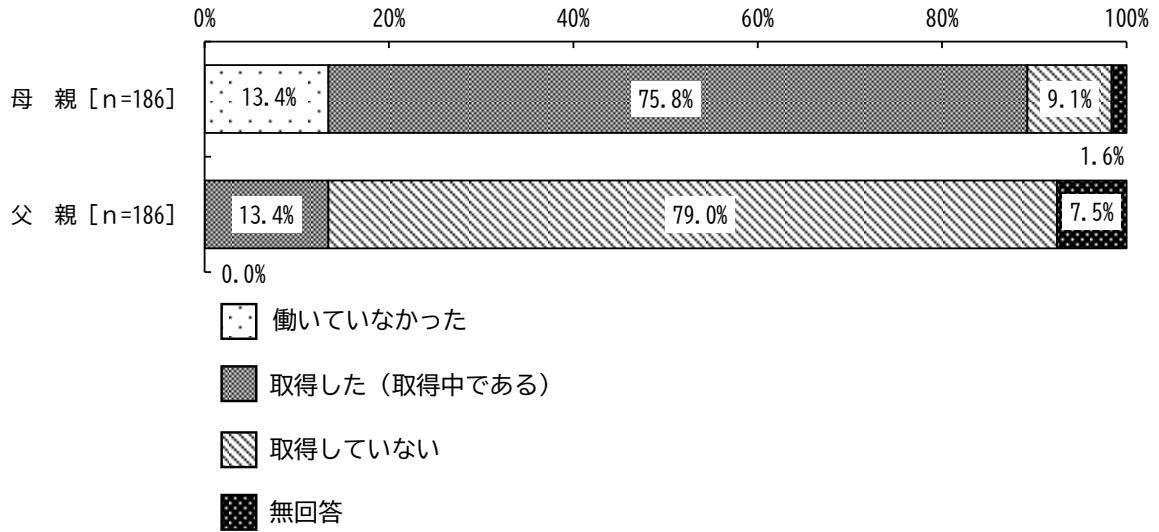
放課後の過ごし方（希望） 低学年



放課後の過ごし方（希望） 高学年



結果9 育児休業を取得または取得中の母親は75.8%、父親は13.4%



- 就学前児童保護者の育児休業を取得または取得中の母親は75.0%、父親は13.4%となっています。
- 令和6年の今回調査は(母親75.8%、父親13.4%)、平成30年の前回調査(母親75.9%・父親1.8%)に比べて母親は0.9ポイントの微減、父親は11.6ポイントの増となりました。
- 母親の休業取得期間では「10～12ヶ月」(50.0%)、「4～6ヶ月」(18.3%)、「7～9ヶ月」(14.3%)の順、父親は、「1～3ヶ月」(73.9%)「4～6ヶ月」「10～12ヶ月」(各8.7%)となり、父親の取得期間は母親に比べて短い状況です。
- 休業取得後の職場復帰した母親は89.4%、父親は無回答を除いて全員が復帰しています。職場復帰した母親のうち、年度初めの入所に合わせたタイミングでの復帰は39.7%でした。一方、育児休暇中に離職した母親は2.1%、父親の離職はありませんでした。
- 職場復帰時に「短時間勤務制度」を利用した母親は38.9%、父親はいませんでした。利用しない方の理由として、「職場に取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「給与が減額される」を上位にあげています。



以上の結果から、母親の育児休業の取得割合は高くなっているものの、父親の取得割合は1割強に留まっているため、父親の育児休業を取得しやすい環境づくりを官民挙げて進める必要があります。

結果10-1 教育・保育環境の充実についての自由意見（就学前）

就学前児童の保護者の教育・保育環境の充実など子育て環境や支援に関する自由意見を分類したところ、下記のとおりになりました。

自由意見の抜粋・要約は下記のとおりです。

■意見等の分類

大分類	小分類	件数	構成比
1. 保育サービス	①保育所	5	4.8%
	②こども園	1	1.0%
	③学童保育	1	1.0%
	④学 校	1	1.0%
	⑤その他	12	11.4%
2. 子育て支援	①子育て支援センター	1	1.0%
	②手当て・補助金	15	14.3%
	③情報提供	2	1.9%
	④相談	3	2.9%
	⑤その他	9	8.6%
3. 医 療	①医療機関	23	21.9%
4. 環 境	①遊び場	26	24.8%
	②交 通	1	1.0%
	③その他	4	3.8%
5. その他		1	1.0%
合 計		105	

■就学前児童の保護者の自由意見（抜粋・要約）

分類	件数	主な自由意見（抜粋・要約）		
1. 保育サービス	①保育所	5	保育士さんに感謝している。処遇改善し、長く続けてもらいたい。 保育士の人数が少ない気がする。3～6歳を1人の担任では難しい 先生方が色々工夫し、楽しい経験もさせてもらっている。 父母ともにサービス業。日曜・祝日も預けられたら働きやすい。 先生方が優しく、一人ひとりに目配りしてくれ、大変ありがたい。	
		②こども園	1	安心して預けることができ感謝している。
		③学童保育	1	鮎貝学童の、場所が狭いことの改善。月額負担の軽減を希望する。
		④学 校	1	小学校まで子どもの足で30分ほどかかるが、熱中症や熊と遭遇しないかとても心配。バス通学にしてほしい。
		⑤その他	12	金の負担があっても、育休を取っていても、条件なく子どもを預けられるようになるとありがたい。 親の仕事が休みの日は、子どもを家で見るべきという考えが強いように感じる。休日は家事や用事、買い物などがたくさんある。 日曜日も子どもを預けられる環境について詳しく知りたい。 病児保育施設が町内にあると助かる。 3歳以上の子どもにも、園で白米を提供してほしい。

分類	件数	主な自由意見（抜粋・要約）	
2. 子育て支援	①子育て支援センター	1 にこぼーとをよく利用させてもらい、親子ともに楽しく、助かっている。土曜日に遊び場がないので、開放してもらえたらうれしい。	
	②手当て・補助金	15	出産や子育てに対する経済的負担がなければ、もう1人ほしい。
			他の市町村で、給食費の減額や無償化が進んでいる。
			保育料を全額補助してもらっていることは大変助かる。
			保育料無償化、ランドセルをいただいたり等、素晴らしい事業。
			小中学校の給食費無償化も検討してほしい。
	③情報提供	2	出産時などだけでなく、子育て世帯への金銭的な援助の充実を。
			予防接種のタイミングでお知らせが届くのが大変ありがたい。
	④相談	3	ネットで調べたときに情報が分かりにくいものがあった。
			いつも優しく話を聞いてくれる保健師に感謝している。
初めての子育てで不安なこと等、健康福祉課で相談しやすかった。			
⑤その他	9	保育園のことで電話をしたが、解決に繋がらず、勉強不足を感じた。	
		「子育てについて学べる機会の提供」を、父親に向けたものに。	
		人口増、行政がまじめに目玉となり得るものをつくっていくべき。	
		子育て支援住宅へのシングルの入居を認めてほしい。	
		障がい児の、子どもから大人までに必要な情報の一覧表のようなものがほしい。	
3. 医療	①医療機関	23	白鷹町ほど子育てしやすいところはそうない。いつも感謝している。
			不妊で悩む方の支援を充実させてほしい。
			小児科が町にあってほしい。（同様の意見多数）
			耳鼻科など、近くで受診できる施設がない。
			移住者のことを考えても、産婦人科が早期に必要だと思う。
4. 環境	①遊び場	26	小児科や眼科などを誘致してほしい。
			子どもが救急の際のマニュアル的なものがあると安心できる。
			休日に遊ぶ場所がなく、町外へ行かなくてはならない。
			「あゆーむ」に子どもが楽しめるような環境をつくれないうらなか。
			長井市のくるんのような室内遊び場
	②交通	1	安心して遊べる場所がない。室内の遊び場がない。水遊びをする場がない。
			芝生や大型遊具のある公園が少ない。
	③その他	4	公園や神社などに新たな遊具の設置、環境の整備をお願いしたい。
昔ながらの踏切が多く、非常停止ボタンもないため、こわいと思う。			
子育ての前に、結婚したいと思う若者を増やすべき。			
3. その他	1	子の感染症等で有休が無くなる。子育ての有休を増やしてほしい。	
		子育て親世代が気軽に行ける、カフェや飲食店があればいい。	
			子育てしやすい町だと思う。
			このままでは子どもがいなくなり、人がいなくなってしまう。

結果10-2 教育・保育環境の充実についての自由意見（小学生）

小学生児童の保護者の教育・保育環境の充実など子育て環境や支援に関する自由意見を分類したところ、下記のとおりになりました。

自由意見の抜粋・要約は下記のとおりです。

■意見等の分類

大分類	小分類	件数	構成比
1. 保育サービス	①学童保育	6	7.1%
	②学 校	5	6.0%
	③その他	9	10.7%
2. 子育て支援	①イベント	3	3.6%
	②手当て・補助金	9	10.7%
	③情報提供	2	2.4%
	④その他	7	8.3%
3. 医 療	①医療機関	12	14.3%
4. 環 境	①遊び場	13	15.5%
	②治 安	1	1.2%
	③交 通	4	4.8%
	④その他	8	9.5%
5. その他		5	6.0%
合 計		84	

■小学生の保護者の自由意見（抜粋・要約）

分類	件数	主な自由意見（抜粋・要約）			
1. 保育サービス	①学童保育	6	長期休みの学童の利用時、弁当持参か提供か選択にできれば良い。 学童は狭く長時間いる低学年にとっては良い環境とは言えない。 トラブルが多いようなので、利用したくないと思ってしまう。 年末年始、お盆の8月13日から16日まで閉所になるのは辛い。 昼食が出る日もあるが、ほぼ毎日弁当を持参し、負担が大きい。		
		②学 校	5	働き方改革、行事がすべて平日だと子どもの成長が見られない。 自学の宿題が多すぎる。 今年度から夏休みが長くなったとのこと。働く親のことも考慮を。 我が子は発達障害を持っている。通級制度をつくってほしい。 スクールバスの利用の2kmという距離の制限に疑問を感じる。	
			③その他	9	児童館があればいいと思う。 病児保育を行う施設を作ってほしい。 学童と放課後デイサービスの間があればいい。 ファミリーサポートセンターは事前登録等が必要で、急用の際使えなかった。 仕事があるため、19時30分まで預けられる場所がほしい。 保育料は無料で学童クラブ利用がなぜ有料なのか。 低学年の学習の場等、放課後から利用できる場があると嬉しい。

分類		件数	主な自由意見（抜粋・要約）
2. 子育て支援	①イベント	3	イベントは大変ありがたいが、正直なところ役員が大変。
			地域ごとでなく、町全体で参加していい土日の公民館のイベント。
			8月1日からコミュニティセンターで、子ども達が集まれる企画。
	②手当・補助金	9	給食費の負担が減ると嬉しい。
			保育期だけでなく、給食費など小中学校でも目につくような支援を。
			保育料無償化と医療費無料、金銭面でとてもありがたい。
			15歳を迎えて高校入学時、制服や体操着等10万円以上必要。
	③情報提供	2	高校進学時、フラワー長井線の定期代の負担が大きすぎる。
			ベビーシッターさんは町内で頼めるのか等の情報も少ない。
	④その他	7	学校やコミュニティセンター等はあるが自由に使えるか分からない。
			子の感染症で5日間も休みとなる。有休もなくなり、欠勤扱い。
			医療費やランドセル支援、子育て住宅はとても評価できる。
もう1人子供がほしいが、育休・産休の間の生活を考えると不安。			
3. 医療	①医療機関	12	乳幼児健診が苦痛だった。粗探しをされているような気持ち。
			町内に小児科があるといい。（同様の意見多数）
			町立小国病院のように、各曜日に山形大学病院等から小児科医を配置してほしい。
			休日や夜間等子どもが具合の悪いとき町外に行かなくてはいけない。
4. 環境	①遊び場	13	小児科、耳鼻科、産婦人科。
			屋内で遊べる場所があると他の市まで行かなくてもよくなる。
			幼児から小学校低学年くらいの子どもが遊べるような遊具が充実した公園がない。
			子どもたちが放課後や休日に気軽に遊べる場所がない。
			小学生の大きい子でも遊べるような公園や施設があったら嬉しい。
	②治安	1	子どもが安心して遊べる大きい公園がほしい。
			近くにクマが出る危険性があるので、安心して登下校できるようにしてほしい。
	③交通	4	昔とは違い単独行動の子が多いので学童までの登下校が毎日心配。
			熊、熱中症を考えると全員スクールバスにしてほしい。
			長井から白鷹方面（下り）のフラワー長井線の18時台を要望。
	④その他	8	熊や熱中症など、登下校の不安がある。
			こども園、学校のグラウンド、プールへの屋根の設置。
都会と比べると習い事を選択肢が少なすぎる。			
習い事ができる環境が少ないと思う。スポーツに偏っている。			
5. その他	5	子どもがメディアに頼らず、もっと体や頭を使って活動できること。	
		勉強への意欲が低いと思う。	
		学校のみでなく、広いコミュニティでたくさんの経験ができるよう、他の市町村との協力等を考えてもらいたい。	
			現在子どもが2人いて、本来であれば3人目4人目がほしいが、仕事にも影響が出るし、役員が嫌で子どもを作りたくなくなる。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

確かな次代（あした）を、地域みんなで
～ 白鷹っ子の笑顔かがやくまち ～

次代の白鷹町を担うこども達は町の宝であり、子育ての第一義的責任は保護者であるという基本認識のもとに、家庭・地域・行政等の協働により、町をあげて豊か

あした しらたかびと
な心と主体的に生きる力をそなえた次代の白鷹人を育てることが必要です。

第2期白鷹町子ども・子育て支援事業計画の理念を引き継ぎながらさらに発展させ、白鷹町総合計画に掲げる目標に向かって、

あした
「確かな次代を、地域みんなで～白鷹っ子の笑顔かがやくまち～」を基本理念とし、各種施策の推進を図ります。

2 計画の施策目標

社会経済情勢の変化や少子高齢化社会の進行、核家族化等に伴い子育て環境が変化している中、令和6年4月に設置されたこども家庭センターは、子どもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続して一体的な支援をおこないます。従来の母子保健を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担う「子ども家庭総合支援拠点」がありましたが、二つの機能を統合し新設されました。これにより全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対する一体的な相談支援を切れ目なく対応していきます。

こどもと子育て家庭における様々な課題をもとに掲げる本町の子ども・子育て支援の施策目標は以下のとおりです。

施策目標1 こどもの「生きる力」の育成

こどもが自立した若者へと成長していくためには、確かな学力を身につけるとともに、人や自然と直接ふれあうことによって、心を豊かにし、心身をたくましく鍛えるなど、「生きる力」を養うことが重要です。

そのためにも、学校や教育・保育施設、家庭、地域が連携を強化し、こどもたちの教育環境の充実とともに、家庭、地域における教育の充実、こどもを取り巻く有害環境への対策など、こどもの「生きる力」の育成を図ります。

施策目標2 子育て家庭の健康づくりの推進

社会情勢の変化や少子社会の進行に伴い、妊娠・出産、子育てを取り巻く状況は大きく変化してきています。夜型の生活習慣、食習慣の変化などにより幼少期に与える影響は大きいと考えられ、母子保健や小児医療などの多様なニーズに対する適切な対応が求められています。

妊娠から子育てに係る様々な過程の中で、母子の生命を守り、母子の健康の保持・増進を図るために、妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援、こどもの健やかな成長・発達支援、近隣と連携した医療ネットワークづくりなど、子育て家庭の健康づくりを推進し、こどもたちが心身ともに健康で成長できる環境づくりを進めます。

施策目標3 子育て家庭への支援の充実

家庭は、子育ての基本となる場であり、その役割は重要です。家族形態の変化や地域社会でのかかわりの希薄化、経済情勢の変化等により個々の家庭で抱えている問題も多様化し、子育てや教育に不安感や経済的負担等を感じている家庭に対する相談機能の充実や実情に応じた支援が求められています。

近年、子育て家庭の貧困や、ヤングケアラー(家族の介護、その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる18歳未満の子ども)、虐待・ネグレクト等、支援を要する子ども及び子育て家庭が増えてきています。子ども家庭センターを中心に各部署・関係機関が連携しながら困難家庭の支援に努めます。

子育てに関して気軽に相談できる相手が「いない／ない」と回答した保護者は5%ほど存在しています。子ども家庭センター、子育て支援センター等、気軽に相談できる体制の整備や周知を図ります。

全ての子育て家庭で不安や悩みを抱えて孤立することがないように、また、困難を抱える子どもたちがその環境に左右されず、将来に向けて充実した生活が送れるように、家庭での養育・教育等を支援します。

施策目標4 仕事と家庭の両立の推進

子どもは、家族の愛情に満ちた関わりを通して心の安定を得るとともに、人に対する基本的な信頼感を養います。また、子育てを通して親も人間的に成長するといわれています。しかし、子育てを一人で背負って悩む親がいる一方で、忙しい職場環境の中で子どもに対して時間的・精神的に十分向き合うことができない親がいるなど、ゆとりがなく、精神的に追いつめられた子育てをしている人も少なくない状況です。

母親の就労率が上昇していますが、父親の育児休暇取得率は1割程度にとどまっています。子育てには父親、その他家族等の共同・協力が必要なことはもちろん、教育・保育事業の確保及び拡充も重要となります。

また職場等の協力も不可欠なことから、育児休業制度等の取得、就労環境改善、働き方改革等のワークライフバランスに関する啓発促進を進めていきます。

子どもと向き合い、子育てを楽しむゆとりのある家庭づくりのために、多様で内容の充実した保育サービスを提供するとともに、働き方や生活の見直しなど、仕事と家庭の両立を支援します。

施策目標5 こども・子育てに配慮したまちづくり

こどもを安心して産み育てるには、安全面や利便性に配慮した住宅や公園、道路、建築物等の整備が必要です。また、自動車の普及や社会情勢の変化などにより、こどもを対象とした事故や犯罪の危険性が高まっている中で、交通安全やこどもたちの見守りなどが課題となっています。

安心して子育てができる環境づくりは、地域に住む全ての人が快適に暮らせるまちづくりでもあります。良質な住宅や居住環境づくりをはじめ、親子が安心して外出できる環境づくり、こどもたちの安全の確保など、こども・子育てに配慮したまちづくりを進めます。

施策目標6 地域における子育て支援の充実

近年、核家族化の進行や都市化にともなう地域コミュニティの希薄化など、地域における子育て環境が大きく変化しており、家庭保育の中心となっている親に育児負担が集中し、家庭のみでは子育てを負いきれない部分が出てきています。また、少子社会の進行や、社会環境の変化により、こども同士で自由に遊べる機会や場所が減ってきています。

子育て家庭が安心して楽しく子育てできるように、地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て支援ネットワークづくりや児童の健全育成の推進を図り、地域全体で子育てを支援していきます。

保育料の無償化により低年齢から保育施設を利用される方が多くなっていること、また、近隣市町の施設を利用していることなどにより、子育て支援センターにこぼ一との利用が3割ほどとなっていますが、こどもや保護者同士のふれあい、交流の場になっており、町の子育て支援の一翼を担っています。引き続き利用者の視点に立って事業内容や運営内容を向上させ、より利用しやすい施設を目指します。

施策目標7 次代の親の育成

社会や地域を持続的に維持発展させるためにも、次代の親の育成は不可欠です。

青少年の段階から結婚や家庭を持つことを学び考える機会を提供し、若者が結婚を前向きに捉えられるよう意識啓発を進めるとともに、出会い・結婚につながる取り組みや、若者が定住し活躍できる環境づくりを推進することにより、次代の親を育成していきます。これまでの出会い・結婚につながる支援を強化するとともに、気軽に交流できる「おとなの居場所」が少ないとの声もあり、地域、民間からも色々なアイデア・支援をいただき、出会いの場を創設し、環境を整えていく取り組みも進めていきます。

3 子ども・子育て支援法に基づく取組み

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、市町村は、「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされています。

また、同条第2項において、計画に掲載すべき事項が定められており、その内容は以下のとおりです。

（1）教育・保育に関する量の見込みと確保について

教育・保育における教育・保育提供区域を設定し、計画期間の5か年度それぞれの教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）の「利用見込み数（必要利用定員総数）」と、地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型事業）の「利用見込み数」に対し、その見込み数に見合う教育・保育施設の定員を確保していくための確保方を定めます。

（2）地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保について

教育・保育と同様に、提供区域内の地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保方を定めます。地域子ども・子育て支援事業とは、以下の19の事業です。

①利用者支援事業	⑩一時預かり事業
②延長保育事業	⑪病児保育事業（病児・病後児保育）
③実費徴収に係る補足給付を行う事業	⑫子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）
④多様な事業主の参入を促進する事業	⑬妊婦健診
⑤放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	⑭子育て世帯訪問支援事業
⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）	⑮児童育成支援拠点事業
⑦乳児家庭全戸訪問事業	⑯親子関係形成支援事業
⑧養育支援訪問事業、要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業	⑰妊婦等包括相談支援事業
⑨地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）	⑱乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）
	⑲産後ケア事業

(3) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保について

教育・保育の一体的提供として認定こども園の普及に係る基本的な考え方などを定めます。

なお、利用見込み数や確保する定員は、施設・事業の区分ごとに算出することとなります。特に保育所等を利用する場合は、利用できる条件に該当していることが必要となります。その区分は、「支給認定区分」といい、以下のとおりとなります。

認定区分	対象者	給付の内容	対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の教育を希望する (保育の必要性がない) 就学前のこども	教育標準時間 ※1	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前のこども	保育標準時間 ※2 保育短時間※3	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前のこども	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園 小規模保育事業など

※1 教育標準時間…1日4時間程度の教育時間

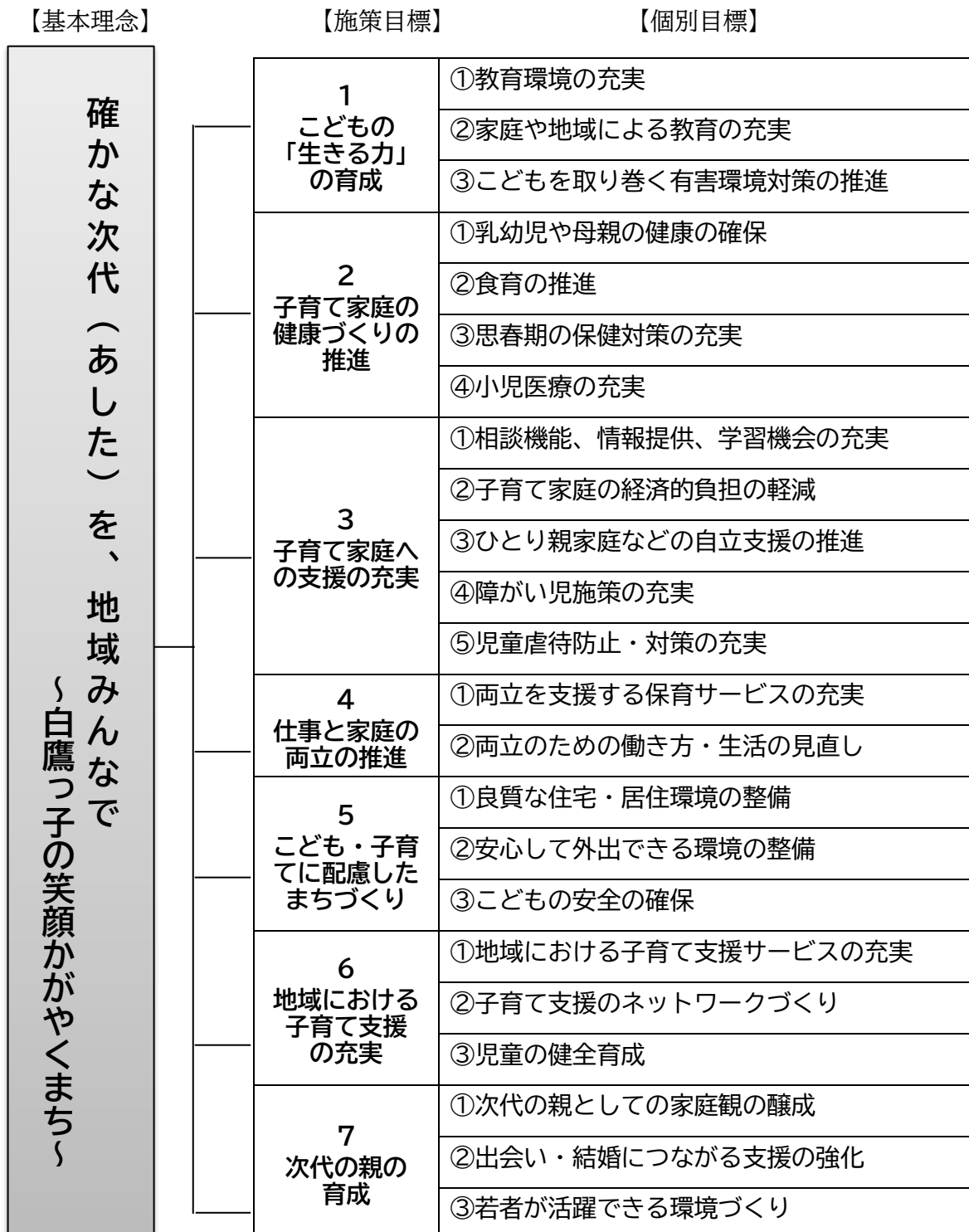
※2 保育標準時間…両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定した利用時間（1日最大11時間）

※3 保育短時間……両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定した利用時間（1日最大8時間）

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、主に認可外保育施設や認定こども園の一時預かり等の利用者を対象として、利用料に対する給付が新設されました。この給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な給付を行います。

4 施策の体系図



第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

施策目標1 こどもの「生きる力」の育成

個別目標1 教育環境の充実

幼児教育では、教育・保育施設等において、個々の興味や関心を大事にしながら幼児期の体験を重ね、「思いやりの心」と「意欲的に生きる力」を持ったこどもの育成に努めます。

学校教育では、こどもたちが新しい時代を生きていくための実践的な力となる「確かな学力、豊かな心、健やかな体」を育むために、家庭・学校・地域との連携を図り、開かれた学校、安全安心で信頼される「心かよう郷土の学校づくり」を進めます。また、コミュニケーションを軸にした「学び合う」授業をつくり、思考力、判断力、表現力の育成を高めるために、授業の質の向上を図ります。さらに、生まれ育った地域を愛する心を育てる郷土愛醸成の取組みを推進します。

幼児期から高校教育まで連携を深めるとともに、荒砥高校の存続に向けた支援を行います。

	主な取組み	内容	担当課
1	就学前教育の推進	教育・保育施設における年間計画の充実・交流を推進するとともに、小中学校との連携を図ります。また、「白鷹町 幼保小架け橋カリキュラム」に沿って、教育・保育施設と小学校教育の円滑な接続を推進していきます。	教育委員会 健康福祉課
2	確かな学力の定着	教員の指導力向上に向けた取組を推進し、こどもにおいては白鷹スタンダード(※)の着実な実践を図り、基礎学力等の向上を目指します。 (※)小中学校および教育・保育施設、高等学校が連携を深めながら町のこどもを育てるという視点で定めた、各年代のこどもたちが目指す「学びや生活の基本的な習慣」を定めたもの。	教育委員会
3	社会の変化に対応できる教育の推進	英語4技能の定着に向けた検定やサマーキャンプなどを実施します。情報教育においては、整備した1人1台端末を活用した授業を展開し、情報活用能力を養うとともに個別最適な教育を推進します。	教育委員会
4	特色ある教育活動の推進	キャリア教育、総合的な学習、福祉教育など、地域や学校の特色を生かした豊かな体験を重視した教育を推進します。	教育委員会
5	不登校・不適応児童生徒への対応	教育相談定例会やいじめ問題対策連絡協議会で情報共有を図ると共に対処策や支援内容等を検討しながら、問題の改善に向けた取組を推進します。	教育委員会
6	学校と地域の連携の強化	地域や保護者に関わった学校の促進、学校評議員制度の充実など、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育成します。	教育委員会

	主な取組み	内容	担当課
7	地域学校協働本部事業の推進	学校に地域学校協働活動推進員を配置し、地域が関わる事業を担当することにより、教員がこどもと向き合う時間を増やします。	教育委員会
8	体力づくりの推進	学校において、各種運動大会に積極的な参加を促すとともに、体力づくり運動を実践し、児童生徒の体力・運動能力の向上に努めます。	教育委員会
9	荒砥高校の総合的な支援	単独校としての存続に向け入学生の確保や地域性豊かで特色ある学校運営を推進するため荒砥高等学校魅力化計画に基づき引き続き総合的に支援します。	教育委員会

個別目標2 家庭や地域による教育の充実

こどもたちの「生きる力」を養うためには、家庭や地域の役割は非常に大きなものがあります。学校や教育・保育施設、家庭、地域がそれぞれの役割・責任を自覚したうえで、互いに連携し、協力し、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体による教育の充実を目指します。

	主な取組み	内容	担当課
1	家庭におけるお手伝いの推進	白鷹スタンダードにおいて、家族の一員としての自主性や責任感などを養うため、積極的に家庭でのお手伝いの普及推進に努めます。 長期休みなど、お手伝いのチェック項目も設けて取り組みます。	教育委員会
2	ボランティア意識の普及啓発	学校教育の一環として、児童、生徒の社会福祉への理解と関心を深めるため、ボランティア活動の実践に努め、意識の高揚を促します。 ボランティアサークルや受け入れ団体の再設置を図っていきます。	教育委員会
3	P T A活動の推進	保護者と教員の連携とともに、保護者の教育に対する意識の高揚を図るためにも、P T A活動の活性化、推進を図ります。	教育委員会
4	地域行事への参加促進	こども達が地域の一員として、区や地域で行われるお祭りや各種行事に参画できるように、部活動や学校行事の日程調整等の配慮に努めます。	教育委員会
5	こどもの読書活動の推進	読書感想文コンクールの開催やお話しの会の開催、遊び広場での絵本読み聞かせ講座など、図書館や関係団体と連携しながら、本と触れ合う機会の創出に努めます。	教育委員会 健康福祉課
6	こどもたちの発表機会の創出	町の文化施設「あゆむ」を活用して、こどもたちの芸術・音楽等の活動の発表の機会を創出します。	教育委員会

	主な取組み	内容	担当課
7	家庭教育講座の推進	郷土料理講座の開催により親子のふれあいなどを通じて、家庭の教育力を高めます。	教育委員会
8	青少年のための講座開催の支援	青少年を対象とした魅力ある各種講座開催者を支援するなど、次世代を担う青少年の育成に努めます。	教育委員会
9	白鷹っ子養育事業の推進	<p>出生を祝い、祝金を贈呈します。また、あかちゃん訪問や健診時に絵本等を贈呈し、絵本を通して親子のふれあいの時間を持つことにより、すこやかな成長を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出生時に10万円の祝金の贈呈 ・あかちゃん訪問の際に絵本や子育て情報誌が入ったプレゼントの贈呈 ・1歳6ヶ月健診時に選んでいただいた絵本の贈呈 	健康福祉課
10	教育・保育施設地域交流事業の推進	各地区ふれあいサロンへの参加や地域行事への参加など、園児が地域の方々とふれあい、成長できるよう、教育・保育施設で地域交流事業を推進します。	健康福祉課

個別目標3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

インターネットなどの情報網が急激に進展する中で、子どもたちを取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。いろいろな有害情報が子どもたちの身近に氾濫している状況の中で、子ども達への悪影響が懸念されています。関係機関と連携し、子どもたちを健全に育成できる環境づくりを進めます。

	主な取組み	内容	担当課
1	有害図書等の排除	青少年育成推進委員会による現場調査などにより、青少年に対する有害図書の陳列規制等への協力依頼、暴力や性を対象とする有害情報の不法広告の排除等に努めます。	教育委員会
2	巡回指導の推進	学校とPTAの連携により、児童生徒にとって有害な場所等を巡回し、夜間徘徊など少年非行の未然防止、早期発見に努めるとともに関係機関と連携した指導等の強化に努めます。	教育委員会
3	携帯電話・インターネット利用の注意啓発など	学校とPTAの連携により、出会い系サイトなどの被害から児童生徒を守るため、携帯電話やSNSに関する研修会等を開催やリーフレットの配布等、携帯電話やインターネットの利用に係るマナーと安全指導を継続します。	教育委員会

施策目標2 子育て家庭の健康づくりの推進

個別目標1 乳幼児や母親の健康の確保

町内に産科や小児科がなく、これらに対する要望が非常に多い中で、妊娠期から出産期、新生児期、乳幼児期を通して母子の健康が確保できるよう、妊婦に対する経済的な負担の軽減をはじめとして、乳幼児訪問や予防接種、各種健診等の充実に努めます。

	主な取組み	内容	担当課
1	こども家庭センター	保健師や保育士等が妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うものです。 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供していきます。 母子手帳アプリ紅ほっぺにより、乳幼児健診の案内や子育て情報を発信するとともに、オンライン相談も可能な環境を整えています。	健康福祉課
2	不育・不妊治療費助成事業の周知・活用	不育症・不妊症の検査及び治療にかかる費用の助成（年度あたり25万円上限）についての周知を図り、活用を推進します。	健康福祉課
3	母子健康手帳交付事業の推進	母子健康手帳交付の際に個別面接・相談を実施し、活用法や子育て支援事業の紹介を行います。また、支援が必要な妊婦の把握に努めます。	健康福祉課
4	妊婦健康診査費用の負担軽減	妊婦健康診査等に係る費用の助成を行い、妊娠期の経済的負担の軽減を図ります。 里帰り出産等の県外助成（償還払い）も実施します。	健康福祉課
5	妊婦等包括相談支援事業の実施	妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行い、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。	健康福祉課
6	ニコニコマタニティライフ応援事業の推進	町内に産科施設がないため、町外の産科施設に安心して通院できるよう、妊婦の経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課
7	妊産婦健康相談の実施	こども家庭センターにおいて、医療機関などの関係機関と連携し、妊産婦への健康相談の充実に努めます。	健康福祉課
8	マタニティママ&パパサロンの開催	定期的に開催し、妊産婦やご家族が妊娠・出産・育児についての正しい知識を習得し、不安の軽減や仲間づくりを支援します。また、妊産婦の相談支援、孤立感の解消について充実に努めます。	健康福祉課

	主な取組み	内容	担当課
9	乳児家庭全戸訪問事業の推進	乳児のいる家庭をすべて訪問し、乳児の発育発達の確認や母親の心身状態、子育ての様子を確認を行うほか、子育てに関する相談や情報提供、保健指導を行います。	健康福祉課
10	産後ケア事業の実施	産科医療機関等に委託し、母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導を行います。宿泊型・通所型・訪問型を実施し、ニーズに応じたケアを実施します。	健康福祉課
11	離乳食クッキングサロンの開催	乳児のいる家庭を中心に離乳食の作り方、進め方、試食を実施し不安軽減を図ります。また、仲間づくりを支援し、産婦の相談支援、孤立感の解消について充実を図ります。	健康福祉課
12	健康的な生活習慣の啓発	子育て支援センターや教育・保育施設と連携し、健康的な生活習慣・食習慣等について啓発することにより、父母、祖父母の共通認識を図ります。	健康福祉課
13	乳幼児相談の実施	こども家庭センターにおいて、健診後の事後フォローや健康相談等に応じ、不安軽減や問題解決に向けた支援を行います。	健康福祉課
14	乳幼児健康診査の実施	健康診査を実施し、発育発達の確認、異常の早期発見、子育て相談等を行います。3歳児眼科健診については眼科医療機関に委託して弱視の早期発見に努めます。	健康福祉課
15	幼児歯科健診の実施	歯科健診やフッ素塗布、ブラッシング指導を実施し、むし歯予防に向けた支援を行います。	健康福祉課
16	乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防	乳児健診等において乳幼児突然死症候群発症の情報提供や啓発を行い、予防に努めます。	健康福祉課
17	事故防止対策の周知	乳幼児健診において、発達段階に合わせた事故防止についての情報提供や啓発を行い、子どもの安全確保を図ります。	健康福祉課
18	予防接種の充実	予防接種に関する情報提供や正しい知識の普及・啓発を行い、接種率の維持に努めます。	健康福祉課
19	妊産婦禁煙の推進	妊産婦及び家族の喫煙状況を確認し、喫煙がもたらす胎児・母体への悪影響についての保健指導に努めます。	健康福祉課
20	禁煙・分煙の啓発	受動喫煙が体に与える悪影響について、一層の知識の普及や情報提供に努め、家庭・地域・職場における禁煙・分煙を啓発します。	健康福祉課
21	働く女性の母性保護の周知	働きながら安心して妊娠・出産が迎えられよう母性健康管理制度の周知を図ります。	健康福祉課

個別目標2 食育の推進

核家族化が進み、さらに就業構造の変化や女性の就業率も高い中で、大人も子どもも不規則な生活が多くなっています。このような中、子ども達の健康的な食生活を推進し、食の大切さに対する意識の高揚を図るため、学校や教育・保育施設、関係機関が連携して食育に取り組み、地産地消、郷土食などの料理の継承に努めます。

	主な取組み	内容	担当課
1	食育推進計画の推進	食育と地産地消の推進を一体的に図るべく、各家庭、各団体等を対象とした各種事業を展開し、推進します。	農政課
2	給食を通じた「食育」の推進	関係機関との連携を図り、給食における食育・地産地消の活動を支援するとともに、郷土料理を献立に加え、食文化の継承を含めた食育を推進します。	健康福祉課 教育委員会 農政課
3	健康づくり推進員活動による食育の推進	健康的な食生活を構築するため、子どもや親子の料理教室を開催し、正しい知識の普及や食育を推進します。	健康福祉課
4	栄養相談事業の推進	乳幼児健診や相談事業などのほか、教育・保育施設や子育て支援センターと連携して栄養相談を実施します。	健康福祉課

個別目標3 思春期の保健対策の充実

思春期は子どもから大人になる転換期で、精神的に不安定になりがちです。喫煙や飲酒、薬物等に関する教育や思春期における健康問題についての相談事業の充実を図ります。また心の健康や性に関する正しい知識の普及など学校保健教育を推進します。

	主な取組み	内容	担当課
1	喫煙・飲酒・薬物等の防止教育の推進	学校において、喫煙・飲酒の防止や薬物の危険性等に関する学習などを行い、予防・啓発を推進します。	教育委員会
2	心の健康や性の問題などの保健指導・学習の充実	家庭と連携しながら、生活リズムの改善を含めた適切な保健指導をはじめとして、いのちの学習や性・エイズ教育などを推進します。	健康福祉課 教育委員会
3	こころの問題に対する相談体制の充実	教育相談員やスクールカウンセラーの活用、生活支援員の設置により、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援を行います。 カウンセリングや各種検査の要望が増えているため、カウンセラーとの日程調整を行い、実施日の増加を検討します。	教育委員会

個別目標4 小児医療の充実

町内に小児科医が不在なため、小児科設置に対する要望は非常に多くありますが、全国的な医師不足の中で設置は非常に難しい状況にあります。小児医療に対する保護者の負担軽減のため、広域的な医療機関との連携や高校生までの医療費の無料化等を実施することで、子育て家庭を支援します。

	主な取組み	内容	担当課
1	小児医療や産科医療に関する現状の周知	小児科や産科医療機関に対する要望が大きい中で、医療についての現状や対応などについて、町報等を通じて周知します。 ニコニコマタニティライフ事業について町報等を通じて周知します。 近隣の小児科医療機関と適宜連携していきます。 小児であっても症状（外科等）によっては診療可能な場合もあるため、その内容も含め周知を強化していきます。	健康福祉課 町立病院
2	医療機関の連携と情報提供	町立病院の充実に努めるとともに、町内の開業医や広域的な医療機関との連携を強化します。また、近隣の専門医や救急対応医療機関の情報提供に努めます。	健康福祉課 町立病院
3	小児救急対処法の周知（小児救急医療啓発事業）	急病時の相談窓口や各種相談窓口の情報提供を子育てガイドブック等で行い、乳幼児の保護者の不安軽減を図ります。	健康福祉課
4	子育て支援医療給付事業の周知・活用	子育て家庭の経済的負担を軽減するために、0歳から小学3年生までの医療費及び小学4年生から中学生までの入院時の医療費の支給事業について、周知・活用を図ります。	町民課
5	しらかか元気っ子事業（町単独医療給付事業）の周知・活用	子育て家庭の経済的負担を軽減するために、高校3年生相当年齢以下の医療費自己負担分を全額助成する医療費の無料化事業の周知・活用を図ります。	町民課
6	ひとり親家庭等医療費給付事業の周知・活用	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するために、医療費支給事業の周知・活用を図ります。	町民課
7	重度心身障がい（児）者医療給付事業の周知・活用	身体上または精神上著しい障がいを持つ方の経済的負担を軽減するために、医療費支給事業の周知・活用を図ります。	町民課

施策目標3 子育て家庭への支援の充実

個別目標1 相談機能、情報提供、学習機会の充実

3世代世帯や核家族で抱える悩み、少子化が進む地区での悩みなど子育てに関する相談や学習等の必要性が高まっています。こども家庭センターや子育て支援センターを中心に、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な相談・学習・情報提供体制を充実し、子どもや子育てについての不安や悩みの軽減・解消を図ります。

	主な取組み	内容	担当課
1	子育て相談機能の充実	こども家庭センターや子育て支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる相談対応や情報提供、各種講座を開催するなど子育てに関する不安や悩みの解消に努めます。	健康福祉課
2	教育相談機能の充実	各学校や教育委員会、教育相談員などが連携して、いじめや不登校、進路、学校・家庭生活など各種相談に対応し、個々に応じた対応策を検討し指導支援を行います。	教育委員会
3	子育て情報の提供	町報や町ホームページ、母子手帳アプリ、ほんわか通信などを通じて、子育てに関する学習機会や子どもたちの体験活動などに関する各種情報を提供します。	健康福祉課 教育委員会
4	子育て情報コーナーの設置	こども家庭センターや子育て支援センター内に情報コーナーを設置したり、健診会場でチラシ等を配布するなど情報提供に努めます。	健康福祉課
5	子育て家庭の学習機会の充実	子育て支援センターやコミュニティセンター等と連携し、食育講座・ふれあい交流事業・育児相談等多様な学習の機会を実施し、育児の学習機会の充実を図ります。	健康福祉課
6	子育て支援事業の推進	健康的な生活習慣の形成や病気の予防に向けた各種事業を子育て支援センターや教育・保育施設と連携して進めます。	健康福祉課
7	親子関係形成支援事業（ペアレント・トレーニング）の実施	親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等を学び、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援します。	健康福祉課
8	子育てをまなぶ・たのしむパパ教室の開催	父親同士の交流をはかりながら、ライフステージに応じた子育ての方法を学び、こどもや家族と楽しく過ごすためのスキルを向上できるよう、父親を対象とした子育て等に関する教室を開催します。	健康福祉課

個別目標2 子育て家庭の経済的負担の軽減

子どもを産み育てやすい環境づくりや経済的負担の軽減を図るために、児童手当の支給や医療費の助成、学校給食費への助成を継続して行います。国の幼児教育・保育無償化を進めるとともに、町独自の保育料・副食費助成を継続して行います。また、奨学金制度や子育て応援パスポート事業などの周知を図り、その活用を促進します。

	主な取組み	内容	担当課
1	妊婦のための支援給付	妊娠している者及びに出産後妊娠しているこどもの人数に応じて一人につき5万円を支給します。	健康福祉課
	児童手当の支給	次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から児童手当を支給します。 (児童手当の制度改正) ・支給対象が高校生年代(18歳に達する年度末まで)まで拡充 ・第3子以降の手当(月額)30,000円 ・所得制限の撤廃及び支給回数年6回	健康福祉課
2	子育て支援医療給付事業の周知・活用 【再掲】	0歳から小学3年生までの医療費及び小学4年生から中学生までの入院時の医療費の支給事業について、周知・活用を図ります。	町民課
3	しらかた元気っ子事業(町単独医療給付事業)の周知・活用 【再掲】	高校3年生相当年齢以下の医療費自己負担分を全額助成する医療費の無料化事業の周知・活用を図ります。	町民課
4	多子世帯子育て応援事業の実施	高校3年生相当年齢以下のこどもが3人以上いる家庭における第3子以降のこどもの保育料・副食費を無料にしておりましたが、令和4年度から国の無償化の対象となっていない世帯に対しても、所得制限を設けることなく保育料と副食費の無償化を実施しています。	健康福祉課
5	要保護・準要保護児童の援助	制度の周知を図り、経済的理由で就学困難と認められる児童生徒に対し、学用品費や給食費、修学旅行費、医療費等を支給します。 制度の周知について、現在小中学校の新入生へ案内していますが、経済状況の変化などがあった場合、申請が円滑に進むように案内の回数を増やす等の見直しを検討します。	教育委員会
6	子育て応援パスポート事業の周知・活用	地域全体で子育てを見守る社会づくりを目指して、商店や企業等の協賛を得て県内で実施している子育て応援パスポート事業について、周知・活用を図ります。	健康福祉課
7	新入学児童へのランドセル贈呈	新入学児童に対し、町内で製造されたランドセルを贈呈します。	教育委員会

個別目標3 ひとり親家庭などの自立支援の推進

ひとり親家庭は経済的な面も含めて、子育て支援が必要となる場合が多い傾向にあります。また、在住外国人の子育て家庭では、言語や習慣問題などの課題が生じる可能性があります。これらの家庭の現状を把握するとともに、県などの関係機関と連携しながら、生活・就業等の総合的な支援に努めます。

	主な取組み	内容	担当課
1	児童扶養手当制度の周知・活用	18歳の年度末までの児童等を監護しているひとり親家庭に対する児童扶養手当制度について、周知・活用を図ります。	健康福祉課
2	ひとり親家庭等医療費給付事業の周知・活用【再掲】	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するために、医療費支給事業の周知・活用を図ります。	町民課
3	各種支援情報の周知・活用	ひとり親家庭として利用できる各種の相談窓口や制度の周知・活用を図ります。	健康福祉課
4	外国人保護者への相談・情報提供など	「医療通訳ボランティア」や各種相談窓口の活用、家庭訪問などにより外国人保護者の子育てを支援します。	健康福祉課
5	帰国子女に対する支援	小中学校において、外国からの帰国子女に対する日本語指導講師を設置し、学習を支援します。	教育委員会

個別目標4 障がい児施策の充実

発達障がい等の早期発見と早期療養体制の充実を図るとともに、各種障がい福祉サービス・手当制度などの周知を行い、障がい児施策の充実を図ります。また、「共生社会」の構築を図るとともに、インクルーシブ教育を進めます。教育・保育施設と学校、地域などが連携し、障がいまたは個別の援助の必要がある子どもの特性に応じた支援に努めます。

	主な取組み	内容	担当課
1	障がい福祉サービスの周知・活用	相談支援体制を強化し、自立支援協議会の運営を活性化させ、放課後等デイサービスや障がい福祉サービスの周知・活用を図り、個々の特性に応じた支援を行います。 障がい児のサービス利用が増えており、保育園・学校、相談支援事業所、サービス事業所間における情報共有の在り方を検討します。	健康福祉課
2	重度心身障がい（児）者医療給付事業の周知・活用【再掲】	身体上または精神上著しい障がいを持つ方の経済的負担を軽減するために、医療費支給事業の周知・活用を図ります。	町民課
3	特別児童扶養手当制度の周知・活用	20歳未満の障がい児の福祉増進のために支給される特別児童扶養手当制度の周知・活用を図ります。	健康福祉課

	主な取組み	内容	担当課
4	障がい児福祉手当制度の周知・活用	日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅重度障がい児に対し手当を支給する障がい児福祉手当制度の周知・活用を図ります。こどもに関する相談窓口を一つにする、もしくは周知を図るべき制度を一覧化して説明することで、必要な情報の周知の徹底を図ります。	健康福祉課
5	特別支援学校への通学支援	保護者負担を軽減するため、町外の特別支援学校へ通学する障がい児に対し、タクシー等での通学やヘルパーの添乗などの通学支援を行います。 支援機関の中でも、特にヘルパー等について、受託事業者が1箇所のみで、人材確保に課題がありますが、引き続き受託してもらえよう、通学支援事業の実施体制整備を図っていきます。	健康福祉課
6	発達障がいの早期発見と早期対応のための相談の充実	公認心理師による子育て相談を実施し、子育て支援及び障がいの早期発見と早期対応を図ります。	健康福祉課
7	教育・保育施設巡回相談の実施	公認心理師や保健師、保育士、教育委員会等の関係機関で各施設を巡回し、発育発達等の経過が気になる未就学児への健康支援とその家庭支援を図ります。	健康福祉課
8	障がい児保育の実施	障がい児に対する保育士の研修を重ね、障がい児に対する専門性や理解の促進を図りながら、個々の特性に応じた保育を実施します。	健康福祉課
9	ノーマライゼーションの普及啓発	障がいのある人とない人との「共生社会」を築くために、小さな時から共に学び・育つインクルーシブ教育を進めます。また、障がいに対する正しい理解と知識を深め、障がいを理由とする差別の解消について周知を行います。 障がいへの理解をさらに進めるために、「心のバリアフリー推進員養成研修」の受講者累計100名、町内各学校において福祉的なボランティア活動を年1回以上実施することなどを目標とします。	教育委員会 健康福祉課
10	学校施設の改善	障がいのある児童生徒が安心して楽しく学校生活を送れるよう、障がいに配慮した教室環境の整備や施設の改善に努めます。	教育委員会
11	適切な教育支援の実施	一人ひとりのこどもの実態に即した就学のため、教育・保育施設と連携し巡回を実施するなど、本人・保護者の意向を尊重しながら適切な教育支援に努めます。	教育委員会

	主な取組み	内容	担当課
12	特別支援教育の充実	障がい等に応じた特別支援教育を充実させるとともに、「ことばの教室」の設置と通級指導の実施など、ともに学ぶ学校づくりを進めます。	教育委員会
13	進路指導の充実	各企業や作業所・施設等関係機関との連携を強化し、進路の拡大及び進路指導の充実を図ります。	教育委員会
14	医療的ケア児への支援	人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が身近な地域で必要な支援・教育が受けられるよう、支援体制の構築に努めます。 医療的ケアが必要な児童を保育所等へ受け入れるため、看護師配置等の支援体制及び必要な費用に対し助成を行います。	健康福祉課 教育委員会

個別目標5 児童虐待防止・対策の充実

少子高齢化や核家族化、地域社会とのかかわりの希薄化、経済情勢の悪化等による子育て家庭の社会的な孤立やストレスの増大などにより、児童虐待の発生が懸念されます。教育や保育、医療・保健、警察、地域等の社会全体でこどもを守る体制を構築し、関係機関と連携しながら情報の共有を図り、児童虐待の早期発見・早期対応・未然防止に努めます。

また、虐待やヤングケアラー等、困難を抱えるこども・家庭へ支援していきます。

	主な取組み	内容	担当課
1	こども家庭センター【再掲】	「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を統合し、「こども家庭センター」を設置しました。 これらの機能を充実させ、これまで以上に一体的な切れ目のない相談支援を行っていきます。	健康福祉課
2	相談体制の充実	児童相談所と連携を図りながら、子育て相談体制の充実や周知に努めます。	健康福祉課
3	こどもの人権に関する啓発	こどもの人権が尊重されるまちづくりを目指して、こどもの人権や児童虐待防止に関する啓発を推進します。 体罰によらない子育てを推進するため、こども家庭センターや乳幼児健診の場、子育て支援拠点、保育施設、学校等と連携して普及啓発活動を行います。	健康福祉課
4	要保護児童対策地域協議会の充実	学校、教育・保育施設、地域、行政などが連携した地域協議会等の充実を図り、要保護児童の支援が円滑になされるよう努めます。	健康福祉課

	主な取組み	内容	担当課
5	子育て世帯訪問支援事業の実施	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	健康福祉課
6	見守り体制の充実	学校や教育・保育施設等と連携した見守り体制の充実を図るとともに、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員に協力をお願いします。スクールガードリーダーによる見守りを定期的に行います。	健康福祉課 教育委員会
7	ヤングケアラーへの支援	家族の介護、その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる18歳未満のこども（ヤングケアラー）の状況の把握や関係機関との連携、個々に応じた適切な支援を行います。	健康福祉課 教育委員会
8	児童育成支援拠点事業	養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象。 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えると同時に児童や保護者への相談等を行います。 本町には受け入れ可能な施設が整っていませんが、今後提供体制を検討していきます。	健康福祉課 教育委員会

施策目標4 仕事と家庭の両立の推進

個別目標1 両立を支援する保育サービスの充実

少子化や核家族化、就業構造の変化により多様な保育ニーズが生じています。また、子育て世代の女性の就業率が高いこと等により0歳児からの保育ニーズが高まっている現状にあります。

平成31年4月からひがしね保育園が0歳児保育を開始したことにより、町内すべての教育・保育施設での0歳児からの保育および延長保育や一時保育が実施となり、保育サービスの充実が図られました。一方、病児病後児保育については、要望が高まっている中、小児科医が不在である当町において実施可能な方法等を充分検討していく必要があります。小学生の放課後児童クラブは学区毎に設置され、利用希望者の人数やニーズに応じた運営を行っています。保護者の就労や社会参加等のための多様な教育・保育ニーズに対応できるよう、年齢に応じた保育サービスの充実に努めます。

	主な取組み	内容	担当課
1	子ども・子育て支援法に伴う事業の実施	子ども・子育て支援法施行に伴う特定教育・保育施設等及び放課後児童健全育成事業等を実施します。保護者のニーズに対応した子ども・子育て支援を検討し実施します。（第5章に詳細掲載）	健康福祉課
2	保育内容の充実	町内すべての園で0歳児からの保育を実施しています。 各種研修の実施・参加を推進し、保育士等の資質の向上に取り組むなど、保育内容の充実を図ります。	健康福祉課
3	延長保育	町内すべての園で延長保育を継続して実施しています。就労している保護者の子育て支援に努めます。	健康福祉課
4	一時預かり保育	町内すべての園で一時預かり保育を実施しています。家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児の保育や幼稚園在園児の預かり保育を実施するなどの子育て支援に努めます。	健康福祉課
5	休日等の保育ニーズへの対応	休日保育や急に保育が必要となった家庭に対応するため、ファミリー・サポート・センターを設置していますが、登録者が増えない現状から登録者の増加をめざします。 協力会員の研修を実施するなど支援内容の向上を図るとともに、利用会員や協力会員の登録の促進や活用の周知に努めます。	健康福祉課

	主な取組み	内容	担当課
6	保育施設的环境整備	教育・保育施設の設置者と連携し、子どもたちの保育環境整備への支援を図ります。 老朽化した施設に関して、随時補修等への支援を実施します。	健康福祉課
7	放課後児童クラブの充実	利用希望者のニーズに応じた受入体制整備への支援を図るとともに、支援員研修や各種研修受講によるクラブの充実を支援します。また、各地区コミュニティセンター事業や放課後子ども教室との連携を推進します。	健康福祉課

個別目標2 両立のための働き方・生活の見直し

核家族化が進む中、就業構造の変化や子育て世代の女性の就業率が高いこと等により0歳児からの保育や多様な保育ニーズが生じています。また、働き方改革により、結婚や出産などでフルタイムの労働が困難な方や元気な高齢者などが活躍できる場の創出が期待されているところです。やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活において、多様な生き方が選択・実現できる社会を目指し、仕事と生活の調和の推進に向けた施策が求められています。

	主な取組み	内容	担当課
1	ワークライフバランスに関する啓発促進	企業調査等の機会を活用し、育児休業制度等の周知・啓発を行います。また、就労環境改善事業を実施し、多様な働き方改革関連の企業向けセミナーや国・県事業の情報提供を行うなど仕事と生活の調和の推進に向けた施策の取り組みを支援します。	商工観光課
2	事業所実態調査の実施	事業所等へ雇用状況・就業環境などについての実態調査を実施します。	商工観光課
3	男女共同参画の啓発	「第2次男女共同参画計画」に基づき啓発に努めます。町報等で男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、男女共同参画に関する講座の開催やパンフレット等による啓発活動を促進します。	企画政策課
4	父親の育児参加の促進	マタニティママ&パパサロンや子育てをまなぶ・たのしむパパ教室、子育て支援センターの事業等を通じて、父親の子育てへの参加を促進します。	健康福祉課

施策目標5 こども・子育てに配慮したまちづくり

個別目標1 良質な住宅・居住環境の整備

核家族化が進行する中で子育て世帯の定住を促進するために、賃貸住宅や住宅地の確保が必要であるとともに公園やこどもたちの遊び場など良質な居住環境の整備が求められています。これまで整備してきた公営住宅や公園、公共施設等の充実を図るとともに、新たな事業やプロジェクトに取り組み、若者世帯やU I J ターン者の定住促進を支援します。

	主な取組み	内容	担当課
1	子育て支援のための住宅の確保	人口減少に歯止めをかけ、若者・子育て世帯の定住を促進するために、「子育て支援住宅・若者定住促進住宅」の整備に向けた取組みを行います。 また、住生活基本計画の策定も進めており、現行計画の検証を踏まえて、子育て世帯に対する今後の支援等についても検討を行っています。 今後、子育て応援住宅・若者定住促進住宅整備事業により、子育て応援住宅 12棟 12戸、若者定住促進住宅 3棟 18戸 を整備予定です。	建設課
2	魅力ある住宅地の供給	「子育て若者世帯住宅取得支援事業」による子育て・若者世帯の住宅取得を促進することにより、人口流出の抑制や定住人口の拡大を図ります。	建設課
3	公園の活用	既存の公園の整備充実を図るとともに、公園規模や設備の状況など町ホームページに掲載するなどして広く周知を図り、利用を促進します。	建設課
4	公共施設の開放情報の周知	各施設の利用調整を行いながら、滞りなく施設開放を行います。 学童クラブや放課後子ども教室など、地域のこどもたちの居場所づくりに取り組みます。	教育委員会 健康福祉課

個別目標2 安心して外出できる環境の整備

児童生徒などの歩行者に配慮した、安全で安心して利用できる道路や歩道等の施設整備に努めます。また、児童生徒等が安心して通学できる環境づくりのため、スクールバスの運行や防犯灯の整備を推進します。

	主な取組み	内容	担当課
1	通学路の安全確保	安全な通学のため、歩道や安全柵の設置など通学路にふさわしい道路整備を推進します。冬期間は、通学に支障が出ないように除雪体制を充実します。	建設課
2	交通安全施設の整備	交通事故を防止するため、交通量が多い道路や事故の多発している道路、通学通園路等を中心に、横断歩道や区画線、道路標識等の交通安全施設の点検・整備を実施するとともに管轄機関への整備要望を実施します。	町民課
3	スクールバスの運行	小中学校において、遠距離通学児童生徒を中心に、利便性向上と安全確保のため、スクールバスを運行します。小学生は2km、中学生は3km以上の児童生徒を対象に運行し、ルートやバス停の調整等、安全配慮に努めます。	教育委員会
4	舗装段差の解消及び道路のバリアフリー化の促進	道路工事等による新規歩道設置や舗装段差解消・劣化した蓋版交換等の際など、歩行者に配慮した道路のバリアフリー化を進めます。	建設課
5	公共施設の子育て支援設備の整備の推進	公共施設整備の際に、ベビーカーで利用できるスロープ等の整備、ベビーベッドの設置やキッズスペースの整備、男女トイレ内にベビーチェア等の設置など親子がともに利用できるよう推進します。	健康福祉課
6	防犯灯の整備	学校、地域、警察と連携して通学路防犯点検を実施するとともに、防犯灯の整備・管轄機関への要望等を実施し防犯対策を推進します。	町民課

個別目標3 こどもの安全の確保

こどもの安全確保に向け、学校や地域、関係機関と連携しながら、これまで「子ども110番」の設置や「地域の見守り活動」など犯罪等から守る取り組みを進めてきました。

引き続き、こどもが犯罪の被害者になることがないように防犯対策を充実するとともに、交通安全対策や防火・防災、熱中症、熊等害獣への対応など、こどもの安全の確保に努めます。

	主な取組み	内容	担当課
1	交通安全教育・学習の推進	交通安全関係機関・団体等と連携しながら、教育・保育施設、学校、地域社会等あらゆる機会をとらえ交通安全教育・学習の徹底に努めます。また、チャイルドシート着用の啓発を実施し理解を深め、こどもの安全確保に努めます。	町民課
2	こどもの防犯力の育成	学校での指導や啓発パンフレットの配布など、あらゆる機会をとらえて、こどもが自ら身を守ることができるよう防犯知識の習熟に努めます。	教育委員会

第4章

	主な取組み	内容	担当課
3	地域の見守り体制の充実	<p>事業所や地域単位の見守り隊の協力を得ながら登下校時の見守りを行うとともに、子ども110番の設置や地域内の危険個所の点検、子どもたちの危険な行為の見守りなども学校と家庭、地域が協力して実施します。</p> <p>熱中症や熊等害獣対策のためにも、見守りの回数増などの充実を検討します。</p>	教育委員会
4	防犯パトロール活動の推進	<p>防犯協会や各種地域団体の協力を得ながら、防犯パトロール車による巡回パトロールを実施し、児童生徒の見守り活動や防犯活動の推進に努めます。</p>	町民課
5	学校・教育・保育施設の危機管理体制の充実	<p>家庭・地域・関係機関との連携を図り、不審者への対応や非常災害対応等、具体的な場面を想定した危機管理体制の充実を図ります。</p>	教育委員会 健康福祉課 総務課
6	こどもの防火・防災意識の啓発	<p>学校や地域等での防火・防災訓練の実施などにより、こどもたちの防火・防災意識の高揚を図ります。</p>	教育委員会

施策目標6 地域における子育て支援の充実

個別目標1 地域における子育て支援サービスの充実

子育ては父母等の保護者が第一義的責任を持つものですが、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化し、家庭のみでの子育ては大変になってきています。こどもたちが地域の様々な人たちとのかかわりの中で成長していけるよう、民生委員・児童委員の協力も得ながら、地域における子育て家庭の支援の充実を図ります。

	主な取組み	内容	担当課
1	ファミリー・サポート・センターの充実	ファミリー・サポート・センター事業について町報や町ホームページ等で周知を図り、利用会員登録を促進し、子育て援助が必要な家庭を支援します。また、協力会員への研修実施等により支援内容の向上を図るとともに、協力会員登録を促進し、多様なニーズに対応できるよう事業の充実に努めます。	健康福祉課
2	子育て支援センターの活用	各種講座の開催や育児相談などを行うとともに、センター内の広場や園庭を開放し、こども同士、父母・祖父母の方の交流の場を提供するなど、こどもを持つ全ての家庭が利用しやすい体制づくりに努めます。	健康福祉課
3	民生委員・児童委員の協力	地域の民生委員・児童委員、主任児童委員の方々と情報共有し連携を取りながら、各家庭の子育て支援に努めます。 民生委員・児童委員、主任児童委員に対し、町の支援策や気になるこどもがいる場合の対応策等について周知を図っていきます。	健康福祉課
4	教育・保育施設地域活動事業の推進	教育・保育施設と連携しながら、施設を開放しての入園体験や行事参加などの事業を推進し、地域の子育て家庭を支援します。	健康福祉課

個別目標2 子育て支援のネットワークづくり

こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化しているなか、こどもたちの育成等に関係する団体、組織それぞれの活動の充実を図ることが大切になっています。また、子育て支援センターを活用しながら、地域で子育て仲間が集い学べる場の提供や育成を推進します。

	主な取組み	内容	担当課
1	青少年育成団体の充実	青少年を取り巻く環境についての研修会を継続しながら、会議を構成する団体の連携強化を図ります。	教育委員会

第4章

	主な取組み	内容	担当課
2	要保護児童対策地域協議会の充実【再掲】	学校、教育・保育施設、地域、行政などが連携した地域協議会等の充実を図り、児童虐待の早期発見、早期通報のしやすい環境づくりや円滑な対応に努めます。	健康福祉課
3	白鷹町PTA連絡協議会活動の促進	研修会や町長と語る会、要望活動などを通じて、保護者の学習と交流、子育てへの参加を促す白鷹町PTA連絡協議会活動の促進・充実を図ります。	教育委員会
4	地域の子育て仲間が集う場の育成	子育て支援センターを活用し、地域の子育て仲間が集い学べる場の提供や育成を推進します。 近隣の子育て支援センターの影響等により、町子育て支援センターの利用者が減少しています。当町ならではの強みを活かした事業内容を検討していきます。	健康福祉課
5	行政間の連携の強化	子育て等に関する所管が多岐にわたることから、各所管の連携を強化し、各種相談や支援等に対応します。	健康福祉課

個別目標3 児童の健全育成

こども時代の様々な体験がこどもの社会性や正義感などを養うとされていることから、家庭や学校、地域、関係団体と連携を図りながら、自然体験や世代間交流、地域活動、スポーツ、こども同士の交流などを通して、児童生徒の健全育成を推進します。

	主な取組み	内容	担当課
1	ジュニアリーダーの育成	スポーツ少年団などのリーダーとなるこどもの養成に努めるとともに、各団体におけるリーダー養成活動や研修会参加を支援します。 参加者の増加を図るため、参加しやすい研修内容について検討していきます。	教育委員会
2	放課後子ども教室の充実	こどもたちの居場所づくりとして、学校とコミュニティセンター、地域等が協力・連携して、学校区ごとの実施を目指し検討を進めます。また、放課後児童クラブとの連携を図ります。	教育委員会
3	コミュニティセンター等との連携	コミュニティセンター等と連携しながら、こども達の自然体験や世代間交流を促進するための各種体験教室や講座等の開催に努めます。	教育委員会
4	スポーツ少年団の育成	心身共に健康な児童生徒を育成するため、スポーツ少年団の母集団や指導者の研修会などの育成支援を行います。	教育委員会

	主な取組み	内容	担当課
5	子ども会活動の育成	町内の単位子ども会の多くが加入者の減少により従来の活動が難しい状況にあります。子どもたちが主体的に活動できる子ども会育成会となるよう組織の再編等を促すなど必要な支援を行います。	教育委員会
6	総合型地域スポーツクラブの充実・支援	スポーツ協会等と連携を図ることで、気軽にスポーツできるクラブ事業を継続します。	教育委員会

施策目標7 次代の親の育成

個別目標1 次代の親としての家庭観の醸成

晩婚化や未婚化が進行している中で、次代の親を育成するために家庭観の醸成が必要になっています。児童生徒を含めて次代の親となりうる人に、男性と女性が共に協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの意義を理解してもらうための教育や広報等を推進します。

	主な取組み	内容	担当課
1	乳幼児とのふれあい学習の推進	職場体験や保育ボランティア等を通じて、中学生や高校生が乳幼児とふれあえる学習機会の充実を図り、次世代に親となる若者の乳幼児に対する愛情や理解を深めます。学校へ働きかけ、より多くの学びを提供するよう努めます。	教育委員会 健康福祉課
2	命の大切さを学ぶ「いのちの教育」の充実	子どもを生み育てることの意義や命の大切さ、自分を大切に思う心について学習する場の充実を図ります。 学校への働きかけに努めます。	健康福祉課 教育委員会
3	男女共同参画の啓発促進	男女が互いの人権を尊重し合い、それぞれの個性と能力を發揮しながら、ともに支え合う男女共同参画社会を目指して、児童生徒に教科・道徳等を通じた指導の推進に努めます。	教育委員会
4	子育ての楽しさを伝える広報活動の推進	いきいきと子育てを楽しむ保護者の様子や、楽しそうにふれあう親子の様子など、「子育ては楽しい」と感じられる広報活動を積極的に推進します。	健康福祉課 教育委員会

個別目標2 出会い・結婚につながる支援の強化

これまで婚活サポート委員会を中心に、出会いの場の創設等に努め、出会いや結婚に向けて活動を継続してきました。県の「やまがた縁結びたい」との連携や他市町との情報交流等も強化しながら、広域的な出会い・結婚につながるサポート体制を充実させ、支援していきます。また、気軽に交流できる「おとなの居場所」が少ないことから、地域、民間から色々なアイデア・支援をいただき、出会いの場を創設していくことも重要となります。

	主な取組み	内容	担当課
1	婚活サポート委員活動の活性化	定例情報交換会や研修を通じて委員のスキルアップを図るとともに他市町との交流を通じて委員活動の活性化を図ります。	健康福祉課
2	出会いの場の創出	委員会主催の婚活イベントや気軽に参加できる小規模イベントを開催し、若者の出会いの場の創出に努めます。	健康福祉課

	主な取組み	内容	担当課
3	広域的な連携の強化	県や近隣市町、関係団体等との情報交換会や連携を強化し、出会いの場の創出、情報提供・収集など広域的な活動を推進します。	健康福祉課
4	ふるさと賑わい支援	身近な出会いの場でもある同窓会の開催について支援します。 同窓会開催事業に対し、一人2,000円の支援を行います。	企画政策課

個別目標3 若者が活躍できる環境づくり

若者の雇用促進のため、既存企業の育成や企業誘致、新たな創業者の開拓・支援などを行うとともに、新規就農者への支援に努めます。また、高度な技術の習得に対する支援や町外からの新規就農者への支援を行うなど若者が活躍できる環境や定着できる環境づくりに努めます。

また、若者が集まって活動できる場づくりのため、若い人たちの意見やアイデアを積極的に採用していくことも重要となります。

	主な取組み	内容	担当課
1	若者の就労支援	商工会や学校など関連機関の協力を得ながら、町内企業の合同説明会を実施するなど若者の就労を支援します。	商工観光課
2	若者の職場づくり	企業の設備投資等を促進し、企業力の向上と雇用の促進を図るとともに、創業支援等事業計画に基づき、新たな創業者の開拓・支援を行い、若者の職場づくりを推進します。	商工観光課
3	各種能力開発の支援	関係機関との連携により、技術力向上など若者の能力開発を支援します。	商工観光課
4	新規就農者への支援	白鷹町農業再生協議会を中心に、新規就農のための研修や、施設・設備の整備、資金融資など、県の事業と連携しながら支援するとともに、確実な定着に向けた取組みを推進します。	農政課
5	町外からの新規就農者への支援	町内の賃貸住宅に居住し町内で就農・研修している町外からの新規就農者に対し、家賃の一部助成、住宅取得、施設や機械等の導入に対し支援します。	農政課
6	若者が集まって活動できる場づくり	各種イベント等を主催する実行委員会のように、若者が集まり、共に遊び、学び、話し合い、実行することができる活動の場づくりを促進するとともに支援します。 白鷹学講座等により若い人たちの意見やアイデアを積極的に採用していきます。	教育委員会

第5章 子ども・子育て支援法に 基づく取組み

第5章 子ども・子育て支援法に基づく取り組み（変更）

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、市町村は、離島や山間地などの地理的要件や合併の経緯及び交通事情など、地域の実情に応じて区域を設定することができますが、本町においては、教育・保育提供区域の区分設定を行う合理的理由がないことから、町全体をもって1区域とします。

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」の推計方法

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」の推計方法については、国の手引きにより標準的な算定方式が示されていますが、より効果的、効率的な算定方法について、子ども・子育て会議の論議や、「潜在ニーズを含めた量の見込みを把握したうえで確保方策を定める」という制度の基本的な考え方を踏まえ、各自治体による独自の推計方法を妨げないとされています。

本町では、国が示した算定方式による量の見込みを参考にしながら、これまでの利用状況や今後の出生数の動向から独自の推計方法に基づき量の見込みを算定しました。

3 教育・保育に関する「量の見込み」と「確保方策」

(1)教育・保育に関する「量の見込み」

◆認定区分と利用できる施設



- 保育を必要とする事由
- ・就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
 - ・妊娠、出産
 - ・保護者の疾病、障害
 - ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・災害復旧
 - ・その他

◆表の見方

①計画年度
令和2年度

②支給認定／年齢区分
第1号：教育利用（満3歳以上）
第2号：保育利用（満3歳以上）
第3号：保育利用（満3歳未満）

単位：人

支給認定区分	第1号	第2号		第3号	
	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
年齢				1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)	教育 16	教育	保育 228	保育 120	保育 52
	16		400		
確保 方策	教育・保育施設 20		228	120	52
確保合計	20		228	120	52
			400		

③教育利用見込み数

④保育利用見込み数
(0歳、1・2歳、3～5歳)

⑤施設・事業区分
【教育・保育施設】
幼稚園、保育所、認定こども園
【地域型保育事業】
小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育

⑥教育利用見込み数に対する幼稚園・認定こども園の確保定員数

⑦保育利用見込み数に対する保育所・認定こども園・地域型保育事業の確保定員数

※第2号認定が「教育」と「保育」に分かれているのは、保育の必要性がある「保育（2号）認定」を受けたこどものうち、幼稚園において教育を利用するこどもを見込むものです。

第5章

令和7年度

(単位：人)

支給認定区分		第1号	第2号		第3号	
年齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	6	—	148	87	31
		6		266		
	確保 方策	教育・保育施設	20		180	87
	地域型保育事業					
確保合計		20	—	180	87	33
				300		

令和8年度

(単位：人)

支給認定区分		第1号	第2号		第3号	
年齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	6	—	148	87	31
		6		266		
	確保 方策	教育・保育施設	20		180	87
	地域型保育事業					
確保合計		20	—	180	87	33
				300		

令和9年度

(単位：人)

支給認定区分		第1号	第2号		第3号	
年齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	6	—	148	87	31
		6		266		
	確保 方策	教育・保育施設	20		180	87
	地域型保育事業					
確保合計		20	—	180	87	33
				300		

令和10年度

(単位：人)

支給認定区分		第1号	第2号		第3号	
年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	6	—	148	87	31
		6		266		
	教育・保育施設	20		180	87	33
確保 方策	地域型保育事業					
確保合計		20	—	180	87	33
				300		

令和11年度

(単位：人)

支給認定区分		第1号	第2号		第3号	
年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	6	—	148	87	31
		6		266		
	教育・保育施設	20		180	87	33
確保 方策	地域型保育事業					
確保合計		20	—	180	87	33
				300		

(2) 確保方策について

教育・保育施設は、2か所の保育園と2か所の認定こども園が事業を実施しています。量の見込みに合わせた実施体制整備の支援を行います。

地域型保育事業の実施予定はありませんが、需要に応じ、事業者からの申請を受け事業の実施を支援します。また、企業主導型保育施設の地域枠の活用は予定はありません。

保護者が町外の教育・保育施設を希望する場合は、所在地市町等と入所調整を図ってまいります。

4 地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」と「確保方策」

(1) 利用者支援事業(こども家庭センター)

こども及び保護者が、子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、こども及び保護者の身近な場所において、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。令和6年度に設置したこども家庭センターを中心に相談業務の強化を図っていきます。

単位：カ所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業

特定教育・保育施設の延長保育に係る利用料について、その全部または一部を助成することで、必要な保育を確保する事業です。特定教育・保育施設において、量の見込みに合わせ実施体制を整備します。

単位：1日平均利用人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	40	40	40	40	40
②確保方策	40	40	40	40	40
②-①	0	0	0	0	0

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況により町が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用の全部または一部を助成する事業です。量の見込みはありませんが、需要の状況に応じ事業の実施について検討します。

(4) 多様な事業者の参入を促進する事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進する事業です。量の見込みはありませんが、需要の状況に応じ事業の実施について検討します。

(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により日中家庭にいない小学校に就学している児童について、放課後に適切な遊び・生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。放課後児童クラブにおいて、量の見込みに合わせ実施体制を整備します。

単位：放課後児童クラブ登録通常利用児童人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	200	200	200	200	200
小学1～3年生	160	160	160	160	160
小学4～6年生	40	40	40	40	40
②確保方策	200	200	200	200	200
②－①	0	0	0	0	0

*放課後児童クラブ登録通常利用児童人数：毎日利用している人数と、毎日利用していない人の一日平均利用人数の合計

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭での養育が一時的に困難な児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。本町には受け入れ可能な施設が整っておりませんが、町外の3施設に委託し、実施しております。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・助言・援助」を行う事業です。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	55	55	55	55	55
②確保方策	実施機関：こども家庭センター 実施体制：保健師3人				

(8) 養育支援訪問事業、要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業

乳児家庭全戸訪問の実施等により把握した要支援児童や特定妊婦に対し、要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言、その他の援助を行う事業です。

単位：述べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保方策	実施機関：こども家庭センター 実施体制：保健師3人、保育士1人				

(9) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児やその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育ての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。子育て支援センターにおいて量の見込みに合わせ実施体制を整備します。

単位：延べ利用人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
②確保方策	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
②-①	0	0	0	0	0

(10) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、教育・保育施設において一時的に預かり必要な保育を行う事業(一般型)と、認定こども園において、在園児(1号認定)を対象とした預かり(幼稚園型)を実施しています。特定教育・保育施設において、量の見込みに合わせ実施体制を整備します。

単位：延べ利用人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
幼稚園型	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
一般型	150	150	150	150	150
計	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150
②確保方策					
幼稚園型	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
一般型	150	150	150	150	150
計	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150
②-①	0	0	0	0	0

(11) 病児保育事業（病児・病後児保育）

疾病にかかっている「保育を必要とする乳幼児」及び「家庭において保育を受けることが困難となった小学生」を教育・保育施設、病院等の専用の施設において一時的に保育を行う事業です。近隣の施設を利用した場合、利用料の補助を行っています。

単位：延べ利用人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	25	25	25	25	25
②確保方策	25	25	25	25	25
②-①	0	0	0	0	0

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の一時的な預かりまたは外出支援について、援助を受けることを希望する利用会員と援助を行う協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整、講習の実施その他必要な支援を行う事業です。子育て支援センターにおいて事業の運営を行っています。

単位：登録会員数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	120	120	120	120	120
②確保方策	120	120	120	120	120
②-①	0	0	0	0	0

(13) 妊婦健診

町が必要に応じて、妊婦に対して行う健康診断です。

単位：延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	700	700	700	700	700
②確保方策	実施場所：県医師会との委託医療機関 検査項目：血液検査、定期検査（超音波）、保健指導 実施時期：妊娠初期～出産				

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して、不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等を対象。

訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行います。

（例）調理、掃除等の家事、子育て・養育の支援、子育ての助言等

単位：延べ件数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	90	90	90	90	90
②確保方策	90	90	90	90	90
②-①	0	0	0	0	0

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象。児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行います。（例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等。本町には受け入れ可能な施設が整っていませんが、今後提供体制を検討していきます。

(16) 親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者を対象。親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達状況等に応じた支援を行います。（例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方を学びます。（ペアレント・トレーニング）等

単位：実人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8	8	8	8	8
②確保方策	8	8	8	8	8
②-①	0	0	0	0	0

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦に対する健康診査をはじめ、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他の母子保健関連施策等を推進し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を実施します。

母子保健法上の事業との連携及び調和の確保に努め、妊産婦等に対する保健指導や新生児の訪問指導等と合わせて行うなどの連携に留意します。

単位：回数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出数 50 1組当たり面談回数 3回 面談実施合計回数 150回				
②-1 確保方策 こども家庭センター	100	100	100	100	100
②-2 確保方策 業務委託等	50	50	50	50	50
②-①	150	150	150	150	150

(18) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所その他の施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所等に
入所しているもの除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は
幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並
びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業で
す。

単位：延べ利用人数

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0~2歳児	①量の見込み	—	840	840	840	840
	②確保方策	—	840	840	840	840
	②-①	—	0	0	0	0

(19) 産後ケア事業

産後ケアを必要とする母子に対して心身のケアや子育てのサポート等を行い、産後も
安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

単位：延べ利用人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保方策	30	30	30	30	30
②-①	0	0	0	0	0

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、その支援は良質かつ適切なものでなければならないとされています。子ども・子育て支援において、幼児期の教育・保育を担う教育・保育施設の役割が極めて重要であることはいうまでもありません。

乳幼児期の教育・保育の目的が達成されるよう国の告示により定められている「保育所保育指針」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」並びに「幼稚園教育要領」は、互いに教育・保育の内容の整合が図られています。

また、乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続を図っていくことが重要であることから、本町として、保育所と認定こども園それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を生かした運営を支援するとともに施設相互の連携の強化を図ってまいります。

6 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組み

(1) 外国につながる幼児への支援・配慮について

国では、国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのいわゆる外国につながる幼児の増加を見込んでいます。本町ではニーズに応じて教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等が円滑に利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し支援を行ってまいります。

(2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

基本指針に基づく、幼児教育・保育の質の確保・向上の取組はますます重要となっています。子ども・子育て会議の意見も踏まえつつ、地域の実情に応じた質の向上施策に取り組めます。

① 認定こども園・保育所と小学校等との円滑な接続の推進

認定こども園・保育所と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、連携・接続の意識啓発、園児と小学校児童との交流活動、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等による小学校の授業参観、小学校教師による教育・保育施設の保育参観、接続を意識したカリキュラムの作成などについて実施又は支援を行います。

- ② 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上
 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上を図るため、施設類型を超えた合同研修および園内研修の実施を支援します。
- ③ 処遇改善を始めとする労働環境への配慮
 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の処遇改善を始めとした労働環境の整備・改善を推進します。
- ④ 教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施
 各法令等に基づき特定教育・保育施設等に実施する必要がある複数の指導監督等について、県及び町との連携を図り、監査の際に求める資料・様式の統一化や重複する一部の監査項目の省略、集団指導・実施指導の適切な組み合わせを検討する等、効果的な指導監査となるようにします。
- ⑤ 教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善
 各教育・保育施設において自己評価、関係者評価、第三者評価の取組に資するよう支援します。
- ⑥ 幼児教育アドバイザーの育成・配置
 施設類型に共通する課題である保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者（「幼児教育アドバイザー」という。）の育成・配置を検討します。

7 国の放課後児童対策に基づく白鷹町行動計画

国は「新・放課後総合プラン」(令和5年度末で終了)において、共働き家庭等の「小1」の壁を打破するとともに、時代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行なうことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備・放課後児童クラブの待機児童の解消を目指し、取り組んできました。

今後は、これまでの理念や掲げた目標を踏まえつつ、喫緊の課題を解決するために内容をまとめた放課後児童対策パッケージを活用し、早期問題解決に向けて取り組んで参ります。市町村は全ての児童が放課後を安全安心に過ごせるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を引き続き計画的に整備していくための実情に応じて計画を策定していくこととされ、総合的な放課後児童対策を本計画に位置付け、放課後児童対策の充実を図っていきます。

1. 放課後子ども教室

小学校に就学している児童が、放課後や休日を安全で安心な環境のもと健やかに過ごせるよう地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動等を行う事業です。

蚕桑小学校区及び荒砥小学校区で開催しており、それぞれ蚕桑地区コミュニティセンター、荒砥小学校放課後子ども教室実行委員会に運営を委託して実施しています。

放課後子ども教室における量の見込みに合わせ実施体制を整備します。

単位：放課後子ども教室利用児童数（延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み (小学1～6年生)	680	680	680	680	680
② 確保方策	680	680	680	680	680
②—①	0	0	0	0	0

2. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

「白鷹町子ども・子育て支援事業計画」第4章施策の展開、第5章子ども・子育て支援法に基づく取組みに記載しています。

3. 放課後子ども教室と放課後児童クラブの実施等について

教育委員会、健康福祉課及び関係機関で組織している「白鷹町放課後子どもプラン運営委員会」を活用し、関係機関との連携を図りながら、放課後子ども教室と放課後児童クラブ相互の連携を深めるとともに、両事業が有効かつ円滑に運営できるよう実施体制を整備します。

第6章 計画の推進にあたって

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの町民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く町民に周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めます。

2 関係機関等との連携・協働

基本理念の実現には、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。

関係者それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わり、子育てを地域で支える体制を整えていきます。

3 白鷹町子ども・子育て会議での意見聴取

計画の推進にあたり、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき条例により町長の附属機関として設置した「白鷹町子ども・子育て会議」で意見をいただきます。委員は、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などで構成されています。

参 考 资 料

参考資料

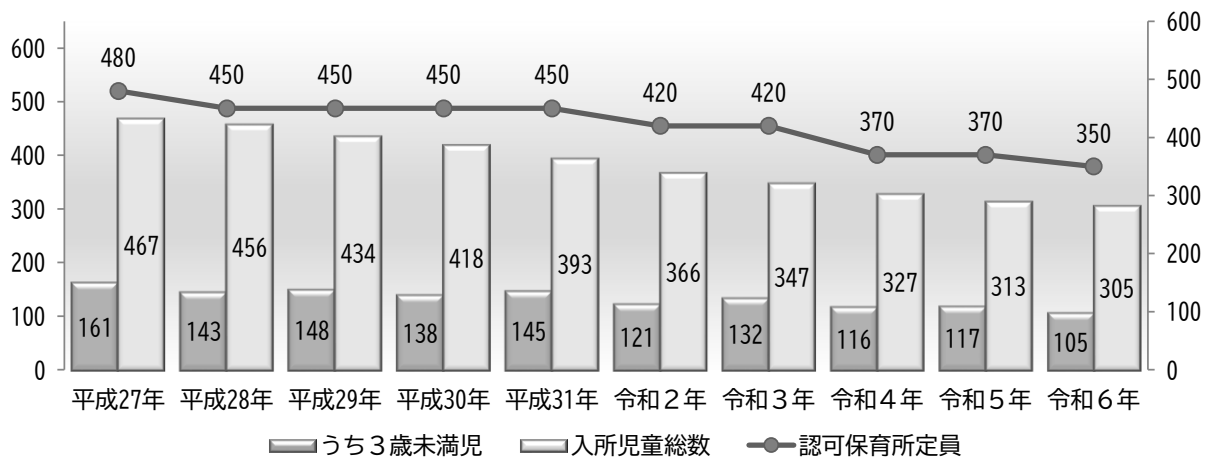
1 白鷹町の子育てサービスの状況

(1) 各種保育サービスの実施状況

区分	さくらの保育園	ひがしね保育園	よつばこども園	愛真こども園
延長保育	7:00~19:00	7:00~19:00	7:15~18:45	7:00~19:00
乳児保育	○	○	○	○
一時保育	○	○	○	○
障がい児保育	○	○	○	○
園開放	○	○	○	○
保育形態	異年齢 児混合保育 (3・4・5歳)	異年齢 児混合保育 (3・4・5歳)	年齢別保育	年齢別保育
入所定員	130	60	50	80
入所児童数	126	56	54	82

令和6年4月1日現在

(2) 認可保育所定員数と入所児童数の推移（各年4月、人）

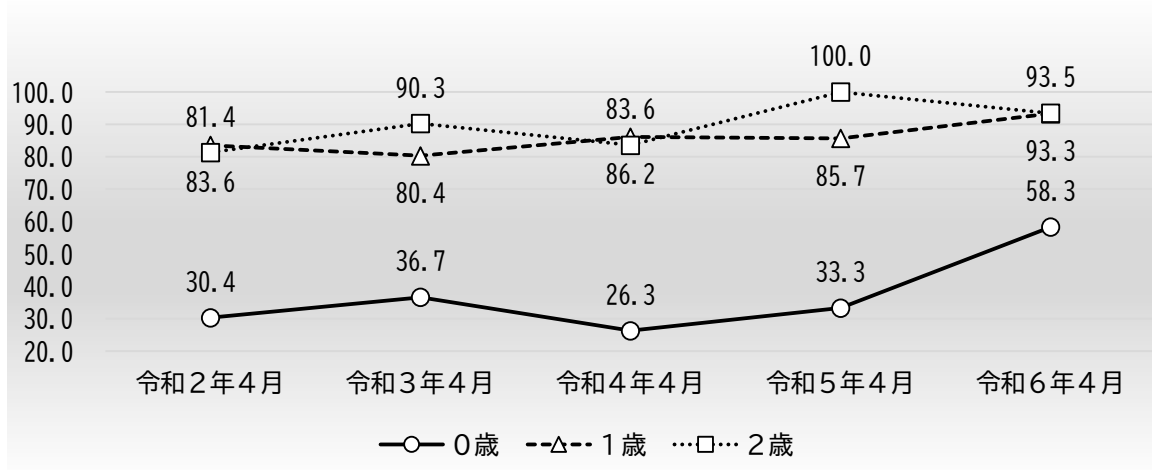


(3) 年齢別入所率の推移（各年4月）

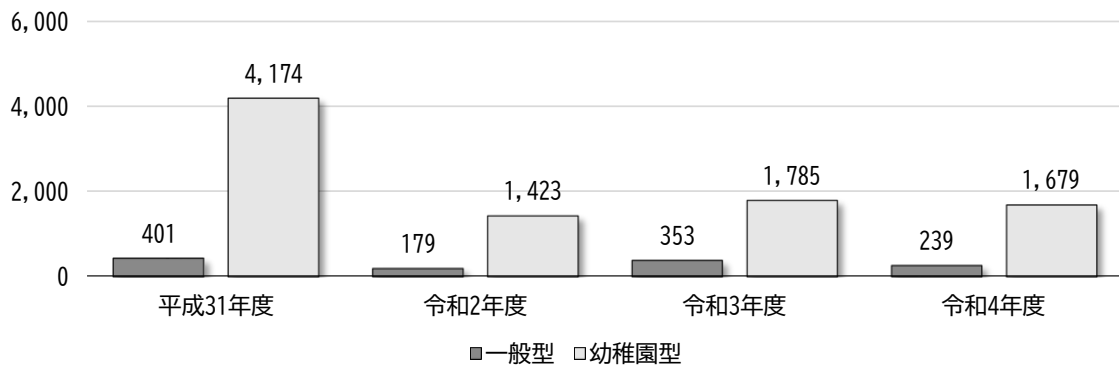
① 0～5歳(%)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
令和2年4月	30.4	83.6	81.4	96.3	100.0	98.9
令和3年4月	36.7	80.4	90.3	100.0	100.0	97.4
令和4年4月	26.3	86.2	83.6	98.6	98.3	100.0
令和5年4月	33.3	85.7	100.0	98.4	100.0	100.0
令和6年4月	58.3	93.3	93.5	100.0	98.4	100.0

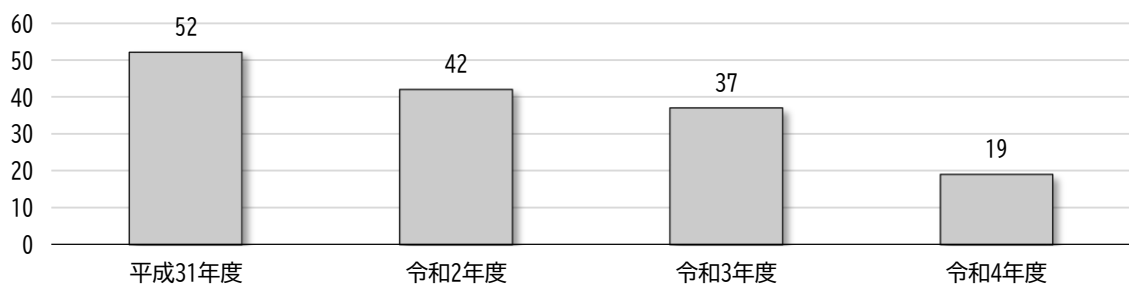
② 0～2歳(%)



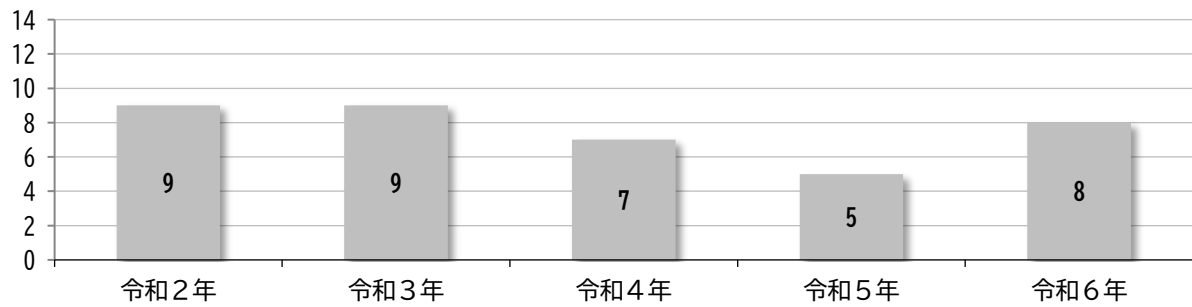
(4) 一時保育の利用人数(延べ人数)



(5) 延長保育の利用状況 (1日平均人数)



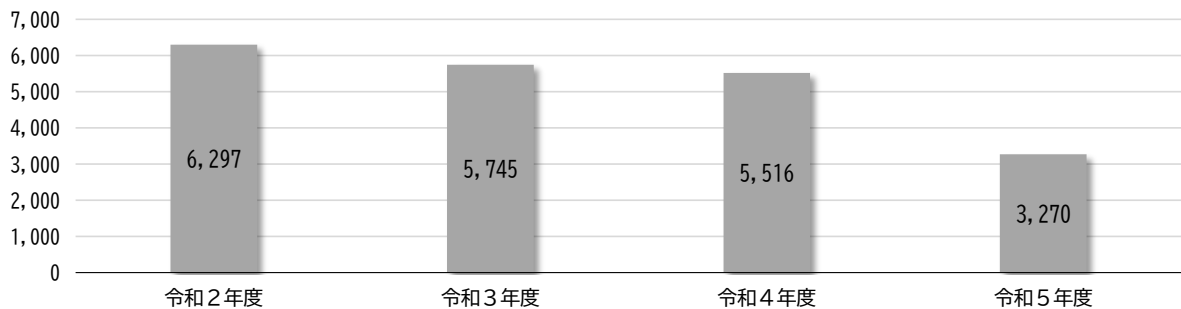
(6)障がい児保育の状況(人)



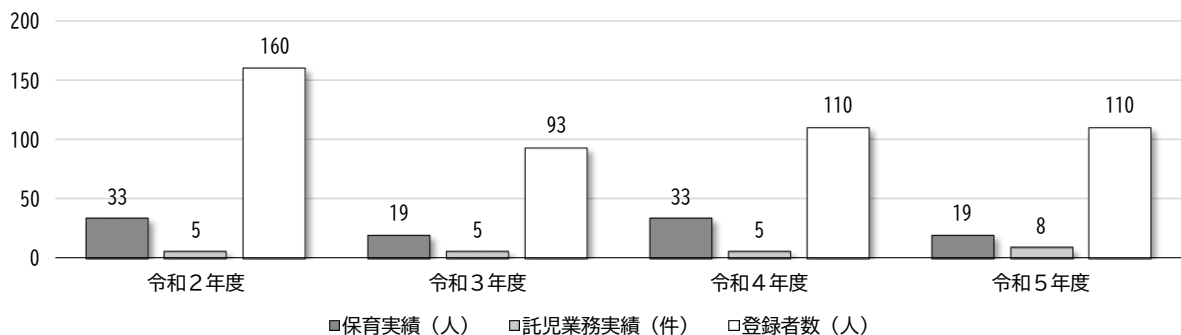
(7)放課後児童クラブ登録児童数の推移(各年4月、人)

	エンゼルイン しらたかA	エンゼルイン しらたかB	エンゼルイン しらたかC	蚕桑っ子 クラブ	鮎っ子 クラブ	東根っ子 クラブ
令和2年	39	39	40	25	42	
令和3年	40	33	40	27	38	26
令和4年	52		51	22	40	30
令和5年	38		39	36	61	44
令和6年	37		43	28	67	38

(8)子育て支援センター活動実績(人)



(9)ファミリー・サポート・センター活動実績



2 白鷹町教育・保育理念及び教育・保育方針

(1)白鷹町教育・保育施設の教育・保育理念

教育・保育施設は、子ども・子育て支援法・児童福祉法及び認定こども園法に基づき、乳幼児の教育・保育を行う。

教育・保育にあたっては、こどもの人権や主体性を尊重し、こどもの最善の利益のために保護者や地域社会と連携を図り、その福祉を積極的に増進する。

(2)白鷹町教育・保育施設の教育・保育方針

・教育・保育は、家庭や地域社会と連携を図りながら、こどもが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うために、健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、教育と保育が一体となって豊かな人間性を持ったこどもを育てていくことを基本とする。

・教育・保育施設は、入園するこどもの保護者や地域の子育て家庭に対し、その意向を受け止め、保護者とこどもの安定した関係に配慮しながら、教育・保育施設の特性や保育教諭・保育士の専門性を生かしてその支援にあたる。

望ましい子ども像

1. 健康で明るい子ども
2. 自分のことは自分でできる子ども
3. 生き生きとあそべる子ども
4. 思いやりのある子ども
5. 話をよく聞き、豊かに話せる子ども
6. ものごとに興味、関心のある子ども
7. 創意工夫して表現できる子ども

第3期 白鷹町 子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和7年3月

発行者 白鷹町 健康福祉課

住 所 〒992-0831 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲488

T E L 0238-86-0212 F A X 0238-86-0115